

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	介護保険法及び名古屋市介護保険条例に基づき、主に以下の(1)～(4)の事務を行う。 (1)被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。また、他市町村住所地特例者(本市に住所はあるが、介護保険法の規定により、転入前市町村の介護保険被保険者となる者)の情報管理も行う。 なお、以下、介護保険における「被保険者」とは特段の記述がある場合を除き、次のいずれかに該当するものをいう。 ・第1号被保険者(65歳以上の者) ・要介護(要支援)認定の申請を行った、あるいは被保険者証交付申請を行った第2号被保険者(40歳以上64歳以下の者) (2)保険料の賦課・徴収 本市の第1号被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。 (3)要介護(要支援)認定等 本市の被保険者等の申請に基づき、要介護(要支援)認定の調査等を実施し、要介護(要支援)状態区分等を認定する。また、基本チェックリストにより、サービス・活動事業対象者を把握する。 (4)保険給付等 介護サービス等にかかる受給者(サービス・活動事業対象者を含む。以下同じ。)に対して保険給付等を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	(1)被保険者の資格管理 被保険者資格の取得・喪失、住所地特例及び被保険者証等の交付状況を管理。 (2)保険料の賦課・徴収 第1号被保険者の保険料賦課に関する情報及び保険料の徴収に関する情報を管理。 (3)要介護(要支援)認定等の管理 被保険者等の申請情報及び決定した要介護(要支援)状態区分並びにサービス・活動事業対象者等を管理。 (4)保険給付等 介護サービス等の受給者の給付情報を管理。 (5)関係システムとの連携 後述の情報連携基盤システムに連携する各業務システム等との情報連携機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (申請管理システム)

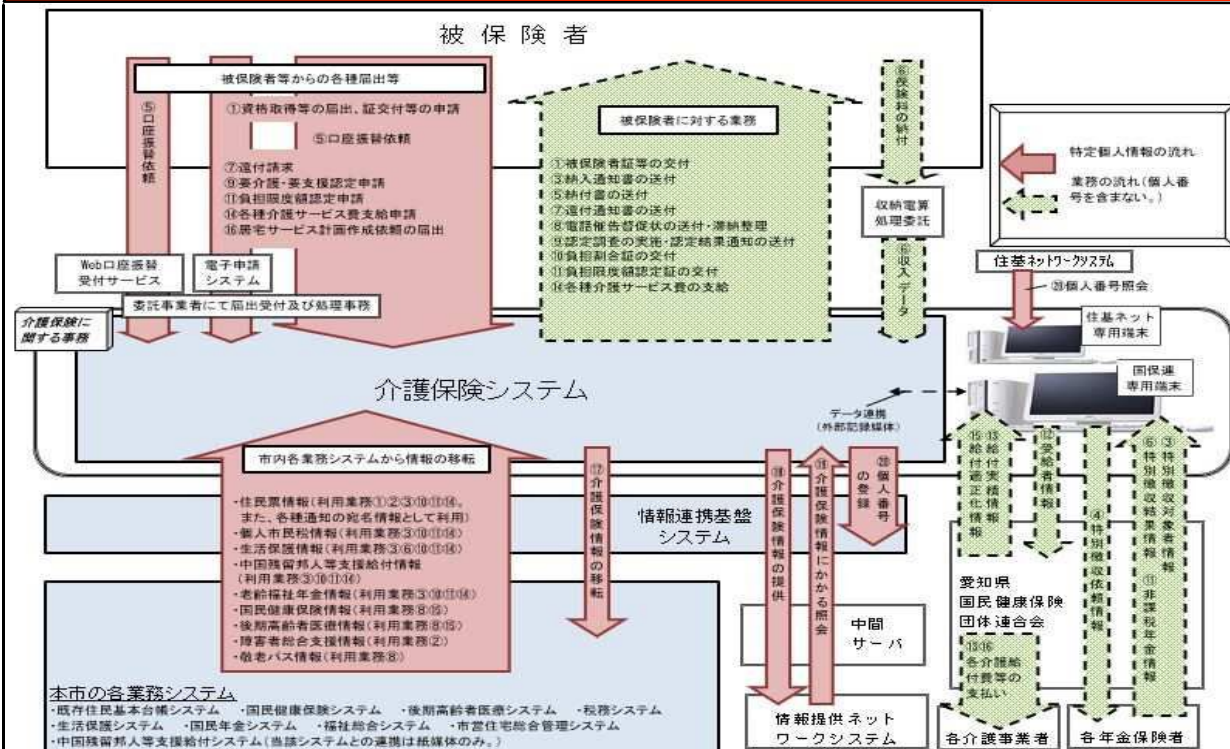
システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)
②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2) 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。 (3) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (4) 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (5) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (6) セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。 (7) 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。 (8) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 (9) ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 (10) 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。 (11) 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。 (12) 申請状況確認機能 ぴったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構への情報照会。 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2)申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 (3)申請フォーム作成機能(職員向け) ・(1)で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	Web口座振替受付サービス
②システムの機能	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、金融機関の承認を経て介護保険料の口座振替を申し込みできる機能 (2)還元データ取得機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申し込んだ情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)被保険者の情報の正確な把握のため。 (2)公平かつ公正な保険料の賦課及び徴収のため。 (3)保険給付等の適正な給付のため。
②実現が期待されるメリット	(1)他市町村から要介護(要支援)認定者が転入した場合、転入前市町村での要介護(要支援)認定結果を記載した「受給資格証明書」の提出がなくても、情報提供ネットワークを利用して、転入前の認定情報を迅速に把握することができる。 (2)本市の住所地特例対象者など、本市に住民票のない被保険者については、所得情報を正確に把握し、適正な保険料や利用者負担割合を決定することができる。 (3)公金受取口座の活用を希望する被保険者に関しては、申請書への口座情報の記載等を省略し、口座情報を正確に把握し、適切に保険給付や保険料還付を行うことができる。 (4)第2号被保険者への証交付時等に医療保険関係情報や生活保護情報を正確に把握することで、適正な資格管理をすることができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同条第2項及び別表第100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日／内閣府／総務省／令第5号)第50条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の8の項、別表第1の9の項、別表第1の47の項、別表第2の11の項、別表第2の12の項、別表第2の57の項および別表第2の58の項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日／内閣府／総務省／令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。) ・番号利用法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(詳細は別紙1に記載)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

(1) 被保険者の資格管理

① 住民票等の異動情報(転入・転出・転居等)や、被保険者からの届出等を受け、必要に応じて被保険者証等を交付する。また、65歳に到達する者については被保険者証を送付する。

② 住民票等の異動情報や適用除外施設利用情報等を基に被保険者資格の管理を行う。

(2) 保険料の賦課・徴収

③ 住民票情報(世帯情報)、個人住民税情報、高齢福祉年金情報及び生活保護情報等(以下、別添1において、「負担判定情報」という。)を基に保険料額を決定する。また、各年金保険者から愛知県国民健康保険団体連合会(以下、別添1において「国保連」という。)等を経由して送付された特別徴収対象者情報を基に徴収方法(特別徴収または普通徴収)を決定する。これらの決定を踏まえ、被保険者に納入通知書を送付する。

④ ③で特別徴収対象者を決定した情報など、本市から特別徴収に関する依頼情報を国保連等を経由して各年金保険者に送付する。

⑤ 口座振替での納付に係る依頼を受け付ける。納付書で納付する者については納付書を送付する。

⑥ 指定金融機関等に納付された保険料、生活保護受給者の代理納付により納付された保険料及び特別徴収により各年金保険者から納入のあった保険料については、収入データとして取り込む。

⑦ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料の納め過ぎが発生した場合は、還付通知書を送付し、還付に係る請求を受ける。

⑧ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料が滞納となった者については、電話催告、督促状の送付及び滞納整理を行う。

(3) 要介護(要支援)認定者等の情報管理

⑨ 介護サービスの利用を希望する被保険者からの要介護(要支援)認定申請を受け、要介護(要支援)認定調査を実施し、その認定結果通知書等を送付する。

⑩ 要介護(要支援)認定を受けた者については、負担判定情報を基に、利用者負担割合を決定し、負担割合証を交付する。

⑪ 特定入所者介護(予防)サービス費の支給を希望する被保険者からの負担限度額認定申請を受け、申請書の記載内容、負担判定情報及び各年金保険者から国保連等を経由して送付された非課税年金情報を基に、被保険者の負担限度額区分を決定し、負担限度額認定証を交付する。

(4) 介護保険給付等

⑫ 国保連に要介護(要支援)認定者及びサービス・活動事業対象者に関する情報(受給者情報)を、国民健康保険及び後期高齢者医療の資格情報も含め提供する。

⑬ ⑫の受給者情報を基に、国保連が介護サービス事業者に介護サービス費用の支払い(保険給付)を行い、その実績情報が本市に提供される。

⑭ 被保険者からの各種介護サービスの費用の償還払いの支給申請を受け、被保険者に償還払いを行う。なお、高額介護サービス費については、負担判定情報を基に支給額を決定する。

⑮ ⑫の受給者情報や介護給付情報などを基に国保連が作成した、介護給付内容に疑義がある情報(医療と介護の給付を同時に受けている可能性がある者など)の提供を受け、給付適正化業務を行う。

⑯ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する被保険者は、本市に居宅サービス計画作成依頼の届出を行い、本市は国保連を通じて(⑫の受給者情報に含めて提供)、居宅介護サービス計画費等を当該事業者等に支払う。

(5) 特定個人情報の移転、提供並びに照会

⑰ 本市他業務が利用する介護保険情報、情報連携基盤システムを介して本市各業務に移転する。

⑱ 情報連携基盤システムを通じて、介護保険情報を中間サーバへ連携して提供する。

⑲ 情報提供ネットワークシステムより、所得情報や要介護(要支援)認定に関する情報、公金受取口座情報、医療保険資格情報、生活保護情報等の照会を行う。

⑳ 住基ネット端末を利用して、住民登録外者の個人番号を照会し、当該個人の個人番号を情報連携基盤システムに登録する。

(別紙1) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠

番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの
六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
七	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
十一	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの
十五	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの
二十七	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
三十八	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
四十二	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの
五十六	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
六十五	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
六十九	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの

番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
七十	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの
八十	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
八十三	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
八十六	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
百八	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第一百十条で定めるもの
百十五	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第一百七十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第一百七十七条で定めるもの
百十六	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第一百八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第一百八条で定めるもの
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
百二十八	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第三百十条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第三百十条で定めるもの
百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三百三十四条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第三百三十四条で定めるもの
百三十七	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第三百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第三百三十九条で定めるもの
百四十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第四百四十六条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第四百四十六条で定めるもの
百四十五	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第四百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第四百四十七条で定めるもの

番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
百五十八	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの
百六十一	都道府県知事	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの

番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
百三十一	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの
			介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの
百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第2【情報照会の根拠】				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十一	市町村長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
十二	市町村長	名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成事業実施要綱による居住費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル システム用ファイル その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 (2) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 (3) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者
その必要性	情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携にあたり、団体内で個人を一意に識別する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 10項目未満 10項目以上50項目未満 50項目以上100項目未満 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 個人番号 個人番号対応符号 その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 その他住民票関係情報 ・業務関係情報 国税関係情報 地方税関係情報 健康・医療関係情報 医療保険関係情報 児童福祉・子育て関係情報 障害者福祉関係情報 生活保護・社会福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報 雇用・労働関係情報 年金関係情報 学校・教育関係情報 災害関係情報 その他 (公金受取口座情報)

	その妥当性	(1)個人番号 個人の正確な特定のために保有する。 (2)個人番号対応符号 他市町村等と情報連携を行うために保有する。 (3)その他識別情報(内部番号) 本市において、個人を特定するために独自の識別番号(団体内宛名番号)を保有する。 (4)5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日及び住所) 被保険者証等に記載するとともに、通知書等の送付先情報として使用するために保有する。 (5)連絡先(電話番号等) 本人への連絡などに使用するために保有する。 (6)その他住民票関係情報 適正な保険料賦課及び保険給付を行うために、被保険者の属する世帯の世帯員の情報を保有する。 (7)地方税関係情報 適正な保険料賦課及び保険給付を行うために、被保険者及び同一世帯の世帯員にかかる個人市民税に関する情報を保有する。 (8)医療保険関係情報 ・第2号被保険者資格の確認のために、当該第2号被保険者が加入している医療保険情報を保有する。 ・介護給付適正化業務のために、本市の国民健康保険・後期高齢者医療加入者の情報を保有する。 (9)障害者福祉関係情報 被保険者資格の管理のために、介護保険の適用除外となる施設にかかる被保険者の入所・退所情報を保有する。 (10)生活保護・社会福祉関係情報 ・適正な資格管理、保険料賦課及び保険給付を行うために、生活保護の被保護者及び中国残留邦人等支援給付を受けている者に関する情報を保有する。 ・生活保護の被保護者にかかる保険料の徴収を行うために、代理納付に関する情報を保有する。 (11)介護・高齢者福祉関係情報 介護保険制度の実施に必要な情報(資格、賦課、徴収、要介護(要支援)認定、保険給付)を保有する。 (12)年金関係情報 適正な保険料賦課及び保険給付を行うために、被保険者にかかる老齢福祉年金に関する情報を保有する。 (13)公金受取口座情報 適切に保険給付や保険料還付を行うために、支給先及び還付先の口座情報を保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、総務局行政DX推進部デジタル改革推進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (スポーツ市民局(住民課)、財政局(市民税課)、健康福祉局(保護課、保険年金課、医療福祉課、障害者支援課、高齢福祉課)) [○] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、デジタル庁、医療保険者) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) [] 民間事業者 () [] その他 ()	
	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、Web口座振替受付サービス)	
②入手方法		
③入手の時期・頻度	(1)本人または本人の代理人からの入手申請の都度。 (2)評価実施機関内の他部署からの入手 ・住民票に関する情報については、住民記録システムの異動情報と即時連携。 ・生活保護に関する情報については、生活保護システムの異動情報を日次連携。 ・高齢福祉年金に関する情報については、年に1回連携入手している。 ・中国残留邦人等支援給付に関する情報については、随時(中国残留邦人等の支援給付の対象者の異動情報があった都度、紙媒体による連携)。 ・国民健康保険料の滞納に関する情報については、随時(介護保険第2号被保険者から要介護(要支援)認定申請があった都度、紙媒体による連携)。 ・個人市民税情報のうち、保険料滞納者にかかる情報については、調査が必要となった都度入手する。 ・それ以外については、月1回入手する。 (3)行政機関・独立行政法人等からの入手 本人確認情報、公金受取口座情報、医療保険資格情報については、調査が必要になった都度入手する。 (4)地方公共団体・地方独立行政法人からの入手 所得情報や転入前市町村での要介護(要支援)情報、生活保護情報などについて、調査が必要になった都度入手する。	
④入手に係る妥当性	(1)要介護(要支援)認定申請など、本人または本人の代理人からの申請が必要な情報は、申請の都度、電子申請システムを通じてまたは紙により入手する。 (2)適正な保険料賦課及び保険給付等を行うため、並びに本人の負担軽減のため、評価実施機関内の他部署から入手する情報は、庁内連携システムまたは紙媒体により、それぞれの情報に適した頻度で入手する。 (3)本人確認情報については、番号利用法の規定により、調査が必要な都度住民基本台帳ネットワークシステムを用いて情報を入手している。 (4)適正な資格管理、保険料賦課、保険料還付、保険給付を行うため、並びに本人の負担軽減のため、他市町村や医療保険者、デジタル庁などから入手できる情報は、介護保険法及び番号利用法に基づき、調査が必要な都度、情報ネットワークシステムから入手する。	
⑤本人への明示	本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示する。ただし、介護保険法及び、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定がある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号利用法及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に明示されている。	
⑥使用目的 ※	資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付などの介護保険事務の公平・公正・効率化のため。	
	変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部高齢福祉課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<介護保険システム> (1) 資格管理 住民票に関する情報、医療保険の資格に関する情報等により、本市介護保険の被保険者資格の管理(取得・喪失の決定等)を行う。 (2) 保険料の賦課 住民票に関する情報(世帯構成等を使用)、個人市民税に関する情報、生活保護に関する情報等(以下「負担判定情報」という。)により、第1号被保険者の保険料額を決定する。 (3) 保険料の収納 保険料の徴収実績や滞納にかかる情報を管理する。 (4) 要介護(要支援)認定等 本人または本人の代理人からの要介護(要支援)認定申請内容等により、要介護(要支援)の認定等を行う。 (5) 保険給付等 負担判定情報により、介護サービス等にかかる受給者の負担割合等を決定するとともに、これらに介護給付実績情報等を加え、高額介護サービス費等の支給額を決定する。 (6) 被保険者証等の発行及び各種通知書の作成 前述(1)～(5)までの情報などをもとに、被保険者証や負担割合証などの証発行を行ったり、保険料の納入通知書などの各種通知書を作成する。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供および情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。 また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。
	情報の突合 ※	・本人または本人の代理人からの情報の入手については、資格情報等の確認や、申請内容について不備がないか、適切に申請がされているか等を確認するため、申請書や被保険者番号をキーに情報を突合する。 ・それ以外の庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた情報の入手については、その他識別番号(内部番号)をキーに情報を突合する。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	介護保険事業状況報告等で統計を作成するが、特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	(1) 本市介護保険の被保険者資格の管理(取得・喪失の決定等)を行う。 (2) 第1号被保険者の保険料額を決定する。 (3) 保険料の収納 (4) 要介護(要支援)の認定を行う。 (5) 介護保険利用者の負担割合等の決定や高額介護サービス費等の支給額の決定を行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 実施しない。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (3) 件	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		介護保険システムの運用保守委託	
①委託内容		介護保険システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び同一世帯の世帯員(前述2③「対象となる本人の範囲」と同様)	
	その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東海	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2		情報連携基盤システムの開発委託、運用保守委託	
①委託内容		情報連携基盤システムの開発、運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び同一世帯の世帯員（前述2③「対象となる本人の範囲」と同様）	
	その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、情報連携基盤システムに提供する特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （情報連携基盤システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作）	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部（プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。）	
委託事項3		オンライン申請等の事務処理業務委託	
①委託内容		申請の受付、内容確認、システム入力等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び同一世帯の世帯員（前述2③「対象となる本人の範囲」と同様）	
	その妥当性	申請の内容確認、システム入力等を実施するために、当該申請にかかる特定個人情報ファイルの記録項目を委託の対象にする必要がある。	

③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (本市が管理する執務室でのシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		TOPPAN株式会社 中部事業部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (28) 件 [☒] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない	
提供先1		番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「情報照会者」欄に記載。)	
①法令上の根拠		番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
②提供先における用途		別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	
③提供する情報		別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		介護保険の被保険者	
⑥提供方法		[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		照会の都度	

移転先1	スポーツ市民局地域振興部住民課(窓口業務:各区役所区政部市民課、各支所区民生活課)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票の記載事項の変更(ただし、介護保険被保険者資格に関するものに限る。)
③移転する情報	介護保険被保険者資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	毎日1回
移転先2	財政局税務部市民税課(窓口業務:財政局栄市税事務所市民税課、本陣市税事務所市民税課、金山市税事務所市民税課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	(1) 介護保険料の支払いにかかる社会保険料控除の確認資料 (2) 個人市民税における公的年金からの特別徴収の要件確認資料
③移転する情報	(1) 介護保険料の年間納付額に関する情報 (2) 介護保険料の特別徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(1) 前年中に介護保険料の納付を行った者 (2) 介護保険の第1号被保険者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	(1) 随時(住民税申告書受付時)、(2) 年1回

移転先3	健康福祉局生活福祉部保護課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	介護保険にかかる情報を把握し、生活保護(生活扶助、介護扶助等)を実施する。
③移転する情報	(1)介護保険被保険者資格に関する情報 (2)要介護(要支援)認定に関する情報 (3)介護保険の給付に関する情報 (4)介護保険料に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、生活保護受給者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	(1)及び(2)毎日1回。(3)週1回。(4)月1回(ただし、紙媒体で提供する介護保険料加算の変更予定者については、5月、9月、11月、3月の年4回)
移転先4	健康福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	介護保険にかかる情報を把握し、中国残留邦人等の支援給付を実施する。
③移転する情報	(1)介護保険被保険者資格に関する情報 (2)介護保険料に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、中国残留邦人等の支援給付の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	(1)(2)随時(新たに中国残留邦人等の支援給付の対象者になったとき、対象者が65歳になったとき、対象者の保険料額の変更が見込まれるとき)

移転先5	健康福祉局生活福祉部保険年金課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	(1)高額介護合算療養費の支給申請勧奨のための確認資料 (2)国民健康保険料の特別徴収対象者決定のための確認資料
③移転する情報	(1)介護保険の給付に関する情報 (2)介護保険料の特別徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、 (1)介護保険給付実績のある者 (2)介護保険料の特別徴収対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	(1)年1回(11月～12月頃)、(2)年2回(4月、7月)
移転先6	健康福祉局生活福祉部医療福祉課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	(1)高額介護合算療養費の支給申請勧奨のための確認資料 (2)後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者決定のための確認資料
③移転する情報	(1)介護保険の給付に関する情報 (2)介護保険料の特別徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、 (1)介護保険給付実績のある者 (2)介護保険料の特別徴収対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	(1)年1回(11月～12月頃)、(2)月1回

移転先7	健康福祉局障害福祉部障害者支援課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	(1)障害者総合支援に関する業務及び移動支援・地域生活支援に関する業務において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条にかかる他の法令による給付等との調整。 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2にかかる高額障害福祉サービス等給付費の支給額算定の参考資料。
③移転する情報	(1)要介護(要支援)認定に関する情報(給付等との調整に利用) (2)介護保険の給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、要介護(要支援)認定を受けている者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	(1)(2)ともに月1回
移転先8	健康福祉局障害福祉部障害企画課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	障害者寝具寝台貸与に関する事務、重度障害者移動入浴に関する事務及び障害者住宅改造補助金に関する事務において、各サービスの対象者判定のため(障害者住宅改造補助金に関する事務においては、対象者の判定及び補助金の算定のため)の確認資料
③移転する情報	(1)要介護(要支援)認定に関する情報 (2)介護保険の給付に関する情報(障害者住宅改造補助金に関する事務のみ利用)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者のうち、各事務にかかる申請のあった者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和5年度約300回。)

移転先9	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	在宅要介護高齢者等寝具貸与に関する事務及び家族介護慰労金に関する事務において、それぞれの対象者要件を満たすことの確認資料
③移転する情報	(1)要介護(要支援)認定に関する情報 (2)介護保険の給付に関する情報(家族介護慰労金に関する事務のみ利用)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、各事務にかかる申請のあった者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (介護保険システムのオンライン画面で直接参照(給付情報を確認する手段が他にないため)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和5年度約40回。)
移転先10	住宅都市局住宅部住宅管理課
①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
②移転先における用途	市営住宅収入申告義務免除の対象者要件を満たすことの確認資料
③移転する情報	要介護(要支援)認定に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者のうち、市営住宅収入申告のなかった者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	年1回(10月頃)

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1) 情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) (2) 特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜介護保険システムにおける措置＞ 介護保険システムのサーバ内の磁気ディスクにデータとして保管している。当該サーバは鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 電子申請システム上の特定個人情報は、サービス提供者が契約するクラウドサービス上に保管される。 ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ サービス提供者のサーバ上に保管される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
②保管期間	その妥当性	＜情報連携基盤システム＞ 団体内統合宛名番号に紐づく全ての特定個人情報が不要となるまで保管する必要があるため、宛名ファイルとしての期間を定めることができない。 ＜介護保険システム＞ 各情報において、以下の年数を原則として保管し、それを経過したものについては消去する。 (1) 保険料賦課・徴収に関する情報 徴収権の時効完結又は欠損した年度の翌年度から10年間保管する。 (2) 保険給付等に関する情報 介護サービス事業者に保険給付等が支払われた年度の翌年度から5年間保管する。 (3) 被保険者資格・要介護(要支援)認定等に関する情報に関する情報 上記(1)、(2)の情報がすべて消去され、かつ住民票が除票となっている被保険者は、その資格情報及び要介護(要支援)認定等に関する情報も消去する。											

③消去方法	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1) 団体内統合宛名番号に紐付く特定個人情報の情報連携が不要になった時点で削除する。 (2) 情報管理室に設置された機器のディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。(3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜介護保険システムにおける措置＞ (1) 移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (3) 保管する必要がないデータは、処理日程を決め (年1回)、削除を行う。 ＜電子申請システムにおける措置＞ データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ サービス提供者のサーバで最長180日保管し、180日経過したデータは削除バッチで自動削除される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

介護住記情報(全市)			
1	住民番号(介護保険システム内の個人識別番号。別添2において同じ。)	58	住所を定めた異動日
2	住所区分1	59	住所を定めた異動事由
3	世帯番号	60	住所を定めた届出日
4	カナ世帯主氏名	61	住民でなくなった異動日
5	世帯主氏名	62	住民でなくなった異動事由
6	郵便番号本番	63	住民でなくなった届出日
7	郵便番号枝番	64	確定日異動日
8	管轄区	65	確定日区分
9	統計学区	66	確定地異動事由
10	現住所	67	確定地届出日
11	現住所例外区分	68	住民区分2
12	市内住所コード	69	仮登録区分
13	丁目	70	被保険者番号
14	地番	71	外国人登録番号①
15	枝番	72	外国人登録番号②
16	未番	73	国籍コード
17	方書	74	在留資格コード
18	方書例外区分	75	在留資格(自)
19	住宅コード	76	在留資格(至)
20	棟コード	77	氏名区分
21	準世帯サイン	78	備考
22	棟・街区	79	介護世帯番号
23	階・棟	80	介護世帯続柄1
24	号	81	介護世帯続柄2
25	住記カナ氏名	82	介護世帯続柄3
26	カナ氏名	83	世帯員フラグ
27	カナ氏名例外区分	84	介護世帯更新日
28	氏名	85	前月管轄区
29	氏名例外区分	86	区間異動処理年月
30	カナ本名	87	フリガナ確認状況
31	カナ本名例外区分	88	生年月日_元号
32	本名	89	生年月日_不詳日
33	本名例外区分	90	外住_異動年月日_不詳日
34	性別	91	住所コードA B R
35	続柄1	以下、外国人住民のみの情報	
36	続柄2	87	世帯主住外区分
37	続柄3	88	アルファベット世帯主名
38	生年月日	89	世帯主通称名
39	生年月日エラーフラグ	90	世帯主外国人宛名フラグ
40	生年月日(邦暦)	91	アルファベット氏名
41	転居前住所異動日	92	カタカナ表記氏名
42	転居前住所	93	本籍
43	転居前方書	94	筆頭者
44	転入元郵便番号本番	95	第30条の45に規定する区分
45	転入元郵便番号枝番	96	在留期間コード
46	転入元自治省コード	97	最終異動事由
47	転入元住所	98	最終変更区分
48	転入元方書	99	最終処理区分
49	転出先郵便番号本番	100	最終異動年月日(西暦)
50	転出先郵便番号枝番	101	最終届出年月日(西暦)
51	転出先自治省コード	102	消除異動事由
52	転出先地	103	消除変更区分
53	転出先方書	104	消除処理区分
54	転出フラグ	105	転出確定異動事由
55	住民となった異動日	106	転出確定変更区分
56	住民となった異動事由	107	転出確定処理区分
57	住民となった届出日	108	住定異動事由
		109	住定変更区分
		110	住定処理区分
		111	住なり異動事由
		112	住なり変更区分
		113	住なり処理区分
		114	住なり異動年月日(西暦)
		115	外住なり異動事由
		116	外住なり変更区分
		117	外住なり処理区分
		118	外住なり異動年月日(西暦)
		DV対象者管理情報(全市)	
		1	住民番号
		2	住記管理区コード
		3	D V対象者フラグ
		資格記録情報(全被)	
		1	住民番号
		2	履歴番号
		3	前履歴番号
		4	被保険者番号
		5	被保険者種別
		6	資格取得事由
		7	資格取得年月日
		8	取得届出年月日
		9	取得届出者区分
		10	資格喪失事由
		11	資格喪失年月日
		12	喪失届出年月日
		13	喪失届出者区分
		被保険者証情報(全被)	
		1	被保険者番号
		2	履歴番号
		3	前履歴番号
		4	証種別
		5	資格取得年月日
		6	証発行事由
		7	証発行年月日
		8	発行場所
		9	証回収事由
		10	証回収年月日
		11	住民番号
		12	証回収依頼日
		13	証回収催告状発行日
		適用除外情報(非被)	
		1	住民番号
		2	履歴番号
		3	前履歴番号
		4	適用除外該当事由
		5	適用除外該当年月日
		6	適用除外該当届出年月日
		7	適用除外非該当事由
		8	適用除外非該当年月日
		9	適用除外非該当届出年月日
		10	管轄区
		11	適用除外施設コード
		12	措置市区町村区分
		13	実施機関コード
		14	実施機関名称
		医療保険情報(2号)	
		1	住民番号
		2	履歴番号
		3	前履歴番号
		4	保険者番号
		5	記号番号

(別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目											
(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。											
全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、 受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者											
6	加入年月日	18	施設退所連絡票受領日	36	本人の介護世帯番号 3						
7	脱退年月日	19	施設退所通知受領日	37	世帯員の介護世帯番号 3						
8	証有効期限	20	施設変更通知受領日	38	基準日 3						
9	本人扶養区分	21	管轄区	39	想定 3						
生活保護情報（全被）		自市町村介護世帯情報（全被及び世帯員）		40	実体 3						
1	住民番号	1	連番	41	判定 3						
2	履歴番号	2	初回	42	相当年度 4						
3	前履歴番号	3	管轄区コード	43	本人の介護世帯番号 4						
4	生活保護開始事由	4	管轄区	44	世帯員の介護世帯番号 4						
5	生活保護開始年月日	5	本人介護世帯番号	45	基準日 4						
6	生活保護廃止事由	6	被保険者番号	46	想定 4						
7	生活保護廃止年月日	7	住民番号	47	実体 4						
8	中国残留邦人公費受給者区分	8	氏名	48	判定 4						
9	保護市区町村区分	9	自市町村住所特例__有無	他市町村住所特例情報（非被）							
10	実施機関コード	10	自市町村住所特例__事業者番号	1	住民番号						
11	実施機関名称	11	自市町村住所特例__適用日	2	履歴番号						
前月分生活保護情報（1号）		12	自市町村住所特例__解除事由	3	前履歴番号						
1	個人番号	13	自市町村住所特例__適用解除日	4	該当事由						
2	履歴番号	14	住記異動	5	該当年月日						
3	前履歴番号	15	世帯構成	6	該当届出年月日						
4	生活保護開始事由	16	住民区分 2	7	該当入所年月日						
5	生活保護開始年月日	17	世帯員フラグ	8	該当通知種別						
6	生活保護廃止事由	18	転入日	9	該当発行事由						
7	生活保護廃止年月日	19	転出日	10	該当発行年月日						
8	保護市区町村区分	自市町村特賦課世帯状況情報（全被及び世帯員）		11	非該当事由						
9	実施機関コード	1	連番	12	非該当年月日						
10	実施機関名称	2	初回	13	非該当届出年月日						
11	代理納付履歴(最終)	3	管轄区コード	14	非該当退所年月日						
老齢福祉年金情報（1号）		4	管轄区	15	非該当通知種別						
1	住民番号	5	本人介護世帯番号__最新	16	非該当発行事由						
2	履歴番号	6	本人被保険者番号	17	非該当発行年月日						
3	前履歴番号	7	本人住民番号	18	事業者番号						
4	老福受給開始年月日	8	本人氏名	19	保険者番号						
5	老福受給停止年月日	9	世帯員住民番号	20	被保険者番号						
6	証書記号番号	10	世帯員被保険者番号	21	入所照会日						
公費負担情報（1号の受給者）		11	世帯員氏名	22	転居届出日						
1	住民番号	12	自市町村住所特例__有無	23	死亡届出日						
2	履歴番号	13	自市町村住所特例__適用日	24	施設退所連絡票受領日						
3	前履歴番号	14	世帯構成	25	管轄区						
4	公費負担医療区分	15	資格取得日	資格異動届出情報（全被）							
5	公費負担医療開始年月日	16	資格喪失日	1	住民番号						
6	公費負担医療終了年月日	17	住記異動	2	履歴番号						
自市町村住所特例情報（全被）		18	転入日	3	得喪区分						
1	住民番号	19	転出日	4	届出者氏名（カナ）						
2	履歴番号	20	本人	5	届出者氏名（漢字）						
3	前履歴番号	21	相当年度 1	6	届出者住所						
4	適用事由	22	本人の介護世帯番号 1	7	届出者電話番号						
5	適用年月日	23	世帯員の介護世帯番号 1	8	届出者電話区分 1						
6	適用届出年月日	24	基準日 1	9	届出者電話区分 2						
7	適用入所年月日	25	想定 1	10	届出者郵便番号本番						
8	適用解除事由	26	実体 1	11	届出者郵便番号枝番						
9	適用解除年月日	27	判定 1	12	届出者住所 2						
10	適用解除届出年月日	28	相当年度 2	代理納付情報（1号）							
11	適用解除退所年月日	29	本人の介護世帯番号 2	1	住民番号						
12	事業者番号	30	世帯員の介護世帯番号 2	2	生活保護情報履歴番号						
13	施設種別コード	31	基準日 2	3	履歴番号						
14	施設所在地被保険者番号	32	想定 2	4	前履歴番号						
15	住所地特例変更届出日	33	実体 2	5	委任状徴収日						
16	施設入所連絡票受領日	34	判定 2	6	委任状徴収開始日						
17	他市町村住所特例者連絡票受領日	35	相当年度 3	7	委任状徴収終了日						

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

不現住情報（全被）			13	通知結果	34	減免終了年月
1	被保険者番号		14	未計算フラグ	35	減免額
2	不現住状態区分		特別徴収回付情報（1号）		36	保険料額
3	開始日		1	レコード区分	37	年金収入
4	確定日		2	市町村コード	38	特徴開始年月
5	臨宅日		3	特徴義務者コード	39	特徴中止事由
6	消除依頼日		4	通知内容コード	40	特徴中止年月日
特別徴収管理情報（1号）			5	特徴制度コード	41	特徴分保険料額
1	被保険者番号		6	作成年月日	42	特別徴収仮算分（内）
2	相当年度		7	基礎年金番号	43	普徴開始事由
3	基礎年金番号（基礎番号）		8	年金コード	44	普徴開始年月
4	基礎年金番号（CD）		9	生年月日	45	普徴分保険料額
5	徴収区分		10	性別	46	普通徴収仮算分（内）
6	所得段階		11	カナ氏名	47	賦課事由
7	市区町村コード		12	漢字氏名	48	賦課決定年月日
8	特徴取扱機関		13	郵便番号	49	賦課期日年月日
9	年金保険者		14	カナ住所	50	特徴取扱機関
10	年金種別		15	漢字住所	51	年金保険者
11	対象通知日		16	各種区分	52	年金種別
12	中止事由		17	処理結果	53	未計算回付年月
13	中止年月日		18	後期移管コード	保険料期別情報（1号）	
14	普徴開始年月		19	各種年月日	1	被保険者番号
15	徴収実績コード1		20	金額1	2	相当年度
16	徴収実績コード2		21	金額2	3	賦課年度
17	徴収実績コード3		22	金額3	4	徴収区分
18	徴収実績コード4		23	共済年金証書記号番号	5	履歴番号
19	徴収実績コード5		保険料賦課情報（1号）		6	所得段階区分
20	徴収実績コード6		1	被保険者番号	7	仮徴収分保険料額
21	仮徴収金額		2	相当年度	8	仮徴収分発付区分
22	変更事由		3	履歴番号	9	仮徴収分発付年月日
23	仮徴収依頼額①		4	前履歴番号	10	本徴収分保険料額
24	仮徴収依頼額②		5	住民番号	11	本徴収分発付区分
25	本徴収金額		6	徴収区分	12	本徴収分発付年月日
26	回数割①		7	世帯非課税	13	調定区1～12
27	回数割②		8	本人課税非課税区分	14	保険料額1～12
28	翌年度引継額		9	資格有無	15	保険料額（決定額）
29	住民番号		10	所得段階	16	賦課事由
30	前年度基礎年金番号（基礎番号）		11	生保受給中	17	賦課決定日
31	前年度基礎年金番号（CD）		12	老福受給中	所得情報（全被及び世帯員）	
32	前年度市区町村コード		13	仮本区分	1	個人番号
33	前年度特徴取扱機関		14	特徴履歴有無	2	相当年度
34	前年度年金保険者		15	普徴履歴有無	3	履歴番号
35	前年度年金種別		16	強制段階入力区分	4	前履歴番号
36	継続区分		17	計算時調定区	5	税情報連動制御
37	徴収区分2		18	徴収区分1	6	障害区分
38	住所地特例区分		19	徴収区分2	7	老年者フラグ
39	特徴開始年月		20	徴収区分3	8	寡婦・ひとり親区分
特別徴収回付記録情報（1号）			21	月別資格有無1～12	9	勤労学生フラグ
1	被保険者番号		22	月別所得段階1～12	10	未成年者フラグ
2	回付年月		23	月別生保受給1～12	11	夫有リフラグ
3	通知種別		24	月別老福受給1～12	12	生活保護フラグ
4	履歴番号		25	月別入力段階1～12	13	非課税年金フラグ
5	前履歴番号		26	基準判定所得額	14	老年廃止措置区分
6	依頼事由		27	算出保険料額	15	データ標準有無フラグ
7	各種年月日		28	減免区分	16	所得照会区分
8	依頼年月日		29	減免事由	17	同特人数
9	依頼金額1		30	減免区	18	16歳未満扶養
10	依頼金額2		31	減免申請年月日	19	普障人数
11	依頼結果通知事由		32	減免決定年月日	20	特障人数
12	依頼結果通知年月日		33	減免開始年月	21	控配区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

22	老人扶養	12	東日震災減免額	58	延滞金免除
23	特定扶養	13	給付制限減免額	59	督促発付停止
24	その他扶養	保険料収納情報(1号)		60	催促発付停止
25	給与収入	1	住民番号	61	賦課事由
26	年金収入	2	被保険者番号	62	賦課決定日
27	給与所得	3	賦課年度	63	納付方法
28	営業等所得	4	相当年度	64	結果事由
29	農業所得	5	徴収区分	収入履歴情報(1号)	
30	総合短期譲渡所得	6	連番	1	被保険者番号
31	不動産所得	7	期別	2	賦課年度
32	利子所得	8	会計年度	3	相当年度
33	配当所得	9	更正回数	4	徴収区分
34	雑所得	10	収入回数	5	連番
35	年金所得	11	調定区	6	収入回数
36	一時所得	12	調定情報保険料額	7	期別
37	総所得金額	13	調定情報延滞金額	8	会計年度
38	土地事業等	14	調定情報延滞金減免額	9	収入種別
39	分離短期控除前	15	収入情報保険料収入	10	領収年月日
40	分離長期控除前	16	収入情報延滞金収入	11	収入年月日
41	一般株式等譲渡所得	17	収入情報納期限	12	保険料収入
42	山林所得	18	還付未済情報保険料額	13	延滞金収入
43	退職所得	19	還付未済情報延滞金額	14	督促手数料
44	総合長期譲渡所得	20	領収日	15	簿冊番号
45	申告区分	21	収入日	16	簿冊連番
46	課税コード	22	消込処理日	17	納付区分
47	所得調査区分	23	納通発付区分	18	年金保険者
48	介護合計所得	24	納通発付年月日	19	元納付回数
49	総所得金額等	25	納通公示送達日	20	還付済保険料額
50	所得控除計(住)	26	納付書発付区分	21	還付済延滞金額
51	総合課税(住)	27	納付書発付年月日	22	充当済保険料額
52	分離課税(住)	28	督促発付区分	23	充当済延滞金額
53	所得割額(市)	29	督促発付年月日	24	コンビニフラグ
54	均等割額(市)	30	督促指定期限	25	収納時間
55	所得割額(県)	31	督促公示送達日	26	区コード
56	均等割額(県)	32	催告発付区分	27	納付取消
57	税額合計	33	催告発付回数	28	算出延滞金
58	繰越控除合計	34	催告発付年月日	29	職員コード
59	減免額	35	時効起算日区分	30	還付済督促手数料
60	年税額(減免後)	36	時効起算日(納付)	31	充当済督促手数料
61	税合計所得金額	37	時効起算日(処分)	過誤納発生情報(1号)	
62	レコード作成年月日	38	停止期間累計日数	1	住民番号
63	先物取引雑所得	39	時効成立日	2	被保険者番号
64	上場株式等譲渡所得	40	不納欠損理由	3	賦課年度
65	上場株式等配当所得	41	決定金額保険料額	4	相当年度
66	その他合計所得金額	42	決定金額延滞金額	5	徴収区分
67	仮基準収入額	43	今年度当初調定額(滞繰額)	6	連番
68	分離短期特別控除額	44	今年度保険料更正額	7	期別
69	分離長期特別控除額	45	今年度保険料現年度収入額	8	過誤納発生日
保険料減免情報		46	前年度当初調定額(滞繰額)	9	過誤納区分
1	被保険者番号	47	前年度保険料更正額	10	賦課事由
2	相当年度	48	前年度保険料収入額	11	過誤納停止区分
3	履歴番号	49	徴収猶予	還付処理情報(1号)	
4	前履歴番号	50	換価猶予	1	処理番号
5	個人番号	51	分納誓約	2	処理区分
6	減免合計額	52	滞納処分停止	3	枝番
7	災害全壊減免額	53	差押え	4	被保険者番号
8	災害半壊減免額	54	参加差押え	5	賦課年度
9	所減50減免額	55	交付要求	6	相当年度
10	所減30減免額	56	不納欠損	7	徴収区分
11	死亡減免額	57	即時不納欠損	8	連番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

9	収入回数	17	充当先元相当年度	33	納付予定日コード
10	処理区	18	充当先元徴収区分	34	納付書受け渡しコード
11	期別	19	充当先元連番	35	郵送／来庁日コード
12	還付元保険料収入	20	充当先元収入回数	36	開始月コード
13	還付元延滞金収入	21	過誤納発生日	37	当月分納付書発行
14	還付元発生回数	22	過誤納区分	38	納付誓約書発行
15	領収年月日	23	賦課事由	39	差押承諾書発行
16	起算日	24	過誤納発生区	40	備考
17	還付加算金保険料収入	25	充当区分	41	延滞金完納サイン
18	日数	26	充当通知日	42	直近納付日（滞繰）
19	支払方法	27	支出年月日	43	直近納付日（現年）
20	過誤納発生日	28	処理年月日	44	分納残額
21	過誤納区分	29	保険料額（収入明細・調定）	納付原簿情報（1号）	
22	賦課事由	30	延滞金額（収入明細・調定）	1	住民番号
23	過誤納発生区	31	保険料収入（収入明細・収入）	2	被保険者番号
24	科目コード	32	延滞金収入（収入明細・収入）	3	賦課年度
25	加算金有効S	33	領収年月日（収入明細）	4	相当年度
26	支出日	34	住民番号（あて名用）	5	徴収区分
27	通知書出力日	35	過誤納発生日（取消用）	6	連番1～12
28	還付調書受付年月日	36	過誤納区分（取消用）	7	期別1～12
29	還付済年月日	37	賦課事由（取消用）	8	調定区1～12
30	還付済区分	38	充当発生回数	9	保険料額1～12
31	還付支払情報区分	39	レコード区分	10	保険料収入1～12
32	保険料額（収入明細・調定）	40	還付通知発付区分	11	時効成立日1～12
33	延滞金額（収入明細・調定）	41	還付通知公示送達日	12	不納欠損理由1～12
34	保険料収入（収入明細・収入）	42	決定時会計年度	13	決定保険料額1～12
35	延滞金収入（収入明細・収入）	43	収入年度	14	期別有効フラグ1～12
36	住民番号（あて名用）	分納情報（1号）		15	月別所得段階1～12
37	過誤納発生日（取消用）	1	誓約番号	納付書管理情報（1号）	
38	過誤納区分	2	回数	1	被保険者番号
39	賦課事由	3	順位	2	賦課年度
40	レコード区分	4	被保険者番号	3	相当年度
41	還付通知発付区分	5	賦課年度	4	連番
42	還付通知公示送達日	6	相当年度	5	支払期限
43	銀行コード	7	徴収区分	6	保険料
44	支店コード	8	連番	7	延滞金
45	出張所コード	9	期別	8	再発行回数
46	種別	10	納付予定日	(コンビニ収納)速報履歴情報（1号）	
47	口座番号	11	納付予定保険料額	1	被保険者番号
48	口座名義（漢字）	12	誓約保険料額	2	賦課年度
49	口座名義（カナ）	13	分納時納付金額	3	相当年度
50	決定時会計年度	14	保険料納付済み	4	徴収区分
51	収入年度	15	解除サイン	5	連番
充当処理情報（1号）		16	区コード	6	収入回数
1	処理番号	17	申請年月日	7	期別
2	処理区分	18	誓約年月日	8	会計年度
3	枝番	19	納付開始年月日	9	データ種別
4	被保険者番号	20	納付日	10	領収年月日
5	賦課年度	21	本日支払額	11	収入年月日
6	相当年度	22	保険料	12	保険料収入
7	徴収区分	23	期別数	13	延滞金収入
8	連番	24	完納サイン	14	納付区分
9	収入回数	25	終了年月日	15	収納時間
10	処理区	26	処理区分	電話催告者情報（1号）	
11	期別	27	処理年月日	1	処理年月
12	充当サイン	28	住民番号	2	区コード
13	保険料収入	29	分納種別コード	3	介護世帯番号
14	延滞金収入	30	分割の仕方コード	4	被保険者番号
15	充当先元被保険者番号	31	①1回の分納金額	5	カナ氏名
16	充当先元賦課年度	32	②1回の分納金額	6	氏名

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

7	性別	39	保険料所得段階の相当年度	11	発行帳票コード
8	電話番号1～5	40	所得段階	12	回答受領日
9	電話区分1～5	41	介護合計所得	13	記録メモ
10	賦課年度1～3	42	納付誓約(分納約束)有無	財産管理情報(1号)	
11	相当年度1～3	43	資格取得年月日	1	被保険者番号
12	徴収区分1～3	44	資格喪失年月日	2	(滞納整理内訳)前履歴番号
13	保険料段階1～3	45	資格喪失事由	3	財産照会被保険者番号
14	調定額1～3	46	生保有無	4	財産照会前履歴番号
15	未納額1～3	47	生活保護開始年月日	5	財産種別
16	納付方法1～3	口振動奨励情報		6	名称
17	住所	1	データ区分	7	本店名
18	方書	2	区コード	8	郵便番号
19	送付先	3	支所コード	9	住所
20	相談記録票	4	通達員コード	10	方書
21	特記事項	5	連番	11	回答受領日
22	住所地特例	6	被保険者番号	12	金融機関種別
23	引抜フラグ	7	宛先種別	13	本支店名
24	催告処理日	8	施設郵便番号本番	14	口座種別
未納催告累積情報		9	記号	15	口座番号
1	K E Y被保険者番号	10	施設郵便番号枝番	16	通帳記号
2	K E Y賦課年度	11	宛先2	17	貯金番号
3	K E Y相当年度	12	宛先2 O V F	18	満期日
4	K E Y徴収区分	13	宛先3	19	年金種別
5	K E Y対象月	14	現住所オーバーフラグ	20	年金記号番号
6	K E Y調定区	15	宛先4	21	金額
7	K E Y保険料額	16	方書オーバーフラグ	22	その他メモ
8	K E Y延滞金額	17	氏名	介護保険料未納明細書情報(1号)	
9	連番	18	宛先5 O V F	1	被保険者番号
10	期別	19	管轄区	2	(滞納整理内訳)前履歴番号
11	個人番号	20	支所	3	被保険者氏名
12	帳票一覧番号(区コード)	21	分類コード	4	発行日
13	帳票一覧番号(支所コード)	22	被保険者カナ氏名	5	未納額調査日
14	帳票一覧番号(通達員コード)	23	現住所	6	催告書対象分期数
15	帳票一覧番号(一連番号)	24	現住所 O V F	7	催告書対象分合計額
16	現年滞繰フラグ	25	方書	8	滞納処分停止分期数
17	会計年度	26	方書 O V F	9	滞納処分停止分合計額
18	科目	27	施設名	介護保険料未納明細書内訳情報(1号)	
19	未納保険料	28	被保険者一性別	1	被保険者番号
20	延滞金額	29	生年月日__年	2	(滞納整理内訳)前履歴番号
21	延滞金日数	30	生年月日__月	3	明細区分
22	催告指定期限	31	生年月日__日	4	明細連番
23	催告発付年月日	32	生活保護フラグ	5	納付年月
24	業務日付	滞納整理記録情報(1号)		6	過年度フラグ
25	最新被保険者番号	1	被保険者番号	7	納期限
26	在籍区	2	住民番号	8	未納額
24	滞納期間From	3	納付約束有無	9	保険料調定額
25	滞納期間To	4	履行期限	10	保険料収納額累計
26	最終収納日	5	方法種別	11	コンビニ収納速報収納額累計
27	滞納期数(現年分)	6	内容	12	延滞金額
28	滞納期数(遡及分)	滞納整理記録内訳情報(1号)		13	延滞金減免額
29	滞納期数(滞越分)	1	被保険者番号	14	督促手数料
30	滞納額(現年分)	2	履歴番号	15	相当年度
31	滞納額(遡及分)	3	前履歴番号	16	賦課年度
32	滞納額(滞越分)	4	実施日	催告書発行履歴情報(1号)	
33	複数調定区有無	5	実施部署	1	被保険者番号
34	16区調定情報	6	方法種別	2	(滞納整理内訳)前履歴番号
35	滞納処分停止	7	内容	3	発行帳票コード
36	催告発付停止	8	履行期限	4	あて先郵便番号
37	認定有無	9	対象期間__開始	5	あて先1
38	要介護状態区分	10	対象期間__終了	6	あて先2(住所)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

7	あて先3 (方書)	15	発行日	3	差押調書前履歴番号
8	あて先3 (氏名)	16	発行者	4	発行帳票コード
9	あて先4 (死亡時用)	17	履行期限	5	区長名
10	発行日	18	催告書対象分期数	6	区市長氏名
11	発行者	19	滞納期間From	7	滞納者住所1
12	履行期限	20	滞納期間To	8	滞納者住所2
13	催告書対象分期数	21	催告書対象分合計額	9	滞納者氏名
14	滞納期間From	22	未納額調査日	10	受入金額
15	滞納期間To	23	本文1	11	支払_債権者住所1～3
16	催告書対象分合計額	24	本文2	12	支払_債権者氏名1～3
17	未納額調査日	25	問合先名	13	支払_配当順位1～3
18	自由文書1	26	問合先電話	14	支払_区長確認金額1～3
19	自由文書2	27	問合先F A X	15	支払_配当金額1～3
20	自由文書3	28	担当名	16	支払_備考1～3
21	問合先名	差押調書発行履歴情報(1号)		17	残余金
22	問合先電話	1	被保険者番号	18	換価_年月日
23	問合先F A X	2	(滞納整理内訳)前履歴番号	19	換価_時間
24	担当名	3	財産登録被保険者番号	20	換価_場所
財産照会文書発行履歴情報(1号)		4	財産登録前履歴番号	21	謄本交付_住所1～3
1	被保険者番号	5	発行帳票コード	22	謄本交付_氏名1～3
2	(滞納整理内訳)前履歴番号	6	区長名	23	謄本交付_区分1～3
3	発行帳票コード	7	区市長氏名	24	連絡先
4	送付先郵便番号	8	滞納者住所1	25	連絡先電話番号
5	送付先住所	9	滞納者住所2	26	差押債権1～12
6	送付先方書1	10	滞納者氏名	差押滞納処分明細情報(1号)	
7	送付先方書2	11	債権者住所	1	被保険者番号
8	照会先名称1	12	債権者氏名	2	(滞納整理内訳)前履歴番号
9	照会先敬称1	13	権利者氏名	3	明細連番
10	照会先名称2	14	権利者住所	4	賦課年度
11	照会先敬称2	15	権利の種類	5	相当年度
12	発行日	16	履行期限	6	徴収区分
13	発行者	17	連絡先	7	連番
14	実施日	18	連絡先担当者名	8	調定区
15	対象者住所	19	連絡先電話番号	9	督促状指定期限
16	対象者方書	20	差押債権1～12	10	介護保険料額
17	対象者フリガナ	21	差押年月日	11	延滞金額
18	対象者氏名	差押解除発行履歴情報(1号)		12	滞納処分額
19	対象者生年月日	1	差押調書前履歴番号	13	備考
20	銀行名	2	発行帳票コード	年金給与支払情報照会依頼情報	
21	支店名	3	区長名	1	住民番号
22	口座種別	4	区市長氏名	2	課税年度
23	口座番号	5	滞納者住所1	3	依頼日
24	連絡先名	6	滞納者住所2	年金給与支払者情報	
25	連絡先電話番号	7	滞納者氏名	1	住民番号
26	担当者名	8	債権者住所	2	課税年度
独自催告書発行履歴情報(1号)		9	債権者氏名	3	連番
1	被保険者番号	10	連絡先	4	依頼日
2	(滞納整理内訳)前履歴番号	11	連絡先担当者名	5	取得日
3	発行帳票コード	12	連絡先電話番号	6	年金給与支払者名称
4	帳票タイトル	13	関係者_住所1～2	7	所在地
5	あて先郵便番号	14	関係者_氏名1～2	8	電話番号
6	あて先1	15	関係者_区分1～2	9	就職年月日
7	あて先2(住所)	16	解除理由1～3	10	退職年月日
8	あて先3(方書)	17	備考1～3	11	種別コード
9	あて先3(氏名)	18	差押債権1～12	12	結果コード
10	あて先4(死亡時用)	19	差押年月日	処分履歴情報(1号)	
11	オーバフラグあて先1	20	差押解除年月日	1	被保険者番号
12	オーバフラグ住所	配当計算書発行履歴情報(1号)		2	賦課年度
13	オーバフラグ方書	1	被保険者番号	3	相当年度
14	オーバフラグ氏名	2	(滞納整理内訳)前履歴番号	4	徴収区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

5 連番	9 指定サービス	58 発症日1
6 決定年月日	10 短期入所サービス拡大日数	59 疾病区分2
7 処分コード	(認定) 申請情報(受給者)	60 発症日2
8 区コード	1 被保険者番号	61 疾病区分3
9 期別	2 認定申請ID X	62 発症日3
10 申請書年月日	3 認定申請日	63 審査会区分
11 決定年度(停止)(欠損)	4 認定申請事由	64 申請却下通知書発行日
12 決定番号	5 認定申請届出者区分	65 届出者_都道府県コード
13 決定理由	6 届出者氏名(カナ)	66 届出者_事業者番号
14 滞納原因	7 届出者氏名(漢字)	67 意見書支払有無
15 開始年月日	8 届出者住所	68 訪問調査再登録事由
16 終了年月日	9 届出者電話番号	69 意見書再登録事由
17 解除年月日(取消)	10 申請受付端末	70 一次判定修正理由
18 保険料	11 依頼書提出期日	71 送信済区分
19 延滞金	12 認定予定日	72 認定申請取消区分
20 延滞金免除区分	13 訪問調査委託日	73 有効期間区分
不納欠損該当情報(1号)	14 訪問調査票受理日	74 調査利用同意有無
1 被保険者番号	15 訪問調査票提出期限	75 受給資格証明書発行日
2 賦課年度	16 訪問調査機関_都道府県コード	76 介護扶助区分
3 相当年度	17 訪問調査事業者番号	77 やむを得ない事由区分
4 徴収区分	18 訪問調査調査員	78 短期入所サービス拡大有無
5 連番	19 訪問調査実施日	79 短期入所サービス拡大日数
6 期別	20 医療調査委託日	80 申請時状況
7 保険料額(調定)	21 意見書受理日	81 意見書種類
8 延滞金額(調定)	22 意見書返送期限	82 意見書単価
9 保険料収入額	23 医療調査機関_都道府県コード	83 意見書単価区分
10 延滞額収入額	24 医療調査事業者番号	指定サービス情報(受給者)
11 時効起算日	25 医療調査調医師	1 被保険者番号
12 停止期間累計日数	26 医療調査実施日	2 認定申請ID X
13 時効成立予定日	27 特定疾病区分	3 指定サービス種類1～36
14 決定理由	28 疾病区分1	4 指定サービス点数1～36
15 滞納原因	29 一次判定実施日	(認定) 処分延期情報(受給者)
16 不納欠損決定年度	30 一次判定要介護状態区分	1 被保険者番号
17 決定年月日	31 審査会日	2 認定申請ID X
18 保険料額(決定)	32 認定結果決定日	3 認定見込日
19 延滞金額(決定)	33 認定結果区分	4 処分延期事由
20 不納欠損非該当フラグ	34 認定要介護状態区分	5 処分延期通知書発行日
(賦課) 世帯員管理情報(1号及び世帯員)	35 非該当理由	他自治体認定情報(受給者)
1 被保険者番号	36 認定期間_開始日	1 被保険者番号
2 相当年度	37 認定期間_終了日	2 認定申請ID X
3 住民番号	38 留意事項1	3 前保険者番号
4 履歴番号	39 留意事項2	4 前保険者認定期間_開始日
5 前履歴番号	40 旧措置者区分	5 前保険者認定期間_終了日
6 賦課期日	41 認定結通知書発行日	6 前保険者被保険者番号
7 非該当日	42 認定申請取下事由	7 前保険者認定日
8 本人区分	43 認定申請取下日	8 転入申請区分
9 作成日	44 認定取消事由	(認定) 申請進捗情報(受給者)
10 続柄1	45 職権による区分変更事由	1 被保険者番号
11 続柄2	46 管轄区分	2 未決事由
12 続柄3	47 届出者郵便番号_本番	3 認定申請日
13 生年月日	48 届出者郵便番号_枝番	4 訪問調査実施日
受給者情報(受給者)	49 届出者住所方書	5 意見書受理日
1 被保険者番号	50 届出者連絡先区分	6 一次判定日
2 住民番号	51 届出者連絡先時間帯	7 審査会日
3 要介護状態区分	52 審査会意見1	8 認定通知期限
4 認定期間_開始日	53 審査会意見2	9 資料点検済
5 認定期間_終了日	54 申請受理連絡票発行日	10 訪問調査
6 認定申請ID X	55 訪問調査依頼票発行日	11 医療調査
7 支払方法変更	56 主治医意見書提出依頼書発行日	12 一次判定
8 給付額減額	57 調査医区分	13 二次判定・取下

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

14	管轄区分	20	時効情報_時効消滅額 1～1 1	28	費用徴収基準額
15	調査委託先_都道府県コード	21	時効情報_納付額 1～1 1	負担割合証発行管理情報(受給者)	
16	調査委託先_事業者番号	22	時効情報_年賦課額 1～1 1	1	被保険者番号
17	医療機関_都道府県コード	23	徴収権消滅期間_時効年数 1～1 1	2	履歴年度
18	医療機関_事業者番号	24	徴収権消滅期間_算定済数 1～1 1	3	履歴番号
19	認定申請事由	25	徴収権消滅期間_算定対象 1～1 1	4	前履歴番号
20	前回_認定結果区分	26	納付済期間_納付年数 1～1 1	5	住民番号
21	訪問調査委託日	27	納付済期間_算定済数 1～1 1	6	交付年月日
22	医療調査委託日	28	納付済期間_算定対象 1～1 1	7	負担割合1
23	審査会区分	29	調整情報_時効消滅額	8	適用開始年月日 1
24	前回_認定期間_終了日	30	調整情報_納付額	9	適用終了年月日 1
25	処分延期通知書発行日	31	調整情報_年賦課額	10	負担割合2
帳票一括発行オーバー欠字情報(受給者)		弁明関係情報(受給者)		11	適用開始年月日 2
1	被保険者番号	1	被保険者番号	12	適用終了年月日 2
2	認定申請 I D X	2	履歴番号	13	回収日
3	機能区分	3	前履歴番号	14	保険者番号
4	連番	4	処分依頼受付日	15	作成処理
5	オーバー字発生帳票区分	5	滞納保険料期間_開始年月	16	無効 F L G
6	オーバー字項目名	6	滞納保険料期間_終了年月	17	再発行 F L G
7	オーバー字他	7	滞納保険料額	受給資格証明書発行管理情報(受給者)	
支払方法情報(受給者)		8	予告通知書発行日	1	被保険者番号
1	被保険者番号	9	予告通知書発行理由	2	履歴番号
2	支払方法 I D X	10	弁明書提出期限	3	前履歴番号
3	履歴番号	11	弁明書受付日	4	住民番号
4	前履歴番号	12	弁明書審査結果	5	交付年月日
5	支払方法	13	弁明内容 1	6	申請年月日
6	1号償還払_処分期間_開始日	14	弁明内容 2	7	要介護状態区分
7	1号償還払_処分期間_終了日	15	支払方法 I D X	8	認定年月日
8	1号償還払_解除事由	16	2号滞納状況_年度 1～3	9	有効期間(開始)
9	1号償還払_支払方法変更通知書発行日	17	2号滞納状況_保険料額 1～3	10	有効期間(終了)
10	1号償還払_給付制限解除通知書発行日	18	2号滞納状況_収納額 1～3	11	負担割合事由
11	2号差止_処分期間_開始日	19	2号滞納状況_未収額 1～3	12	負担割合
12	2号差止_処分期間_終了日	(給付)減免者情報(受給者)		13	保険者番号
13	2号差止_解除事由	1	被保険者番号	負担割合保有情報(受給者)	
14	2号差止_一時差止通知書発行日	2	減免区分	1	被保険者番号
15	2号差止_解除決定日	3	履歴番号	2	対象年度
16	差止_給付制限解除通知書発行日	4	前履歴番号	3	住民番号
17	償還払_解除決定日	5	減免申請日	4	負担割合事由 4 月
18	処分無効フラグ 1	6	減免申請事由	5	負担割合事由 5 月
19	処分無効フラグ 2	7	減免決定日	6	負担割合事由 6 月
給付額減額情報(1号の受給者)		8	減免結果区分	7	負担割合事由 7 月
1	被保険者番号	9	減免申請非該当理由	8	負担割合事由 8 月
2	履歴番号	10	減免期間_開始日	9	負担割合事由 9 月
3	前履歴番号	11	減免期間_終了日	10	負担割合事由 1 0 月
4	減額決定日	12	標準負担額	11	負担割合事由 1 1 月
5	徴収権消滅期間(年)	13	減免額	12	負担割合事由 1 2 月
6	給付額減額期間_開始年月日	14	給付率	13	負担割合事由 1 月
7	給付額減額期間_終了年月日	15	認定証交付日	14	負担割合事由 2 月
8	保険料納付済期間(年)	16	認定証有効期間_終了日	15	負担割合事由 3 月
9	処分事由	17	M A X_申請日	転入月負担割合情報(受給者)	
10	給付額減額通知書発行日	18	認定証交付事由	1	被保険者番号
11	解除申請日	19	取消日	2	転入年月
12	解除事由	20	取消事由	3	住民番号
13	給付制限解除通知書発行日	21	減免結果通知書発行日	4	負担割合事由
14	解除決定日	22	取消通知書発行日	5	負担割合
15	解除日	23	認定証有効期間_開始日	基本チェックリスト(事業対象者)情報(受給者)	
16	事由が止んだ日	24	公費受給者番号	1	住民番号
17	納付額減額期間(月)	25	公費負担者番号	2	履歴番号
18	停止期間件数	26	身障・高齢区分	3	前履歴番号
19	時効情報_年度 1～1 1	27	生計中心者_住民番号	4	被保険者番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

5 事業 I D X	8 現在の状況	1 被保険者番号
6 基本チェックリスト実施日	9 居宅介護	2 履歴番号
7 住所地特例区分	10 障害老人自立度	3 停止期間 I D X
8 基本チェックリスト実施結果	11 認知症老人自立度	4 停止決定日
9 有効期間（開始日）	12 基本調査項目 1～7	5 終了決定日
10 有効期間（終了日）	訪問調査項目情報 2（受給者）	6 処分停止事由
11 該消前有効期間（開始日）	1 被保険者番号	7 開始日
12 該消前有効期間（終了日）	2 認定申請 I D X	8 終了日
13 区支所受付区分	3 調査員資格コード	9 事由が止んだ日
14 申請区	4 要介護認定等基準時間	支給限度管理情報（受給者）
15 管轄区	5 要介護認定等基準時間（詳細）	1 被保険者番号
16 事前登録 F L G	6 運動能力の低下していない認知症高齢者の指標	2 認定申請 I D X
17 確認事業者番号	7 中間評価項目得点	3 訪通系限度額適用期間 開始年月
18 質問項目回答 1～5 0	8 一次判定警告配列コード	4 訪通系限度額適用期間 終了年月
19 カテゴリ集計 1～1 6	9 日常生活自立度の組み合わせ	5 短入系限度額管理期間 開始年月
20 取込・判定更新日	10 重度指標	6 短入系限度額管理期間 終了年月
基本チェックリスト（効果測定）情報（受給者）	11 軽度指標	7 当初短入系限度期間月数
1 住民番号	12 現在の状況	負担限度額認定情報（受給者）
2 連番	13 居宅介護	1 被保険者番号
3 被保険者番号	14 障害老人自立度	2 減免区分
4 基本チェックリスト実施日	15 認知症老人自立度	3 履歴番号
5 住所地特例区分	16 基本調査項目 1～7	4 前履歴番号
6 基本チェックリスト実施結果	17 医療項目	5 減免申請日
7 取込区分	18 変更箇所数	6 減免申請事由
8 区支所受付区分	19 一次判定要介護状態区分履歴	7 減免決定日
9 確認事業者番号	20 運動能力の低下していない認知症高齢者の目印履歴	8 減免結果区分
10 サービス種別	21 基本調査項目 1～7 履歴	9 減免申請非該当理由
11 質問項目回答 1～5 0	一次判定修正前情報（受給者）	10 減免期間 開始日
12 カテゴリ集計 1～1 6	1 被保険者番号	11 減免期間 終了日
非課税年金情報（1号）	2 認定申請 I D X	12 認定証交付日
1 基礎年金番号	3 一次判定実施日	13 認定証交付事由
2 対象年	4 調査員資格コード	14 利用サービス区分
3 年金コード	5 要介護認定等基準時間	15 食費
4 取込年月	6 要介護認定等基準時間（詳細）	16 ユニット型個室
5 被保険者番号	7 運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標	17 ユニット型準個室
6 年金保険者コード	8 中間評価項目得点	18 従来型個室
7 通知内容コード	9 一次判定警告配列コード	19 従来型個室（特養・短生）
8 制度コード	10 日常生活自立度の組み合わせ	20 多床室
9 作成年月日	11 重度指標	21 給付率
10 生年月日	12 軽度指標	22 費用徴収基準額
11 性別	13 現在の状況	23 旧措置者フラグ
12 カナ氏名	14 居宅介護	24 特例減額措置の適用範囲区分
13 清音カナ氏名	15 障害老人自立度	25 取消日
14 漢字氏名	16 痴呆性老人自立度	26 配偶者の有無
15 郵便番号	17 基本調査項目 1	27 配偶者の世帯分離の有無
16 カナ住所	18 医療項目	28 世帯分離した配偶者の税
17 漢字住所	意見書項目情報（受給者）	29 預貯金等
18 訂正表示	1 被保険者番号	30 例外事項
19 各種区分	2 認定申請 I D X	31 判定所得
20 処理結果	3 意見書記入日	32 非課税年金額
21 金額 1	4 短期記憶	33 市外非課税年金額入力フラグ
22 共済年金証書記号番号	5 認知能力	34 市外非課税年金額入力額
訪問調査項目情報 1（受給者）	6 伝達能力	35 負担限度額認定年度
1 被保険者番号	7 食事	意見書未払情報（受給者）
2 認定申請 I D X	8 障害老人自立度	1 被保険者番号
3 調査員資格コード	9 認知症老人自立度	2 受理年月
4 要介護認定等基準時間	10 尿失禁	3 都道府県番号
5 機能訓練＋間接生活介助	11 おむつ証明確認書発行日	4 事業者番号
6 中間評価項目得点	12 資料点検済	5 申請書の別
7 一次判定警告コード	給付額減額停止期間情報（1号の受給者）	6 受理日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

7	意見書単価	18	給付管理票作成区分	46	食事提供費請求額(前)
8	意見書依頼日	19	担当介護支援専門員番号	47	公費1～4_サービス点数(前)
9	区コード	20	委託先の居宅介護支援事業所番号_都道府県コード	48	公費1～4_公費請求額(前)
10	区名称	21	委託先の居宅介護支援事業所番号_事業者番号	49	公費1～4_公費本人負担額(前)
11	認定申請日	22	委託先の担当介護支援専門員番号	50	公費1～4_緊急時施設療養費公費請求分合計額(前)
12	認定申請 I D X	給付管理票明細情報(受給者)		51	公費1～4_特定診療費公費請求分合計額(前)
サービス計画情報(受給者)		1	被保険者番号	52	公費1～4_食事提供費公費請求分(前)
1	被保険者番号	2	対象年月	53	警告区分コード
2	履歴番号	3	給付管理票種別	54	審査年月
3	前履歴番号	4	サービス種類	55	明細数
4	居宅サービス作成区分	5	給付計画点数(回数)	56	緊急数
5	届出日	6	サービス事業者_都道府県コード	57	特定数
6	計画適用期間_開始日	7	サービス事業者_事業者番号	58	食事数
7	計画適用期間_終了日	8	事業者区分	59	計画数
8	依頼事業者_都道府県コード	給付実績(基本)情報(受給者)		60	集計数
9	依頼事業者_事業者番号	1	被保険者番号	61	特入数
10	居宅サービス計画変更事由	2	サービス提供年月	62	社福数
11	前月までの短期入所利用日数	3	給付実績基本 I D X	63	住特数
12	暫定計画 F L G	4	請求明細識別	64	入力日
13	認定申請 I D X	5	証記載保険者番号	給付実績(明細)情報(受給者)	
14	無効 F L G	6	給付実績区分コード	1	被保険者番号
15	入力日	7	都道府県コード	2	サービス提供年月
16	管轄区	8	事業者番号	3	給付実績基本 I D X
17	統計学区	9	整理番号	4	給付実績明細番号
18	小規模居宅有無	10	公費1～4_負担者番号	5	請求明細識別
19	申請区	11	公費1～4_受給者番号	6	都道府県コード
サービス計画(事業対象者)情報(受給者)		12	生年月日	7	事業者番号
1	被保険者番号	13	性別コード	8	整理番号
2	履歴番号	14	要介護状態区分コード	9	サービス種類コード
3	前履歴番号	15	旧措置入所者特例コード	10	サービス項目コード
4	届出日	16	認定有効期間_開始	11	点数
5	計画適用期間_開始日	17	認定有効期間_終了	12	回数・回数
6	計画適用期間_終了日	18	老人保健市町村番号	13	公費1～4対象日数・回数
7	依頼事業者_都道府県コード	19	老人保健受給者番号	14	サービス点数
8	依頼事業者_事業者番号	20	保険者番号(後期)	15	公費1～4対象サービス点数
9	介護ケアマネ依頼届出変更事由	21	被保険者番号(後期)	16	摘要
10	事業 I D X	22	保険者番号(国保)	17	点数(後)
11	無効 F L G	23	被保険者証番号(国保)	18	回数・回数(後)
12	入力日	24	個人番号(国保)	19	公費1～4対象日数・回数(後)
13	管轄区	25	計画作成区分コード	20	サービス点数(後)
14	統計学区	26	計画都道府県コード	21	公費1～4対象サービス点数(後)
15	申請区	27	計画事業者番号	22	再審査回数
給付管理票情報(受給者)		28	開始年月日	23	過誤回数
1	被保険者番号	29	中止年月日	24	審査年月
2	対象年月	30	中止理由・入所(院)前の状況コード	25	入力日
3	給付管理票種別	31	入所(院)年月日	給付実績(住特)情報(受給者)	
4	居宅サービス作成区分	32	退所(院)年月日	1	被保険者番号
5	依頼事業者_都道府県コード	33	入所(院)実日数	2	サービス提供年月
6	依頼事業者_事業者番号	34	外泊日数	3	給付実績基本 I D X
7	作成日	35	退所(院)後の状態コード	4	給付実績明細番号
8	被保険者生年月日	36	保険給付率	5	請求明細識別
9	性別	37	公費1給付率	6	都道府県コード
10	要介護状態区分	38	公費2給付率	7	事業者番号
11	限度額適用期間_開始年月	39	公費3給付率	8	整理番号
12	限度額適用期間_終了年月	40	公費4給付率	9	サービス種類コード
13	支給限度額	41	サービス点数(前)	10	サービス項目コード
14	前月までの短期入所利用日数	42	保険請求額(前)	11	点数
15	審査年月	43	利用者負担額(前)	12	回数・回数
16	入力日	44	緊急時施設療養費保険請求分合計額(前)	13	公費1～3対象日数・回数
17	送信日付	45	特定診療費保険請求分合計額(前)	14	サービス点数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

15	公費1～3対象サービス点数	7	往診日数	33	再審査回数
16	施設所在保険者番号	8	往診医療機関名	34	過誤回数
17	摘要	9	通院日数	35	審査年月
18	点数(後)	10	通院医療機関名	36	入力日
19	日数・回数(後)	11	緊急時治療管理点数	給付実績(特定)情報2(受給者)	
20	公費1～3対象日数・回数(後)	12	緊急時治療管理日数	1	被保険者番号
21	サービス点数(後)	13	緊急時治療管理小計	2	サービス提供年月
22	公費1～3対象サービス点数(後)	14	リハビリテーション点数	3	給付実績基本 I D X
23	再審査回数	15	処置点数	4	給付実績特定番号
24	過誤回数	16	手術点数	5	傷病名
25	審査年月	17	麻酔点数	6	識別番号
26	入力日	18	放射線治療点数	7	単位数
給付実績(所定)情報(受給者)		19	摘要1～20	8	保険__回数
1	被保険者番号	20	緊急時施設療養費合計点数	9	保険__サービス単位数
2	サービス提供年月	21	往診日数(後)	10	保険__合計単位数
3	給付実績基本 I D X	22	通院日数(後)	11	公費1～4__回数
4	給付実績緊急番号	23	緊急時治療管理点数(後)	12	公費1～4__サービス単位数
5	緊急時傷病名1～3	24	緊急時治療管理日数(後)	13	公費1～4__合計単位数
6	緊急時治療開始年月日1～3	25	リハビリテーション点数(後)	14	摘要
7	往診日数	26	処置点数(後)	15	単位数
8	往診医療機関名	27	手術点数(後)	16	保険__回数
9	通院日数	28	麻酔点数(後)	17	保険__サービス単位数
10	通院医療機関名	29	放射線治療点数(後)	18	保険__合計単位数
11	緊急時治療管理点数	30	再審査回数	19	公費1～4__回数
12	緊急時治療管理日数	31	過誤回数	20	公費1～4__サービス単位数
13	緊急時治療管理小計	32	審査年月	21	公費1～4__合計単位数
14	リハビリテーション点数	33	入力日	22	再審査回数
15	処置点数	給付実績(特定)情報1(受給者)		23	過誤回数
16	手術点数	1	被保険者番号	24	審査年月
17	麻酔点数	2	サービス提供年月	25	入力日
18	放射線治療点数	3	給付実績基本 I D X	給付実績(食事)情報(受給者)	
19	摘要1～20	4	給付実績特定番号	1	被保険者番号
20	緊急時施設療養費合計点数	5	傷病名	2	サービス提供年月
21	所定疾患傷病名1～3	6	保険__指導管理料点数	3	給付実績基本 I D X
22	所定疾患開始年月日1～3	7	保険__リハビリテーション点数	4	基本提供日数
23	所定疾患施設療養単位数	8	保険__精神科専門療法点数	5	基本提供単価
24	所定疾患施設療養日数	9	保険__画像診断点数	6	基本提供金額
25	所定疾患施設療養小計	10	保険__処置点数	7	特別提供日数
26	往診日数(後)	11	保険__手術点数	8	特別提供単価
27	通院日数(後)	12	保険__合計点数	9	特別提供金額
28	緊急時治療管理点数(後)	13	公費1～4__指導管理料点数	10	食事提供延べ日数
29	緊急時治療管理日数(後)	14	公費1～4__リハビリテーション点数	11	公費1～4対象食事提供延べ日数
30	リハビリテーション点数(後)	15	公費1～4__精神科専門療法点数	12	食事提供費合計
31	処置点数(後)	16	公費1～4__画像診断点数	13	標準負担額(月額)
32	手術点数(後)	17	公費1～4__処置点数	14	食事提供費請求額
33	麻酔点数(後)	18	公費1～4__手術点数	15	食事提供費公費1～4請求分
34	放射線治療点数(後)	19	公費1～4__合計点数	16	標準負担額(日額)
35	所定疾患施設療養単位数(後)	20	摘要1～20	17	基本食提供費用提供単価(後)
36	所定疾患施設療養日数(後)	21	保険__指導管理料点数(後)	18	特別食提供費用提供単価(後)
37	再審査回数	22	保険__リハビリテーション点数(後)	19	食事提供費請求額(後)
38	過誤回数	23	保険__精神科専門療法点数(後)	20	再審査回数
39	審査年月	24	保険__画像診断点数(後)	21	過誤回数
40	入力日	25	保険__処置点数(後)	22	審査年月
給付実績(緊急)情報(受給者)		26	保険__手術点数(後)	23	入力日
1	被保険者番号	27	公費1～4__指導管理料点数(後)	給付実績(計画)情報1(受給者)	
2	サービス提供年月	28	公費1～4__リハビリテーション点数(後)	1	被保険者番号
3	給付実績基本 I D X	29	公費1～4__精神科専門療法点数(後)	2	対象年月
4	給付実績緊急番号	30	公費1～4__画像診断点数(後)	3	給付実績基本 I D X
5	緊急時傷病名1～3	31	公費1～4__処置点数(後)	4	指定/基準該当等事業所区分コード
6	緊急時治療開始年月日1～3	32	公費1～4__手術点数(後)	5	点数単価

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

6	居宅サービス計画作成依頼届出年月日	21	公費1～4 医療_点数合計	5	サービス種類コード
7	サービス種類コード	22	公費1～4 医療_請求額	6	受領すべき利用者負担の総額
8	サービス項目コード	23	公費1～4 医療_出来高医療費利用者負担額	7	軽減額
9	点数	24	短期入所実日数(後)	8	軽減後利用者負担額
10	請求金額	25	点数合計(後)	9	備考
11	担当介護支援専門員番号	26	保険請求分請求額(後)	10	決定後_受領すべき利用者負担の総額
12	摘要	27	公費1～4 _点数合計(後)	11	決定後_軽減額
13	点数(後)	28	公費1～4 _請求額(後)	12	決定後_軽減後利用者負担額
14	請求金額(後)	29	保険医療_点数合計(後)	13	再審査回数
15	再審査回数	30	保険医療_請求額(後)	14	過誤回数
16	過誤回数	31	公費1～4 医療_点数合計(後)	15	審査年月
17	審査年月	32	公費1～4 医療_請求額(後)	16	入力日
18	入力日	33	再審査回数	給付実績（取消）情報（受給者）	
給付実績（計画）情報2（受給者）		34	過誤回数	1	被保険者番号
1	被保険者番号	35	審査年月	2	サービス提供年月
2	対象年月	36	入力日	過誤依頼情報（受給者）	
3	給付実績基本 I D X	37	自己負担額変更日	1	被保険者番号
4	給付実績計画番号	38	変更後自己負担額	2	サービス提供年月
5	指定／基準該当等事業所区分コード	給付実績（特定入居者介護サービス）情報（受給者）		3	過誤 I D X
6	点数単価	1	被保険者番号	4	申立年月日
7	居宅サービス計画作成依頼届出年月日	2	サービス提供年月	5	都道府県コード
8	サービス種類コード	3	給付実績基本 I D X	6	事業者番号
9	サービス項目コード	4	給付実績特入番号	7	請求明細識別
10	点数	5	サービス種類コード	8	証記載保険者番号
11	回数	6	サービス項目コード	9	整理番号
12	サービス点数	7	費用単価	10	サービス種類コード
13	サービス点数合計	8	負担限度額	11	サービス項目コード
14	請求金額	9	日数	12	サービス点数
15	担当介護支援専門員番号	10	公費1～3 日数	13	審査年月
16	摘要	11	費用額	14	申立者区分コード
17	点数(後)	12	保険分請求額	15	申立依頼年月日
18	回数(後)	13	公費1～3 負担額(明細)	16	申立事由コード
19	サービス点数 (後)	14	利用者負担額	17	申立点数 (食事提供費)
20	サービス点数合計 (後)	15	費用額合計	18	決定年月日
21	請求金額 (後)	16	保険分請求額合計	19	結果コード
22	再審査回数	17	利用者負担額合計	20	決定点数
23	過誤回数	18	公費1～3 負担額合計	21	調整点数
24	審査年月	19	公費1～3 請求額	22	当初請求点数
25	入力日	20	公費1～3 本人負担月額	23	保険者負担額
給付実績（集計）情報（受給者）		21	決定後_費用単価	24	区コード
1	被保険者番号	22	決定後_日数	25	提供区分
2	サービス提供年月	23	決定後_公費1～3 日数	26	国保連提供年月日
3	給付実績基本 I D X	24	決定後_費用額	給付償還申請情報（受給者）	
4	サービス種類コード	25	決定後_保険分請求額	1	整理番号
5	サービス実日数	26	決定後_公費1～3 負担額(明細)	2	被保険者番号
6	計画点数	27	決定後_利用者負担額	3	給付種類
7	限度額管理対象点数	28	決定後_費用額合計	4	請求識別
8	限度額管理対象外点数	29	決定後_保険分請求額合計	5	償還申請区分
9	短期入所計画日数	30	決定後_利用者負担額合計	6	区支所コード
10	短期入所実日数	31	決定後_公費1～3 負担額合計	7	サービス提供年月
11	保険_点数合計	32	決定後_公費1～3 請求額	8	受付年月日
12	保険_点数単価	33	決定後_公費1～3 本人負担月額	9	国保連送付予定年月
13	保険_請求額	34	過誤回数	10	月次提供情報作成日
14	保険_利用者負担額	35	審査年月	11	決定情報取込日
15	公費1～4 _点数合計	36	入力日	12	決定年月日
16	公費1～4 _請求額	給付実績（社福）情報（受給者）		13	通知書発行年月日
17	公費1～4 _公費分本人負担額	1	被保険者番号	14	支給年月日
18	保険医療_点数合計	2	サービス提供年月	15	都道府県コード
19	保険医療_請求額	3	給付実績基本 I D X	16	事業者番号
20	保険医療_出来高医療費利用者負担額	4	軽減率	17	保険給付率

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

18	本人支払額	16	中止理由・入所（院）前の状況コード	76	出来高増減点
19	利用者負担額	17	公費負担者番号1～2	77	傷病名（特定）
20	支給決定額	18	公費受給者番号1～2	78	識別番号
21	振込額	19	サービス種類コード	79	単位数
22	支払方法区分	20	サービス項目コード	80	回数
23	銀行コード	21	点数	81	サービス単位数
24	支店コード	22	日数・回数	82	合計単位数
25	口座種別	23	サービス点数合計	83	摘要（特定）
26	口座番号	24	点数単価	84	給付償還申請情報_サービス提供年月
27	口座名義人（カナ）	25	保険請求額	特定入所者サービス費情報（受給者）	
28	支給区分	26	利用者負担額	1	整理番号
29	審査中F L G	27	摘要	2	都道府県コード
30	提供済F L G	28	順次番号	3	事業者番号
31	不支給理由	29	傷病名1～3	4	レコード種別コード
32	差止額	30	治療開始年月日1～3	5	特入明細番号
33	控除IDX	31	往診日数	6	被保険者番号
34	領収日（住宅改修）	32	往診医療機関名	7	特入順次番号
35	住宅改修事前申請情報_承認番号	33	通院日数	8	サービス種類コード
福祉用具明細情報（受給者）		34	通院医療機関名	9	サービス項目コード
1	整理番号	35	緊急時治療管理点数	10	費用単価
2	償還申請連番	36	緊急時治療管理日数	11	負担限度額
3	被保険者番号	37	緊急時治療管理小計	12	日数
4	福祉用具購入年月日	38	リハビリテーション点数	13	公費1～3日数
5	福祉用具商品名	39	処置点数	14	費用額
6	福祉用具種目コード	40	手術点数	15	保険分請求額
7	摘要（品目コード）	41	麻痺点数	16	公費1～3負担額(明細)
8	購入金額	42	放射線治療点数	17	利用者負担額
9	福祉用具製造事業者名	43	指導管理料点数	18	費用額合計
10	福祉用具販売事業者名	44	精神科専門療法点数	19	保険分請求額合計
11	必要な理由	45	画像診断点数	20	利用者負担額合計
住宅改修明細情報（受給者）		46	緊急時施設療養費保険請求額	21	公費1～3負担額合計
1	整理番号	47	特定診療費保険請求額	22	公費1～3請求額
2	償還申請連番	48	出来高医療費_点数合計	23	公費1～3本人負担月額
3	被保険者番号	49	出来高医療費_請求額	24	決定区分
4	住宅改修着工年月日	50	出来高医療費_利用者負担額	25	不支給理由等
5	住宅改修事業者名	51	摘要F L G	26	決定保険分請求額
6	住宅改修事業者所在地	52	基本食提供日数	摘要情報（受給者）	
7	住宅改修を行った住宅の住所	53	基本食提供単価	1	整理番号
8	住宅改修を行った住宅の住所方書	54	基本食提供金額	2	都道府県コード
9	所有者名	55	特別食提供日数	3	事業者番号
10	本人との関係	56	特別食提供単価	4	レコード種別コード
11	住宅改修区分	57	特別食提供金額	5	明細番号
12	改修金額	58	食事提供述べ日数	6	被保険者番号
13	住宅改修箇所	59	食事提供費合計	7	摘要1～20
サービス明細情報（受給者）		60	食事提供費請求額	高額サービス費情報（受給者）	
1	整理番号	61	標準負担額(月額)	1	被保険者番号
2	都道府県コード	62	標準負担額(日額)	2	サービス提供年月
3	事業者番号	63	事業者区分	3	高額申請！D X
4	レコード種別コード	64	居宅サービス計画作成依頼届出年月日	4	サービス費用合計
5	明細番号	65	計画作成区分コード	5	利用者負担額合計
6	被保険者番号	66	居宅介護事業者番号	6	算定基準額
7	旧措置入所者特例コード	67	計画点数	7	支払済金額合計
8	開始年月日	68	限度額管理対象点数	8	高額支給額
9	中止年月日	69	限度額管理対象外点数	9	申請年月日
10	入所（院）年月日	70	担当介護支援専門員番号	10	決定年月日
11	退所（院）年月日	71	摘要（計画）	11	通知書発行年月日
12	入所（院）実日数	72	決定区分	12	月次提供情報作成日
13	外泊日数	73	不支給理由等	13	支給年月日
14	退所（院）後の状態コード	74	決定点数	14	提供年月
15	申請理由コード	75	支払額	15	銀行コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

16 支店コード	25 世帯合算区分	14 所得区分コード
17 口座種別	26 利用者負担額	15 老齢福祉年金受給の有無
18 口座番号	27 支給決定額	16 訂正年月日
19 口座名義人(カナ)	28 一時差止額	17 利用者負担段階
20 支払方法区分	29 支払額	給付実績(高額)情報(受給者)
21 支給区分	30 控除IDX	1 被保険者番号
22 不支給理由	31 申請区	2 サービス提供年月
23 低所得者等識別	32 高額の種類	3 給付実績区分コード
24 世帯合算区分	33 申請勧奨通知日	4 履歴回数
25 利用者負担額	34 高額支給計算額	5 請求明細識別
26 決定支給額	35 支給区分	6 受付年月日
27 差止額	36 異動事由	7 決定年月日
28 振込額	37 計算日	8 証記載保険者番号
29 控除IDX	38 戻入登録日	9 公費1～3_負担者番号
30 区支所コード	39 申請時効起算日	10 利用者負担額
31 給付の種類	40 計算時効消滅額	11 公費1～3_負担額
高額サービス費補助情報(受給者)	41 (計算時)高額用利用者負担段階コード	12 支給額
1 被保険者番号	42 (計算時)世帯負担額	13 公費1～3_支給額
2 サービス提供年月	43 (計算時)変更後利用者負担額	14 審査年月
3 高額申請IDX	44 (医療合算用)利用者負担額合計	15 取込年月日
4 申請勧奨通知日	45 更新区分	16 取消年月日
5 高額支給計算額	46 自動償還フラグ	17 取消区分
6 支給区分	47 再勧奨フラグ	18 レコード種別
7 異動事由	(給付)世帯集約情報(全被及び世帯員)	配食サービス利用申請情報(受給者)
8 計算日	1 住民番号	1 被保険者番号
9 計算日	2 履歴番号	2 履歴番号
10 申請時効起算日	3 前履歴番号	3 前履歴番号
11 計算時効消滅額	4 世帯集約番号	4 利用事業者_都道府県コード
12 (計算時)高額用利用者負担段階コード	5 被保険者番号	5 利用事業者_事業者番号
13 (計算時)世帯負担額	6 異動開始年月	6 申請年月日
14 (計算時)変更後利用者負担額	7 異動終了年月	7 利用開始年月日
15 (医療合算用)利用者負担額合計	控除情報(1号の受給者)	8 開始届出者区分コード
16 更新区分	1 被保険者番号	9 利用終了年月日
17 自動償還フラグ	2 控除IDX	10 終了届出者区分コード
18 再勧奨フラグ	3 控除実施日	11 配食サービス区分
高額サービス費(総合事業)情報(受給者)	4 一時差し止め額合計	配食サービス利用状況情報(受給者)
1 被保険者番号	5 控除額	1 被保険者番号
2 サービス提供年月	6 振込額	2 利用年月
3 高額申請IDX	7 支払方法区分	3 配食利用IDX
4 サービス費用合計	8 銀行コード	4 利用事業者_都道府県コード
5 利用者負担額合計	9 支店コード	5 利用事業者_事業者番号
6 算定基準額	10 口座種別	6 請求識別
7 支給済金額合計	11 口座番号	7 利用日
8 高額支給額(今回分)	12 口座名義人(カナ)	8 利用回数
9 申請日	13 支給年月日	9 配食サービス区分
10 支給決定日	14 決定区	配食サービス利用支給情報(受給者)
11 通知書発行年月日	共同処理用受給者情報(受給者)	1 被保険者番号
12 月次提供情報作成日	1 被保険者番号	2 利用年月
13 支給年月日	2 履歴番号	3 配食支給IDX
14 提供年月	3 前履歴番号	4 利用事業者_都道府県コード
15 銀行コード	4 提供年月	5 利用事業者_事業者番号
16 支店コード	5 月次提供情報作成日	6 請求識別
17 出張所コード	6 月次更新結果突合日	7 証記載保険者番号
18 口座種別	7 月次突合結果	8 審査年月
19 口座番号	8 異動年月日	9 取消区分
20 口座名義人(カナ)	9 異動区分	10 要介護状態区分コード
21 支払方法区分	10 異動事由コード	11 利用日
22 決定区分	11 証記載保険者番号	12 利用回数
23 不支給理由	12 世帯集約番号	13 サービス費用額
24 低所得者等識別	13 世帯所得区分コード	14 請求額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

15 本人支払額	6 年税額(減免後)	9 請求金額
16 保険給付率	7 介護合計所得	10 支払額
17 決定支給額	8 年金収入	11 取込日
18 利用者負担額	9 老齢福祉年金受給の有無	高額基準収入額申請管理情報(下記「高額基準収入額申請管理内訳情報」を世帯単位で管理しているもの)
19 申請年月日	10 生活保護の有無	
20 決定年月日	11 滞納区分	
21 通知書発行年月日	12 旧措置者給付率95以上	
22 支給年月日	13 管轄区	
23 銀行コード	14 課税コード	1 世帯集約番号
24 支店コード	サービス利用実績情報(受給者)	2 該当年度
25 口座種別	1 住民番号	3 申請ID X
26 口座番号	2 サービス利用年月	4 対象年月
27 口座名義人(カナ)	3 連番	5 申請書発行日
28 支払方法区分	4 サービス種別	6 申請期限
29 支給区分	5 サービス利用年度	7 適用開始可能年月
30 不支給理由	6 被保険者番号	8 申請日
31 区支所コード	高額利用者負担段階情報(受給者)	9 決定日
32 給付の種類	1 被保険者番号	10 適用開始年月
33 納入通知書番号	2 対象年月	11 適用終了年月
34 配食サービス区分	3 履歴番号	12 段階コード
住宅改修事前申請情報(受給者)	4 前履歴番号	13 却下理由コード
1 承認番号	5 世帯集約番号	14 65歳以上世帯員数
2 被保険者番号	6 世帯所得区分	15 65歳以上世帯員の収入額合計
3 整理番号	7 所得区分	16 申請書出力日
4 区支所コード	8 老齢福祉年金受給の有無	17 決定通知書出力日
5 受付年月日	9 擬制フラグ	18 処理年月
6 着工予定日	10 高額利用者負担段階コード	高額基準収入額申請管理内訳情報(受給者び世帯員)
7 完了予定日	11 高額利用者負担段階	1 世帯集約番号
8 発行年月日	12 段階判定日	2 該当年度
9 都道府県コード	介護予防ケアマネジメント費請求情報(受給者)	3 申請ID X
10 事業者番号	1 被保険者番号	4 個人番号
11 改修予定費用	2 サービス提供年月	5 被保険者番号
12 支給予定額	3 連番	6 生年月日
13 被保険者負担額	4 審査年月	7 続柄1
14 承認有効期限日	5 証記載被保険者番号	8 続柄2
15 承認年月日	6 地域包括支援センター番号	9 続柄3
16 承認区分	7 費用コード	10 要介護状態区分
17 不承認理由	8 単位数	11 課税所得額
18 取消区分	9 請求金額	12 仮基準収入額
利用者負担段階履歴(受給者)	10 取込日	13 申請対象者フラグ
1 被保険者番号	介護予防ケアマネジメント費支払情報(受給者)	14 送付対象者フラグ
2 対象年月	1 被保険者番号	15 照会対象者フラグ
3 利用者負担ID X	2 サービス提供年月	サービス計画自己作成明細情報(受給者)
4 利用者負担段階	3 連番	1 被保険者番号
5 課税区コード	4 審査年月	2 履歴番号
6 年税額(減免後)	5 証記載被保険者番号	3 連番
7 介護合計所得	6 地域包括支援センター番号	4 サービス種類
8 年金収入	7 委託先居宅介護支援事業所番号	5 居宅サービス区分
9 老齢福祉年金受給の有無	8 委託料控除前支払額	6 給付対象日数
10 生活保護の有無	9 委託料控除後支払額	7 給付限度内点数
11 減免区分	10 取込日	8 回数
12 保険者番号	介護予防ケアマネジメント費支給実績情報(受給者)	9 サービス事業者_都道府県コード
13 課税コード	1 被保険者番号	10 サービス事業者_事業者番号
14 資格フラグ	2 サービス提供年月	11 事業者区分
世帯課税等状況履歴情報(受給者)	3 連番	給付実績対象者情報(受給者)
1 被保険者番号	4 審査年月	1 被保険者番号
2 対象年月	5 証記載被保険者番号	2 対象区分
3 世帯課税ID X	6 地域包括支援センター番号	3 対象IDX
4 世帯課税状況区分	7 費用コード	4 有無区分
5 課税区コード	8 単位数	5 有効期間_開始年月日
		6 有効期間_終了年月日
		7 境界層該当利用者負担段階

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

12月31日現在住居情報(全市)			37	短期入所サービスの支給限度基準額	20	住所地特例終了日
1	課税年度		38	短期入所サービスの上限管理適用期間開始年月日	21	二割負担開始日
2	個人番号		39	短期入所サービスの上限管理適用期間終了年月日	22	二割負担終了日
3	住民区分1		40	公費負担上限額減額の有無	後期高齢者医療資格情報(受給者)	
4	世帯番号		41	償還払化開始年月日	1	住民番号
5	続柄1		42	償還払化終了年月日	2	履歴番号
6	続柄2		43	給付率引下げ開始年月日	3	前履歴番号
7	続柄3		44	給付率引下げ終了年月日	4	後期被保険者番号
8	生年月日		45	減免申請中区分コード	5	後期保険者番号
9	生年月日エラーフラグ		46	利用者負担区分コード	6	資格取得日
10	住民でなくなった異動日		47	利用者・旧措置入所利用者負担の給付率	7	資格喪失日
11	住民区分2		48	利用者・旧措置入所利用者負担の適用開始年月日	国民健康保険資格情報(受給者)	
12	介護世帯番号		49	利用者・旧措置入所利用者負担の適用終了年月日	1	住民番号
13	介護世帯続柄1		50	標準負担区分コード	2	履歴番号
14	介護世帯続柄2		51	標準負担・特定標準負担の負担額	3	前履歴番号
15	介護世帯続柄3		52	標準負担・特定標準負担の負担額適用開始年月日	4	国保被保険者証番号
16	世帯員フラグ		53	標準負担・特定標準負担の負担額適用終了年月日	5	国保保険者番号
扶養調整除情報(世帯主である1号)			54	住民番号	6	国保個人番号
1	課税年度		55	認定申請ID X	7	資格取得日
2	個人番号		56	資格記録M前履歴番号	高額医療合算介護サービス費情報(受給者)	
3	16歳未満控除対象人数		57	サービス計画F前履歴番号	1	住民番号
4	16歳以上19歳未満控除対象人数		58	生活保護F前履歴番号	2	対象年度
5	パッチ・オンライン区分		59	支払方法ID X	3	高額医療合算ID X
受給者台帳情報(受給者)			60	給付額減額F前履歴番号	4	被保険者番号
1	被保険者番号		61	利用者負担減免等情報の減免者F減免区分	5	申請年月日
2	履歴番号		62	利用者負担減免等情報の減免者F前履歴番号	6	申請区分
3	前履歴番号		63	標準負担額減免等情報の減免者F減免区分	7	申請枚数
4	提供年月		64	標準負担額減免等情報の減免者F前履歴番号	8	支給申請書整理番号
5	異動年月日		65	介護住記異動日	9	自己負担額証明書整理番号
6	訂正年月日		66	管轄区	10	申請形態
7	月次提供情報作成日		67	短期入所サービス拡大日数	11	計算期間開始年月
8	月次更新結果突合日		68	当初初入系限度期間月数	12	計算期間終了年月
9	月次突合結果		69	保険者番号(後期)	13	自己負担額証明書交付申請の有無
10	異動区分コード		70	被保険者番号(後期)	14	介護加入期間開始日
11	異動事由		71	保険者番号(国保)	15	介護加入期間終了日
12	証記載保険者番号		72	被保険者証番号(国保)	16	資格喪失事由
13	提供情報被保険者番号		73	個人番号(国保)	17	介護保険者番号
14	被保険者氏名(カナ)		74	小規模居宅有無	18	国保保険者番号
15	生年月日		75	無効フラグ	19	国保被保険者証記号
16	性別		76	サービス計画抽出元区分	20	国保被保険者証番号
17	資格取得年月日		受給者台帳追加情報(受給者)		21	国保続柄
18	資格喪失年月日		1	被保険者番号	22	国保保険者名(漢字)
19	老人保健市町村番号		2	履歴番号	23	国保加入期間開始日
20	老人保健受給者番号		3	提供年月	24	国保加入期間終了日
21	公費負担者番号		4	異動年月日	25	後期保険者番号
22	政令市保険者番号		5	特定入所者認定申請中区分コード	26	後期被保険者番号
23	申請種別コード		6	特定入所者介護サービス区分コード	27	後期広域連合名(漢字)
24	変更申請中区分コード		7	課税層の特例減額措置対象	28	後期加入期間開始日
25	申請年月日		8	食費負担限度額	29	後期加入期間終了日
26	みなし要介護区分コード		9	居住費(ユニット型個室)負担限度額	30	保険者加入暦保険者名(漢字)1~10
27	要介護状態区分コード		10	居住費(ユニット型準個室)負担限度額	31	保険者加入暦加入期間開始日1~10
28	認定有効期間(開始年月日)		11	居住費(従来型個室(特養))負担限度額	32	保険者加入暦加入期間終了日1~10
29	認定有効期間(終了年月日)		12	居住費(従来型個室(老健、療養))負担限度額	33	保険者加入暦添付自己負担額証明書整理番号1~10
30	居宅サービス計画作成区分コード		13	居住費(多床室)負担限度額	34	保険者加入暦備考
31	居宅介護支援事業所番号		14	負担限度額適用開始年月日	35	申請代表者氏名(漢字)
32	居宅サービス計画適用開始年月日		15	負担限度額適用終了年月日	36	申請代表者郵便番号本番
33	居宅サービス計画適用終了年月日		16	軽減率適用開始年月日	37	申請代表者郵便番号枝番
34	訪問通所サービスの支給限度基準額		17	軽減率適用終了年月日	38	申請代表者住所
35	訪問通所サービスの上限管理適用期間開始年月日		18	住持区分(左1桁)施設保険者(右6桁)	39	申請代表者住所方書
36	訪問通所サービスの上限管理適用期間終了年月日		19	住所地特例開始日	40	申請代表者電話番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

41	決定年月日	18	70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額	10	終了年月
42	通知書発行年月日	返戻管理ファイル情報(全被)		11	口座名義(漢字)
43	支給年月日	1	被保険者番号	12	口座名義(カナ)
44	自己負担額総額	2	履歴番号	連絡先情報(全被)	
45	70歳以上所得区分	3	発行区	1	住民番号
46	支給区分	4	返戻物区分	2	優先電話番号
47	支給額	5	発行年月日	3	優先電話区分1
48	給付種類	6	返戻年月日	4	優先電話区分2
49	不支給理由	7	公示送達区分	5	予備電話番号
50	支払方法区分	備考(メモ)情報(全被)		6	予備電話区分1
51	銀行コード	1	住民番号	7	予備電話区分2
52	支店コード	2	医療保険疑義	介護住記異動情報(全市)	
53	口座種別	3	世帯情報疑義	1	処理日付
54	口座番号	4	郵送忌避	2	処理時刻
55	口座名義人(カナ)	5	その他留意事項	3	処理ファイル名/端末ID
56	提供済FLG	6	保険料延滞理由	4	区分
57	申請取下事由	7	保険料延滞理由入力日	5	処理事由
58	申請取下年月日	8	認定不服申立	6	詳細事由
59	決定支給額	9	認定不服資料提出	7	年月日
60	差止額	10	認定不服裁決	8	届出年月日
61	控除IDX	11	相談記録発行有無	9	住民区分1
62	精算対象	12	相談記録発行区支所	10	被保険者番号
63	追給	13	所属名	11	住民番号
64	高額合算区分	14	更新者名	12	履歴番号
65	区支所コード	15	特別事情	13	更新ファイル名
高額医療合算介護サービス費(自己負担)情報(受給者)		メモ欄情報(全被)		14	処理番号1
1	住民番号	1	住民番号	15	処理番号2
2	対象年度	2	連番	16	処理番号3
3	高額医療合算IDX	3	メモ欄	17	異動前__世帯番号
4	被保険者番号	4	職員コード	18	異動前__世帯主名
5	自己負担額証明書整理番号	5	職員氏名	19	異動前__管轄区
6	対象計算期間__開始日	送付先情報(全被)		20	異動前__現住所
7	対象計算期間__終了日	1	住民番号	21	異動前__方書
8	被保険者期間__開始日	2	業務区分II	22	異動前__住記カナ氏名
9	被保険者期間__終了日	3	履歴番号	23	異動前__カナ氏名
10	証明対象年度__自己負担額(8月分～翌年7月分)	4	前回履歴番号	24	異動前__氏名
11	証明対象年度__うち70～74歳の者に係る負担額(8月分～翌年7月分)	5	異動年月日	25	異動前__カナ本名
12	証明対象年度__高額介護(予防)サービス費支給額(8月分～翌年7月分)	6	送付先・現住所区分	26	異動前__本名
13	証明対象年度__摘要(8月分～翌年7月分)	7	申出者区分	27	異動前__氏名区分
14	自己負担証明書発行年月日	8	都道府県コード	28	異動前__性別
15	後期高齢取込日	9	事業者番号	29	異動前__生年月日
16	後期高齢抽出日	10	事業者前履歴番号	30	異動前__住民となった異動日
高額医療合算計算結果情報(受給者)		11	郵便番号__本番	31	異動前__住民となった異動事由
1	住民番号	12	郵便番号__枝番	32	異動前__住所を定めた異動日
2	対象年度	13	送付先住所	33	異動前__住所を定めた異動事由
3	高額医療合算IDX	14	送付先方書	34	異動前__住民でなくなった異動日
4	被保険者番号	15	送付先名称	35	異動前__住民でなくなった異動事由
5	自己負担額証明書整理番号	16	電話番号	36	異動前__転出確定異動日
6	70歳以上介護等合算算定基準額	17	電話区分1	37	異動前__転出フラグ
7	按分後支給額	18	電話区分2	38	異動前__住民区分2
8	70歳未満再計算限度額	口座情報(全被)		39	異動前__被保険者番号
9	70歳以上再計算限度額	1	住民番号	40	異動前__在留資格コード
10	計算明細番号	2	口座区分	41	異動前__在留期間(自)
11	明細__保険者名	3	履歴番号	42	異動前__在留期間(至)
12	明細__自己負担額証明書整理番号	4	前回履歴番号	43	異動前__介護世帯番号
13	明細__対象者氏名	5	銀行コード	44	異動前__世帯員7桁
14	明細__①__70歳以上負担額	6	支店コード	45	異動前__前月管轄区
15	明細__④__70歳未満負担額	7	口座種別	46	異動前__区間異動処理月日
16	明細__端数加算対象__70歳以上計算時	8	口座番号	47	異動後__世帯番号
17	明細__端数加算対象__70歳未満計算時	9	開始年月	48	異動後__世帯主名

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

49	異動後__管轄区	2	被保険者番号	31	保険者加入暦__加入期間__終了日__1～10
50	異動後__現住所	3	保険者番号	32	保険者加入暦__添付自己負担額証明書整理番号__1～10
51	異動後__方書	4	業務内宛名番号	33	保険者加入暦__備考
52	異動後__住記カナ氏名	5	被保険者資格取得年月日	34	申請代表者__氏名(漢字)
53	異動後__カナ氏名	6	被保険者資格喪失年月日	35	申請代表者__郵便番号本番
54	異動後__氏名	生活保護(統合)(全被)		36	申請代表者__郵便番号枝番
55	異動後__カナ本名	1	共通宛名番号	37	申請代表者__住所
56	異動後__本名	2	あてな番号	38	申請代表者__住所方書
57	異動後__氏名区分	3	保護開始日	39	申請代表者__電話番号
58	異動後__性別	4	保護廃止日	40	70歳以上所得区分
59	異動後__生年月日	5	保護停止日	41	70歳以上介護等合算算定基準額
60	異動後__住民となった異動日	6	保護停止解除日	42	70歳以上介護等合算算定基準額(総合合算)
61	異動後__住民となった異動事由	前月分生活保護(統合)(全被)		43	介護等合算算定基準額
62	異動後__住所を定めた異動日	1	共通宛名番号	44	70歳以上世帯自己負担合計額
63	異動後__住所を定めた異動事由	2	あてな番号	45	70歳以上世帯自己負担合計額(うち事業分)
64	異動後__住民でなくなった異動日	3	保護開始日	46	70歳未満世帯自己負担合計額
65	異動後__住民でなくなった異動事由	4	保護廃止日	47	70歳未満世帯自己負担合計額(うち事業分)
66	異動後__転出確定異動日	5	保護停止日	48	総合事業自己負担額
67	異動後__転出フラグ	6	保護停止解除日	49	按分後支給額
68	異動後__住民区分2	団体内宛名番号情報(全市)		50	決定年月日
69	異動後__被保険者番号	1	住民番号	51	通知書発行年月日
70	異動後__在留資格コード	2	団体内統合宛名番号	52	支給年月日
71	異動後__在留期間(自)	宛名情報(全市)		53	支給区分
72	異動後__在留期間(至)	1	個人番号	54	支給額
73	異動後__介護世帯番号	2	個人番号対応符号	55	給付種類
74	異動後__世帯員フラグ	3	団体内統合宛名番号	56	不支給理由
75	異動後__前月管轄区	4	住民番号(既存住民基本台帳システムの宛名番号)	57	支払方法区分
76	異動後__区間異動処理月日	5	情報照会提供記録	58	銀行コード
被保険者番号引継情報(全被)		6	アクセスログ	59	支店コード
1	住民番号	総合合算サービス費情報(受給者)		60	口座種別
2	履歴番号	1	住民番号	61	口座番号
3	前回履歴番号	2	対象年度	62	口座名義人(カナ)
4	被保険者番号	3	総合合算!DX	63	提供済FLG
5	登録日	4	被保険者番号	64	申請取下事由
他システム連絡先情報(1号)		5	申請年月日	65	申請取下年月日
1	住民番号	6	申請区分	66	決定支給額
2	国保電話番号	7	申請枚数	67	差止額
3	国保電話区分	8	支給申請書整理番号	68	精算対象
4	後期電話番号	9	自己負担額証明書整理番号	69	追給
5	後期電話区分	10	連絡票整理番号	70	高額合算区分
6	敬老電話番号	11	申請形態	71	区支所コード
認知症予防差分情報(1号と64歳の2号)		12	計算期間__開始年月	総合合算サービス費(介護自己負担)情報(受給者)	
1	住民番号	13	計算期間__終了年月	1	住民番号
2	被保険者番号	14	介護__加入期間__開始日	2	対象年度
3	資格喪失日	15	介護__加入期間__終了日	3	総合合算!DX
4	資格喪失事由	16	介護__保険者番号	4	被保険者番号
5	パラメータ__区	17	国保__保険者番号	5	自己負担額証明書整理番号
6	パラメータ__生年月日	18	国保__被保険者証記号	6	対象計算期間__開始日
7	パラメータ__調査開始日	19	国保__被保険者証番号	7	対象計算期間__終了日
8	パラメータ__抽出時点	20	国保__続柄	8	被保険者期間__開始日
国保資格情報(1号)		21	国保__保険者名(漢字)	9	被保険者期間__終了日
1	共通宛名番号	22	国保__加入期間__開始日	10	証明対象年度__自己負担額(8月分～翌年7月分)
2	住民番号	23	国保__加入期間__終了日	11	証明対象年度__うち70～74歳の者に係る負担額(8月分～翌年7月分)
3	記号番号	24	後期__保険者番号	12	証明対象年度__高額介護(予防)サービス費支給額(8月分～翌年7月分)
4	保険者番号	25	後期__被保険者番号	13	証明対象年度__摘要(8月分～翌年7月分)
5	国保個人番号	26	後期__広域連合名(漢字)	14	自己負担証明書発行年月日
6	資格適用開始年月日	27	後期__加入期間__開始日	総合合算サービス費(事業自己負担)情報(受給者)	
7	資格適用終了年月日	28	後期__加入期間__終了日	1	住民番号
後期資格情報(1号)		29	保険者加入暦__保険者名(漢字)__1～10	2	対象年度
1	共通宛名番号	30	保険者加入暦__加入期間__開始日__1～10	3	総合合算!DX

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

4	被保険者番号	34	うち70～74歳の者に係る負担額(8月分～翌年7月分)	26	386H_按分後支給額
5	自己負担額証明書整理番号	35	高額介護(予防)サービス費支給額(70歳未満)(8月分～翌年7月分)	27	386H_うち70歳以上分按分後支給額
6	対象計算期間_開始日	36	高額介護(予防)サービス費)支給額(70～74歳)(8月分～翌年7月分)	28	386H_介護低所得者Ⅰ再計算実施の有無
7	対象計算期間_終了日	37	摘要(8月分～翌年7月分)	29	386T_①70歳以上負担額合計
8	被保険者期間_開始日	38	自己負担額年度合計	30	386T_③①にかかる支給額
9	被保険者期間_終了日	39	うち70～74歳の者に係る負担額年度合計	31	386T_④70歳未満負担額合計
10	証明対象年度_自己負担額(8月分～翌年7月分)	40	高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額年度合計(70歳未満)	32	386T_⑤④+(①-③)の合計額
11	証明対象年度_うち70～74歳の者に係る負担額(8月分～翌年7月分)	41	高額療養費(高額介護(予防)サービス費)支給額年度合計(70～74歳)	33	386T_⑦⑤に係る支給額合計
12	証明対象年度_総合事業高額サービス費支給額(8月分～翌年7月分)	42	宛先氏名(漢字)	34	386T_⑧③+⑦の合計額
13	証明対象年度_摘要(8月分～翌年7月分)	43	宛先郵便番号	本算定386内訳情報(受給者)	
14	自己負担証明書発行年月日	44	宛先住所(漢字)	1	対象年度
総合合算計算情報(受給者)		45	証明書発行年月日	2	被保険者番号
1	住民番号	46	証明書発行者名	3	連絡票整理番号
2	対象年度	47	証明書発行者郵便番号	4	連番
3	総合合算ⅠDX	48	証明書発行者住所(漢字)	5	取込年月
4	被保険者番号	49	郵便番号	6	短縮連絡票整理番号
5	自己負担額証明書整理番号	50	住所	7	内訳被保険者番号
6	計算明細番号	51	問い合わせ先名称1	8	合算対象フラグ
7	明細_保険制度区分	52	問い合わせ先名称2	9	386D_保険制度コード
8	明細_保険者名	53	問い合わせ先電話番号	10	386D_保険者番号
9	明細_自己負担額証明書整理番号	54	郵便番号	11	386D_被保険者(証)番号
10	明細_対象者氏名	55	住所	12	386D_保険者名
11	明細_①_70歳以上負担額	56	計算結果送付先名称1	13	386D_自己負担額証明書整理番号
12	明細_④_70歳未満負担額	57	計算結果送付先名称2	14	386D_対象者氏名(漢字)
13	明細_決定対象	58	計算結果送付先電話番号	15	386D_①70歳以上負担額
14	明細_按分後支給額	59	窓口払対象者判定コード	16	386D_②70歳以上按分率
本算定自己負担額確認情報(受給者)		60	支払場所	17	386D_③①にかかる支給額
1	取込年月	61	支払期間開始年月日	18	386D_④70歳未満負担額
2	37K送信判定コード	62	支払期間終了年月日	19	386D_⑤④+(①-③)
3	繰越フラグ	63	支払期間開始年月日(曜日)	20	386D_⑥按分率
4	送信年月	64	支払期間終了年月日(曜日)	21	386D_⑦⑤に係る支給額
5	被保険者番号	65	支払期間開始年月日(開始時間)	22	386D_⑧③+⑦
6	交換情報識別番号	66	支払期間終了年月日(終了時間)	仮算定管理情報(受給者)	
7	支給申請書整理番号	67	備考欄	1	対象年度
8	保険制度コード	本算定386管理情報(受給者)		2	被保険者番号
9	保険者番号	1	対象年度	3	386H_支給申請書整理番号(連絡票整理番号)
10	保険者名称	2	被保険者番号	4	386H_対象年度
11	被保険者証記号	3	連絡票整理番号	5	386H_支給対象者氏名(漢字)
12	被保険者(証)番号	4	取込年月	6	386H_保険者番号
13	被保険者氏名(カナ)	5	短縮連絡票整理番号	7	386H_被保険者(証)番号
14	被保険者氏名(漢字)	6	決定更新判定コード	8	386H_計算開始年月日
15	生年月日	7	区支所コード	9	386H_計算終了年月日
16	性別	8	支給申請書整理番号	10	386H_世帯負担総額
17	所得区分	9	386H_支給申請書整理番号(連絡票整理番号)	11	386H_介護等合算一部負担金等世帯合算額
18	70歳以上の者に係る所得区分	10	386H_対象年度	12	386H_70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額
19	自己負担額証明書整理番号	11	386H_自己負担額証明書整理番号	13	386H_所得区分
20	突合用後期高齢者医療保険者番号	12	386H_支給対象者氏名(漢字)	14	386H_70歳以上の者に係る所得区分
21	突合用後期高齢者医療被保険者番号	13	386H_保険者番号	15	386H_介護等合算算定基準額
22	突合用国民健康保険保険者番号	14	386H_被保険者(証)番号	16	386H_70歳以上介護等合算算定基準額
23	突合用国民健康保険被保険者証番号	15	386H_計算開始年月日	17	386H_世帯支給総額
24	突合用国保被保険者個人番号	16	386H_計算終了年月日	18	386H_うち70歳以上分世帯支給総額
25	異動区分	17	386H_世帯負担総額	19	386H_按分後支給額
26	補正済自己負担額送付区分	18	386H_介護等合算一部負担金等世帯合算額	20	386H_うち70歳以上分按分後支給額
27	対象年度	19	386H_70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額	21	386H_介護低所得者Ⅰ再計算実施の有無
28	対象計算期間(開始)	20	386H_所得区分	22	386T_①70歳以上負担額合計
29	対象計算期間(終了)	21	386H_70歳以上の者に係る所得区分	23	386T_③①にかかる支給額
30	被保険者期間(開始)	22	386H_介護等合算算定基準額	24	386T_④70歳未満負担額合計
31	被保険者期間(終了)	23	386H_70歳以上介護等合算算定基準額	25	386T_⑤④+(①-③)の合計額
32	申請年月日	24	386H_世帯支給総額	26	386T_⑦⑤に係る支給額合計
33	自己負担額(8月分～翌年7月分)	25	386H_うち70歳以上分世帯支給総額	27	386T_⑧③+⑦の合計額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

28	介護等合算算定基準額	9	特定個人情報名コード	23	依頼日
29	70歳以上介護等合算算定基準額	10	情報提供者機関コード	24	依頼職員番号
30	70歳以上介護等合算算定基準額（再計算）	11	自治省コード	25	依頼所属コード
31	70歳以上の世帯支給額__介護分	12	状況コード	26	状況確認日
32	70歳未満の世帯支給額__介護分	13	エラーコード	27	結果取込日
33	精算対象者フラグ	14	ステータスコード	28	結果取込職員番号
34	自己負担額証明書フラグ	15	受付番号	29	結果取込所属コード
35	70歳以上の世帯支給額__総合事業分	16	受付明細番号	30	帳票出力日
36	70歳未満の世帯支給額__総合事業分	17	照会側不開示コード	31	完了日
37	世帯支給額__総合事業分	18	提供側不開示コード	32	有効期限日
38	按分後支給額__総合事業分	19	依頼日	生活保護照会情報	
39	勧奨通知発行ステータス	20	依頼職員番号	1	共通宛名番号
40	申請勧奨通知日（バッチ）	21	依頼所属コード	2	照会番号
41	申請勧奨通知日（オンライン）	22	状況確認日	3	事務コード（庁外）
42	申請書__医療保険者区分	23	結果取込日	4	事務コード（庁外）
43	申請書__（国保）保険者番号	24	結果取込職員番号	5	事務コード（庁内）
44	申請書__（国保）被保険者（証）番号	25	結果取込所属コード	6	事務コード（庁内）
45	申請書__（国保）保険者名	26	完了日	7	情報照会条件
46	申請書__（後期）保険者番号	27	有効期限日	8	レコード識別番号
47	申請書__（後期）被保険者番号	所得照会簿一覧情報（全被及び世帯員）		9	住民番号
48	申請書__（後期）保険者名	1	管轄区	10	被保険者番号
49	申請書__計算期間（開始日）	2	課税年度	11	生活保護照会区分
50	申請書__計算期間（終了日）	3	照会番号	12	前住所転出日
51	申請書__加入期間（開始日）	4	住民番号	13	特定個人情報名コード
52	申請書__加入期間（終了日）	5	被保険者番号	14	情報提供者機関コード
53	再勧奨通知日	6	処理区分	15	自治省コード
仮算定内訳情報（受給者）		7	情報提供者機関コード	16	状況コード
1	対象年度	8	所得照会区分	17	エラーコード
2	被保険者番号	9	照会状況コード	18	ステータスコード
3	連番	10	レコード作成日	19	受付番号
4	386H_支給申請書整理番号（連絡票整理番号）	11	依頼日	20	受付明細番号
5	386D_保険制度コード	12	状況確認日	21	照会側不開示コード
6	386D_保険者番号	13	結果取込日	22	提供側不開示コード
7	386D_被保険者（証）番号	14	完了日	23	依頼日
8	386D_保険者名	15	有効期限日	24	依頼職員番号
9	386D_自己負担額証明書整理番号	16	受付番号1～4	25	依頼所属コード
10	386D_対象者氏名（漢字）	17	キャンセルフラグ	26	状況確認日
11	386D_①70歳以上負担額	医療保険照会情報		27	結果取込日
12	386D_②70歳以上按分率	1	共通宛名番号	28	結果取込職員番号
13	386D_③①にかかる支給額	2	照会番号	29	結果取込所属コード
14	386D_④70歳未満負担額	3	事務コード（庁外）	30	帳票出力日
15	386D_⑤④+（①-③）	4	事務コード（庁外）	31	完了日
16	386D_⑥按分率	5	事務コード（庁内）	32	有効期限日
17	386D_⑦⑤に係る支給額	6	事務コード（庁内）	公金受取口座照会情報	
18	386D_⑧③+⑦	7	情報照会条件	1	共通宛名番号
19	70歳以上負担額	8	レコード識別番号	2	照会番号
20	70歳未満負担額	9	住民番号	3	処理区
21	70歳以上総合事業支給額	10	被保険者番号	4	業務ID
22	70歳以上総合事業支給額加算フラグ	11	医療照会区分	5	事務コード（庁外）
23	70歳未満総合事業支給額	12	前住所転出日	6	事務コード（庁外）
24	70歳未満総合事業支給額加算フラグ	13	特定個人情報名コード	7	事務コード（庁内）
所得照会簿情報（全被及び世帯員）		14	情報提供者機関コード	8	事務コード（庁内）
1	管轄区	15	自治省コード	9	情報照会条件
2	課税年度	16	状況コード	10	レコード識別番号
3	照会番号	17	エラーコード	11	住民番号
4	事務コード	18	ステータスコード	12	被保険者番号
5	事務コード	19	受付番号	13	処理区分
6	情報照会条件	20	受付明細番号	14	時点指定（日）
7	レコード識別番号	21	照会側不開示コード	15	特定個人情報名コード
8	団体内統合宛名番号	22	提供側不開示コード	16	情報提供者機関コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

17	自治省コード	12	自治省コード	3	履歴番号
18	状況コード	13	状況コード	4	前履歴番号
19	エラーコード	14	エラーコード	5	助成区分
20	ステータスコード	15	ステータスコード	6	助成結果区分
21	メッセージ	16	受付番号	資産調査管理情報（受給者）	
22	受付番号	17	受付明細番号	1	被保険者番号
23	受付明細番号	18	照会側不開示コード	2	照会対象年度
24	照会側不開示コード	19	提供側不開示コード	3	履歴番号
25	提供側不開示コード	20	依頼日	4	前履歴番号
26	申請日	21	依頼職員番号	5	一括照会文発行日
27	依頼日	22	依頼所属コード	6	一括照会結果コード
28	依頼職員番号	23	状況確認日	7	個別照会文発行日
29	依頼所属コード	24	結果取込日	8	個別照会結果コード
30	状況確認日	25	結果取込職員番号	9	非該当日
31	結果取込日	29	結果取込所属コード	10	管轄区
32	結果取込職員番号	30	帳票出力日	11	旧住所区分
33	結果取込所属コード	31	完了日	12	旧住所郵便番号本番
34	帳票出力日	32	有効期限日	13	旧住所郵便番号枝番
35	完了日	独自助成認定証発行管理情報（受給者）		14	旧住所漢字
36	有効期限日	1	被保険者番号	15	旧住所方書
公金受取口座情報		2	履歴番号	16	配偶者区分
1	住民番号	3	前履歴番号	17	配偶者住民番号
2	照会番号	4	助成区分	18	配偶者被保険者番号
3	業務キー情報	5	助成申請日	19	配偶者氏名カナ
4	依頼日	6	助成申請事由	20	配偶者氏名漢字
5	結果取込日	7	助成決定日	21	性別コード
6	金融機関コード	8	助成結果区分	22	配偶者生年月日
7	金融機関名（カナ）	9	生保区分	23	配偶者郵便番号本番
8	店番	10	助成申請非該当理由	24	配偶者郵便番号枝番
9	支店名（カナ）	11	助成期間__開始日	25	配偶者住所漢字
10	預貯金種目コード	12	助成期間__終了日	26	配偶者方書
11	口座番号	13	認定証交付日	資産調査照会先情報（受給者）	
12	名義人氏名（カナ）	14	認定証交付事由	1	被保険者番号
13	記号	15	利用サービス区分	2	照会対象年度
14	番号	16	取消日	3	履歴番号
15	口座名義人チェック	17	配偶者の有無	4	前履歴番号
公金エラー情報		18	配偶者の世帯分離の有無	5	一括／個別
1	被保険者番号	19	世帯分離した配偶者の税	6	銀行コード
2	住民番号	20	預貯金等	7	支店コード
3	発生日	21	例外事項	8	照会先金融機関名
4	処理区	22	判定所得	9	照会日
5	業務ID	23	非課税年金額	10	回答日
6	照会番号	24	市外非課税年金額入力フラグ	11	連番
7	処理区分	25	助成限度額	独自助成支給管理情報（受給者）	
8	業務キー情報	26	市外非課税年金額入力額	1	被保険者番号
9	エラー事由	27	助成認定年度	2	サービス提供年月
10	メッセージID1	独自助成居住費金額情報（受給者）		3	履歴番号
11	メッセージID2	1	被保険者番号	4	前履歴番号
認定照会情報（受給者）		2	適用開始年月日	5	決定区分
1	団体内統合宛名番号	3	適用終了年月日	6	不支給理由
2	照会番号	4	履歴番号	7	決定日
3	事務コード	5	前履歴番号	8	決定支給額
4	手続コード	6	都道府県コード	9	都道府県コード
5	情報照会条件	7	事業者番号	10	事業者番号
6	レコード識別番号	8	居住費__月	11	支給額
7	住民番号	9	居住費__日	12	支給年月日
8	被保険者番号	10	申請日	13	支給済額
9	前住所転出日	独自助成区分管理情報（受給者）		14	追給・戻入区分
10	特定個人情報名コード	1	被保険者番号	15	支給区分
11	情報提供者機関コード	2	サービス提供年月	16	入所実日数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

17	審査年月	53	進捗状況更新日	24	電子申請番号
18	管轄区	54	進捗状況更新時刻		認定申請委託支払管理情報(受給者)
19	銀行コード	55	画像払出キー	1	被保険者番号
20	支店コード	56	進捗把握状態 0 1 ~ 1 5	2	訪問調査委託日
21	口座__種別	57	医療被保険者番号	3	訪問調査機関__都道府県コード
22	口座番号	58	医療被保険者証記号	4	訪問調査事業者番号
23	口座名義(カナ)	59	医療被保険者証番号	5	バーコード値
	(認定) 申請補助情報(受給者)	60	医療被保険者証枝番	6	委託料区分
1	被保険者番号	61	資格取得日	7	委託ランク
2	認定申請 I D X	62	資格喪失日	8	支払い状態区分
3	認定申請受理方式		議事録情報(受給者)	9	訪問調査依頼票発行日
4	届出者メモ	1	被保険者番号	10	(委託支払管理用) 認定調査票受領画像取込日
5	資格者証送付先区分	2	審査会日	11	バーコード取込日
6	資格者証宛名敬称区分	3	審査会区分	12	個別単価区分
7	本人同意有無__処分延期通知省略	4	議事録確定印刷日	13	個別単価
8	本人同意有無__非該当事務情報提供	5	一次修正内容	14	支払情報作成日
9	本人同意有無__主治医情報提供	6	二次判定内容	15	支払額
10	本人同意有無__簡素化	7	状態維持改善	16	手払区分
11	本人同意有無__未確認	8	有効期間について	17	手払日
12	法令上新規申請フラグ		経過記録情報(受給者)	18	手払金額
13	訪問調査依頼機関	1	被保険者番号	19	申請切離しフラグ
14	意見書依頼機関	2	認定申請日		被保険者正本情報(全被)
15	主治医提供同意有無	3	進捗経過区分	1	団体内統合宛名番号
16	箱入れ時管轄区	4	進捗経過完了区分	2	データセットレコードのキー
17	箱入れ時他区フラグ	5	完了見込日	3	レコード確定日
18	審査会資料作成日		経過記録明細情報(受給者)	4	公開開始日
19	点検一次判定日	1	被保険者番号	5	公開終了日
20	点検一次判定状態コード	2	認定申請日	6	行政区コード
21	点検一次判定基準時間	3	進捗経過区分	7	DateOfDetection
22	点検一次判定要介護状態区分	4	連番	8	TimeAndDateOfUpdate
23	簡素化対象フラグ	5	登録日	9	被保険者番号
24	箱入前点検完了日	6	登録時刻	10	保険者番号
25	一次判定修正有無	7	登録者名	11	資格取得年月日
26	一次判定修正日	8	職員コード	12	資格喪失年月日
27	点検一次判定修正基準時間	9	経過記録完了フラグ	13	資格喪失年月日(補正後)
28	一次判定修正要介護状態区分	10	経過記録	14	資格異動事由コード
29	一次判定画像修正日		簡易情報提供情報(受給者)	15	被保険者種別
30	事務局個票 P D F 格納日	1	被保険者番号	16	住民番号
31	審査会個票 P D F 格納日	2	認定申請 I D X	17	登録削除区分
32	議事録 P D F 格納日	3	逆連番		住所地特例正本情報(全被)
33	画像 D L 区分	4	提供依頼__申出年月日	1	団体内統合宛名番号
34	画像 D L 日	5	提供依頼__申出受理機関区分	2	データセットレコードのキー
35	画像 D L 中職員コード	6	提供依頼__申出受理方式区分	3	レコード確定日
36	認定調査票 OCR データ取込日	7	資料発行年月日	4	公開開始日
37	認定調査票画像取込日	8	資料発行機関区分	5	公開終了日
38	認定調査票画像補記日	9	申出無効年月日	6	行政区コード
39	認定調査票画像マスク日	10	提供依頼有無__認定調査票	7	DateOfDetection
40	認定調査票画像認定申請IDX	11	提供依頼有無__主治医意見書	8	TimeAndDateOfUpdate
41	特記事項画像取込日	12	発行区分__認定調査票	9	事業所_住所
42	特記事項画像補記日	13	発行区分__主治医意見書	10	事業者_名称(漢字)
43	特記事項画像マスク日	14	提供依頼__申出者区分	11	適用年月日
44	特記事項画像認定申請IDX	15	提供依頼__事業者都道府県コード	12	適用変更年月日
45	主治医意見書 OCR データ取込日	16	提供依頼__事業者番号	13	適用解除年月日
46	主治医意見書画像取込日	17	送付先区分	14	事業所_電話番号
47	主治医意見書画像補記日	18	独自送付先__郵便番号	15	被保険者番号
48	主治医意見書画像マスク日	19	独自送付先__住所	16	住民番号
49	主治医意見書画像認定申請IDX	20	独自送付先__方書	17	事業者都道府県コード
50	画像格納先年度	21	独自送付先__送付先名称	18	事業者番号
51	進捗状況更新区分	22	宛名敬称区分	19	登録削除区分
52	進捗状況更新職員コード	23	申出登録年月日		受給者正本情報(受給者)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

1	団体内統合宛名番号	39	自己負担額合計（翌3月分）（70～74歳の者の分）	43	自己負担額合計（翌7月分）（70～74歳の者の分）
2	データセットレコードのキー	40	自己負担額合計（翌4月分）（70～74歳の者の分）	44	保険者名
3	レコード確定日	41	自己負担額合計（翌5月分）（70～74歳の者の分）	45	保険者郵便番号
4	公開開始日	42	自己負担額合計（翌6月分）（70～74歳の者の分）	46	保険者住所
5	公開終了日	43	自己負担額合計（翌7月分）（70～74歳の者の分）	47	保険者電話番号
6	行政区コード	44	保険者名	48	計算結果送付先名称
7	DateOfDetection	45	保険者郵便番号	49	計算結果連絡票送付先郵便番号
8	TimeAndDateOfUpdate	46	保険者住所	50	計算結果送付先住所
9	要介護状態区分コード	47	保険者電話番号	51	計算結果連絡票送付先電話番号
10	認定済区分	48	計算結果送付先名称	52	被保険者番号
11	認定期間_開始日	49	計算結果連絡票送付先郵便番号	53	住民番号
12	認定期間_終了日	50	計算結果送付先住所	54	区支所コード
13	認定期間_終了日（補正後）	51	計算結果連絡票送付先電話番号	55	登録削除区分
14	認定申請日	52	被保険者番号	負担割合正本情報（受給者）	
15	介護認定審査会の意見	53	住民番号	1	団体内統合宛名番号
16	備考	54	区支所コード	2	データセットレコードのキー
17	区分支給限度基準額	55	登録削除区分	3	レコード確定日
18	認定結果決定日	自己負担額証明書情報（総合事業）正本情報		4	公開開始日
19	被保険者番号	1	共通宛名番号	5	公開終了日
20	住民番号	2	データセットレコードのキー	6	行政区コード
21	登録削除区分	3	レコード確定日	7	DateOfDetection
自己負担額証明書情報（給付）正本情報		4	公開開始日	8	TimeAndDateOfUpdate
1	共通宛名番号	5	公開終了日	9	負担割合区分
2	データセットレコードのキー	6	行政区コード	10	適用開始年月日
3	レコード確定日	7	DateOfDetection	11	適用終了年月日
4	公開開始日	8	TimeAndDateOfUpdate	12	適用終了年月日（補正日）
5	公開終了日	9	証明対象年度	13	被保険者番号
6	行政区コード	10	自己負担額証明書作成日	14	住民番号
7	DateOfDetection	11	自己負担額証明書整理番号	15	登録削除区分
8	TimeAndDateOfUpdate	12	保険者番号	高額医療合算（給付）正本情報（受給者）	
9	証明対象年度	13	被保険者番号（連携用）	1	団体内統合宛名番号
10	自己負担額証明書作成日	14	対象となる計算期間自	2	データセットレコードのキー
11	自己負担額証明書整理番号	15	対象となる計算期間至	3	レコード確定日
12	保険者番号	16	計算期間において被保険者であった期間自	4	公開開始日
13	被保険者番号（連携用）	17	計算期間において被保険者であった期間至	5	公開終了日
14	対象となる計算期間自	18	自己負担額合計	6	行政区コード
15	対象となる計算期間至	19	自己負担額合計（8月分）	7	DateOfDetection
16	計算期間において被保険者であった期間自	20	自己負担額合計（9月分）	8	TimeAndDateOfUpdate
17	計算期間において被保険者であった期間至	21	自己負担額合計（10月分）	9	給付年度
18	自己負担額合計	22	自己負担額合計（11月分）	10	自己負担額計算対象日自
19	自己負担額合計（8月分）	23	自己負担額合計（12月分）	11	自己負担額計算対象日自
20	自己負担額合計（9月分）	24	自己負担額合計（翌1月分）	12	介護保険加入期間自
21	自己負担額合計（10月分）	25	自己負担額合計（翌2月分）	13	介護保険加入期間至
22	自己負担額合計（11月分）	26	自己負担額合計（翌3月分）	14	自己負担額合計
23	自己負担額合計（12月分）	27	自己負担額合計（翌4月分）	15	うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計
24	自己負担額合計（翌1月分）	28	自己負担額合計（翌5月分）	16	被保険者番号
25	自己負担額合計（翌2月分）	29	自己負担額合計（翌6月分）	17	住民番号
26	自己負担額合計（翌3月分）	30	自己負担額合計（翌7月分）	18	登録削除区分
27	自己負担額合計（翌4月分）	31	自己負担額合計（70～74歳の者の分）	高額医療合算（総合事業）正本情報（受給者）	
28	自己負担額合計（翌5月分）	32	自己負担額合計（8月分）（70～74歳の者の分）	1	団体内統合宛名番号
29	自己負担額合計（翌6月分）	33	自己負担額合計（9月分）（70～74歳の者の分）	2	データセットレコードのキー
30	自己負担額合計（翌7月分）	34	自己負担額合計（10月分）（70～74歳の者の分）	3	レコード確定日
31	自己負担額合計（70～74歳の者の分）	35	自己負担額合計（11月分）（70～74歳の者の分）	4	公開開始日
32	自己負担額合計（8月分）（70～74歳の者の分）	36	自己負担額合計（12月分）（70～74歳の者の分）	5	公開終了日
33	自己負担額合計（9月分）（70～74歳の者の分）	37	自己負担額合計（翌1月分）（70～74歳の者の分）	6	行政区コード
34	自己負担額合計（10月分）（70～74歳の者の分）	38	自己負担額合計（翌2月分）（70～74歳の者の分）	7	DateOfDetection
35	自己負担額合計（11月分）（70～74歳の者の分）	39	自己負担額合計（翌3月分）（70～74歳の者の分）	8	TimeAndDateOfUpdate
36	自己負担額合計（12月分）（70～74歳の者の分）	40	自己負担額合計（翌4月分）（70～74歳の者の分）	9	給付年度
37	自己負担額合計（翌1月分）（70～74歳の者の分）	41	自己負担額合計（翌5月分）（70～74歳の者の分）	10	自己負担額計算対象日自
38	自己負担額合計（翌2月分）（70～74歳の者の分）	42	自己負担額合計（翌6月分）（70～74歳の者の分）	11	自己負担額計算対象日自

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体(記録される者)を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

12	介護保険加入期間自	12	自己負担額合計	21	郵便番号枝番
13	介護保険加入期間至	13	算定基準額	22	住所
14	自己負担額合計	14	高額支給計算額	23	住所方書
15	うち70歳から74歳の者に係る自己負担額合計	15	支給済金額合計	年間高額サービス費計算情報(受給者)	
16	被保険者番号	16	支給決定額	1	住民番号
17	住民番号	17	一時差止額	2	該当年度
18	登録削除区分	18	代理受領額	3	基準年月日
被保険者情報		19	控除IDX	4	高額申請 I D X
1	管轄区	20	支払年月日	5	高額の種類コード
2	被保険者番号	21	申請時効起算日	6	世帯員個人番号
3	共通宛名番号	22	計算時効消滅額	7	保険者番号
4	住民番号	23	支給区分コード	8	被保険者番号
5	先頭0住民番号	24	精算対象コード	9	自己負担額合計
6	最新フラグ	25	異動事由コード	10	按分後支給額
7	資格履歴番号	26	計算日	11	被保険者期間__開始年月日
8	被保険者種別	27	申請勧奨通知日	12	被保険者期間__終了年月日
9	資格取得事由	28	再勧奨通知日	年間高額サービス費(総合事業)情報(受給者)	
10	資格喪失事由	29	自動償還対象	1	住民番号
11	取得届出年月日	30	申請年月日	2	該当年度
12	喪失届出年月日	31	区支所コード	3	基準年月日
13	資格取得年月日	32	計算期間__開始年月	4	高額申請 I D X
14	資格喪失年月日	33	計算期間__終了年月	5	被保険者番号
15	削除フラグ	34	保険者番号	6	世帯集約番号
16	更新日付	35	被保険者期間__開始年月日	7	高額の種類コード
17	更新時刻	36	被保険者期間__終了年月日	8	高額用利用者負担段階コード
給付実績情報(基摘)(受給者)		37	支払方法区分	9	世帯合算区分
1	被保険者番号	38	銀行コード	10	(計算時)世帯負担額
2	サービス提供年月	39	支店コード	11	(計算時)変更後自己負担額
3	給付実績基本 I D X	40	出張所コード	12	自己負担額合計
4	給付実績基摘番号	41	口座種別	13	算定基準額
5	請求明細識別	42	口座番号	14	高額支給計算額
6	都道府県コード	43	口座名義人(カナ)	15	支給済金額合計
7	事業者番号	44	支給決定日	16	支給決定額
8	整理番号	45	決定区分	17	一時差止額
9	摘要種類コード	46	不支給事由コード	18	代理受領額
10	内容	47	自己負担証明書発行年月日	19	控除IDX
11	再審査回数	48	計算結果連絡票発行日	20	支払年月日
12	過誤回数	49	計算結果連絡票受領日	21	申請時効起算日
13	審査年月	50	通知書発行年月日	22	計算時効消滅額
基本摘要情報(受給者)		年間高額サービス費内訳情報(受給者)		23	支給区分コード
1	整理番号	1	住民番号	24	精算対象コード
2	都道府県コード	2	該当年度	25	異動事由コード
3	事業者番号	3	基準年月日	26	計算日
4	レコード種別コード	4	高額申請 I D X	27	申請勧奨通知日
5	基摘明細番号	5	保険者番号	28	再勧奨通知日
6	被保険者番号	6	年間高額対象月IDX	29	自動償還対象
7	摘要種類コード	7	高額の種類コード	30	申請年月日
8	内容	8	計算期間__開始年月日	31	区支所コード
年間高額サービス費情報(受給者)		9	計算期間__終了年月日	32	計算期間__開始年月
1	住民番号	10	被保険者期間__開始年月日	33	計算期間__終了年月
2	該当年度	11	被保険者期間__終了年月日	34	保険者番号
3	基準年月日	12	自己負担額	35	被保険者期間__開始年月日
4	高額申請 I D X	13	月間高額サービス費	36	被保険者期間__終了年月日
5	被保険者番号	14	年間高額サービス費	37	支払方法区分
6	世帯集約番号	15	(按分後)自己負担額	38	銀行コード
7	高額の種類コード	16	摘要	39	支店コード
8	高額用利用者負担段階コード	17	送付先保険者名	40	出張所コード
9	世帯合算区分	18	送付先担当部課名	41	口座種別
10	(計算時)世帯負担額	19	電話番号	42	口座番号
11	(計算時)変更後自己負担額	20	郵便番号本番	43	口座名義人(カナ)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(※) 各情報の見出しの最後のカッコ内には、記録主体（記録される者）を次の略称で記載している。

全市…市民全員、1号…第1号被保険者、2号…第2号被保険者、全被…被保険者、世帯員…同一世帯に属する世帯員、

受給者…介護サービス等の受給者、非被…被保険者でない者として管理すべき者 世帯主…世帯主

44	支給決定日	14	世帯所得区分	10	被保険者期間__終了年月日
45	決定区分	15	所得区分	11	他市フラグ
46	不支給事由コード	16	老齢福祉年金受給の有無	12	自己負担額合計
47	自己負担証明書発行年月日	17	高額利用利用者負担段階コード	13	按分後支給額
48	計算結果連絡票発行日	18	高額利用利用者負担段階	14	端数調整フラグ
49	計算結果連絡票受領日	19	負担割合事由	15	端数調整額
50	通知書発行年月日	20	負担段階・割合判定日	16	計算エラーフラグ（内訳）
年間高額サービス費（総合事業）内訳情報（受給者）		年間高額基準収入額申請管理情報（下記「年間高額基準収入額申請管理内訳情報」を世帯単位で管理しているもの）		17	計算エラーフラグ（世帯）
1	住民番号	1	世帯集約番号	年間高額計算情報（個人）（受給者）	
2	該当年度	2	該当年度	1	処理対象ID
3	基準年月日	3	基準年月日	2	該当年度
4	高額申請 I D X	4	申請 I D X	3	世帯集約番号
5	保険者番号	5	申請書発行日	4	基準年月日
6	年間高額対象月IDX	6	申請期限	5	個人番号（住民番号）
7	高額の種類コード	7	適用開始可能年月	6	高額の種類
8	計算期間__開始年月日	8	申請日	7	被保険者番号
9	計算期間__終了年月日	9	決定日	8	自己負担額合計
10	被保険者期間__開始年月日	10	適用年度	9	自市自己負担額
11	被保険者期間__終了年月日	11	段階コード	10	他市自己負担額
12	自己負担額	12	却下理由コード	11	他市保険者数
13	月間高額サービス費	13	65歳以上世帯員数	12	按分後支給額
14	年間高額サービス費	14	65歳以上世帯員の収入額合計	13	端数調整フラグ
15	（按分後）自己負担額	15	申請書出力日	14	端数調整額
16	摘要	16	決定通知書出力日	15	自市支給額
17	送付先保険者名	17	処理年月	16	他市支給額
18	送付先担当部課名	年間高額基準収入額申請管理内訳情報（受給者及び世帯員）		年間高額計算情報（世帯）（受給者）	
19	電話番号	1	世帯集約番号	1	処理対象ID
20	郵便番号本番	2	該当年度	2	該当年度
21	郵便番号枝番	3	基準年月日	3	世帯集約番号
22	住所	4	申請 I D X	4	基準年月日
23	住所方書	5	個人番号	5	算定基準額
年間高額サービス費（総合事業）計算情報（受給者）		6	被保険者番号	6	自己負担額世帯合計（介護）
1	住民番号	7	生年月日	7	世帯支給額（介護）
2	該当年度	8	続柄 1～3	8	自己負担額世帯合計（総合事業）
3	基準年月日	9	要介護状態区分	9	世帯支給額（総合事業）
4	高額申請 I D X	10	課税所得額		
5	高額の種類コード	11	仮基準収入額		
6	世帯員個人番号	12	申請対象者フラグ		
7	保険者番号	13	送付対象者フラグ		
8	被保険者番号	14	照会対象者フラグ		
9	自己負担額合計	受給者台帳追加情報2（受給者）			
10	按分後支給額	1	被保険者番号		
11	被保険者期間__開始年月日	2	履歴番号		
12	被保険者期間__終了年月日	3	提供年月		
13	世帯員フラグ	4	異動年月日		
14	他市フラグ	5	三割負担適用開始年月日		
年間高額世帯集約情報（全被及び世帯員）		6	三割負担適用終了年月日		
1	住民番号	7	住所地郵便番号		
2	基準年月日	年間高額計算情報（内訳）（受給者）			
3	履歴番号	1	処理対象ID		
4	前履歴番号	2	該当年度		
5	対象年度	3	世帯集約番号		
6	世帯集約番号	4	基準年月日		
7	被保険者番号	5	個人番号（住民番号）		
8	年齢	6	高額の種類		
9	被保険者種別	7	保険者番号		
10	死亡者フラグ	8	被保険者番号		
11	転入者フラグ	9	被保険者期間__開始年月日		
12	年間高額対象				
13	受給有無				

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<窓口における措置> 届出内容や本人確認資料（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないようにする。 <介護保険システムにおける措置> （1）庁内連携システム通じた情報連携（以下、「庁内システム連携」という。）については、本市共通の宛名番号（住民番号を含む）、被保険者番号によって入手するため、対象者以外の情報は入手しない。 （2）市内他業務から紙媒体で情報を入手する場合は、照会文書に基本4情報や本市共通の宛名番号など、対象者の特定ができる情報を記載する。 <電子申請システムにおける措置> 手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 必要な申請項目を設定する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<窓口における措置> （1）必要な情報以外を記載することがないような申請書等の様式とする。 （2） unnecessary書類は受け取らないようにする。 unnecessary書類を提出された場合は返還する。 <介護保険システムにおける措置> （1）庁内システム連携については、必要な情報のみ入手するようシステムで制御する。 （2）市内他業務から紙媒体で情報を入手する場合は、必要な情報以外を記載することがないような様式とする。 <電子申請システムにおける措置> 手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 必要な申請項目を設定する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> （1）届出者・申請者は介護保険法第12条、第27条及び第32条の規定に基づき被保険者、代理人並びに代行申請者（要介護（要支援）認定申請にかかるものに限る。）のみとし、届出者・申請者の本人確認及び委任状等の確認を行う。 （2）各種申請等を行う際、窓口で入手目的を説明したうえで、申請書等を提出していただく。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。 <介護保険システムにおける措置> 既存住民基本台帳システムを始めとする各業務システムとの情報連携は庁内連携システムを介して行う。 <電子申請システムにおける措置> 手続ごとに必要な申請項目を設定する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 必要な申請項目を設定する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<窓口における措置> (1) 個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、介護保険被保険者証等)等の提示を受ける。 (2) 申請書等の内容と介護保険システムの宛名情報の照合を行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。 <介護保険システムにおける措置> 庁内システム連携については、本人確認は行わない。 <電子申請システムにおける措置> 申請の際に、公的個人認証に基づく署名用電子証明書により確認する。または、官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、介護保険被保険者証等)等の画像データの添付を求め、提示を受ける。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 申請情報と介護保険システムの宛名情報の照合を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<窓口における措置> 個人番号カード又は通知カードの提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<窓口における措置> 対象者の情報をオンライン入力する際は、申請書等とオンライン入力内容を照合し、入力誤りのないことを確認する。また、複数の職員によるチェックを行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (1) 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2) 住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。 <介護保険システムにおける措置> (1) 庁内システム連携については、正確性は確保されている。 (2) 介護保険情報ファイルにかかる入力、削除、修正(以下、この項目に限り「入力等」という。)を行う際には、整合性を確保するために、入力等を行った者以外の者が当該入力等の内容を確認する。 <電子申請システムにおける措置> ① 手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ② 入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> ① 必要な申請項目を設定する。 ② 入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> 申請書等については鍵付の保管庫で管理する。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 <介護保険システムにおける措置> 情報連携基盤システムを介した情報連携を利用することで、外部記録媒体などと比べて、リスクを低減する。 <電子申請システムにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<介護保険システムにおける措置> (1)情報連携基盤システムを介して情報連携を行っているため、事務に必要な情報(許可のない)情報と紐付けすることはできない。 (2)個人番号を直接保有せず、限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 (3)介護保険システムのデータベースは、事務に必要なもののみに限定しているため、事務に必要な情報以外は保有できない。 <電子申請システムにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続ごとにアクセス制御している。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、アクセス制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるID、パスワード及び生体認証による認証を実施する。 (2)システム連携時には、システムの認証を実施する。 <介護保険システムにおける措置> (1)システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワード及び生体認証による認証を実施する。 (2)認証後は、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 (3)1人の職員が同時に複数の端末を使用できないよう、認証時に制御している。また、特定の端末以外はシステムにアクセスできないよう制御している。 <電子申請システムにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。	

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 発行 利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。 (2) 失効 利用期間満了時に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。 <介護保険システムにおける措置> (1) 発行 ① 介護保険システムを利用する職員については、操作者の職務に応じた権限が付与される。 ② 嘱託員及び臨時的任用職員へのアクセス権限の付与については、業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 (2) 失効 ① 利用者の範囲から外れた職員は自動的に失効される。 ② 嘱託員及び臨時的任用職員についても、任用期間満了後、失効させている。 <電子申請システムにおける措置> ① 事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ② 異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> ① 事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ② 異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更または削除する。 <電子申請システムにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化及び紐付けの解除を行う。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化及び紐付けの解除を行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2) (1)の記録には宛名番号、住登外者宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。) <介護保険システムにおける措置> システム操作履歴をユーザー単位で記録している。履歴の保管は5年とする。 <電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上で、特定個人情報を含む申請情報への照会・処理等の利用記録を保管する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 操作ログ(端末キー操作ログ等)の取得・保存をする。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 (2) 許可のない情報にはアクセスできないように制限する。 <介護保険システムにおける措置> (1) システムの操作ログを記録し、定期的にログを監視する。 (2) 職務に応じた権限の範囲の情報しかアクセスできないよう制限する。 <電子申請システムにおける措置> ① システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ② 許可のない手続の申請情報にはアクセスできないように制限する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 操作ログ、認証ログ、イベントログすべて取得・保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (1) 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2) 必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。 <介護保険システムにおける措置> (1) 介護保険システム接続端末については、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2) ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、操作権限を設定している。 (3) ファイルを複製する場合は、その作業内容(緊急的な統計作業や、データチェックなど)を明確にし、作業内容、作業日時を記録する。また、ファイルを保管する場合は、予め定められた保管場所に保管し、作業内容終了後、直ちに消去する。 <電子申請システムにおける措置> 職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1) Web口座振替受付サービスを利用する端末については、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2) ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、あらかじめ定められた保管場所に保管し、データが不要となった段階で削除する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 また、スクリーンセーバ解除時は、ユーザID、パスワード及び生体認証を行う。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 委託契約・仕様書において個人情報保護体制や情報セキュリティ対策の提出を求め、対策の実施状況の確認、報告も求める。	
特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<情報連携基盤システム・介護保険システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 作業実施体制の提出を求める。 (2) 作業実施にあたり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (1) システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 (2) システムの操作ログ、アクセスログを7年間(介護保険システムは5年間)保存する。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 電子申請システムにおいてシステムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<情報連携基盤システム・介護保険システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 提供を禁止する。 (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (1) 庁舎外への持ち出しを禁止する。 (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。 <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 履行場所からの持ち出しを禁止する。 (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<介護保険システムにおける措置> 機器内の情報を全て完全に消去するか、情報の読み出しができないように当該機器の全ての記憶装置を物理的に破壊するよう指示し、消去証明書を提出させている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<情報連携基盤システム・介護保険システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (7) 従事者の教育を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<情報連携基盤システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守を義務付ける。 (3) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。 (2) 取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。 <介護保険システムにおける措置> (1) 庁内の移転については、情報連携基盤システムで記録を保持する。 (2) 紙媒体での移転については、介護保険課で記録を保持する。 (3) オンライン画面を参照することによる移転については、アクセスログを保持する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<介護保険システムにおける措置> 個人情報の保護に関する法律に基づき、以下のルールを遵守している。 (1) 提供 特定個人情報など重要性の高い行政情報は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、外部への提供を可能としている。 (2) 移転 移転先における情報の利用目的・根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。 <情報連携基盤システムにおける措置> (1) 移転・提供元によって許可された移転・提供先のみ移転・提供する。 (2) 定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2) 許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。 <介護保険システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止する。 (2) 特定個人情報を利用する者以外に移転しないように、紙媒体での移転においては、リスト名称の確認を行ったうえで、利用部署の担当者の受領印を求める。 (3) 毎年提供先・移転先との間で、利用目的や使用方法等を取り決める覚書をかわす際に、提供・移転する根拠となる法令を確認している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2) 許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。 <介護保険システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、誤った情報の提供・移転や誤った相手への提供・移転を防止する。 (2) 紙媒体での移転においては、リスト名称の確認を行ったうえで、利用部署の担当者の受領印を求める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ 中間サーバーに保存する特定個人情報情報を適切な頻度で更新する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) (2)特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <介護保険システムにおける措置> (1)生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 (2)サーバーは鍵付きの耐震ラックに格納するとともに、サーバーに無停電電源装置を設置している。 <電子申請システムにおける措置> (1)活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 (2)スタッフへの権限の付与及び最低2回以上の2要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1)サーバは、サービス提供者のデータセンター内のマシン室に設置した専用ラックに常時施錠して格納し、持ち出し不可とする。 (2)マシン室には監視カメラを設置し、入退室にはICカード認証と生体認証を導入する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 (2) ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <介護保険システムにおける措置> (1) サーバーに接続できる端末をファイアウォールで限定している。 (2) ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4) サーバーの二重化を実施している。 (5) インターネット・メールを禁止している。 <電子申請システムにおける措置> ① 仮想サーバーの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ② 操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者及び操作を特定できる対策を実施している。 ③ セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制限、不正アクセスの検知及び防御を行っている。 ④ ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1) 操作ログ、認証ログ、イベントログすべて取得・保存する。 (2) 不正なアクセスの防御として、ファイアウォールの導入、IDS、WAFを導入して監視を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ② 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDOs対策を24時間365日講じる。 ④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦ 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし 本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)を他の参加者から閲覧できる状態で送信した。 受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するよう指導を行った。
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<情報連携基盤システムにおける措置> 死者以外の個人番号と同様に管理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<介護保険システムにおける措置> (1)住民については、庁内システム連携については、定期的に情報連携が行われており、正確な情報となる。 (2)住民以外の者についても、申請等によりその情報を把握している。 (3)介護保険情報ファイルにかかる入力漏れを防ぐために、入力を行った者以外の者が当該入力の内容を確認する。 <電子申請システムにおける措置> 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)保管期間が過ぎた情報は定期的(月1回)に削除する。 (2)接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。 <介護保険システムにおける措置> 前述Ⅱの6の②(保管期間)中の「その妥当性」の記載に基づき、保管期間を経過し不要となった情報は定期的に削除する。 <電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者のサーバで最長180日保管し、180日経過したデータは削除バッチで自動削除される。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的なチェック方法	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <介護保険システムにおける措置> 介護保険システム運用管理規程等に自己点検に関する項目を創設し、評価書の記載内容どおりの運用に関する自己点検を、特定個人情報の使用部署において実施する。 <電子申請システムにおける措置> サービス提供者において、定期的に自己点検を実施する。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者において、年1回以上の点検を実施する。
②監査		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2)政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <介護保険システムにおける措置> 情報保護に関する外部監査、内部監査又は内部点検を、少なくとも年1回実施する。 <電子申請システムにおける措置> 定期的に外部監査を実施するサービスを利用している。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> 年1回以上の内部監査を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<名古屋市における措置> (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <情報連携基盤システム・介護保険システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> 委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <介護保険システムにおける措置> 毎年4月に実施している介護保険の業務別研修(各業務の担当者が出席する研修)において、介護保険業務を踏まえた、個人情報保護に関する研修を行う。 <電子申請システムにおける措置> サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は関係法令等に基づき厳正に対処する。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必須事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。
特記事項	開示請求について、市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話番号 052-972-2595
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	名古屋市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、市ホームページ、広報なごや、区役所情報コーナー及び市民情報センターにて周知し、評価書全文の閲覧、取得ができる。
②実施日・期間	令和7年11月26日から令和7年12月26日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	未定
②方法	名古屋市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【5ページ】 I－2. システム5 ①システムの名称	課税資料照会システム	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (課税資料照会システムの廃止に伴うもの。)
平成28年11月7日	【5ページ】 I－2. システム5 ②システムの機能	区役所保険年金課、民生子ども課、支所区民福祉課に設置した専用端末から、本市税務総合情報システムに電子データとして記録されている課税資料イメージデータ(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)にアクセスし、対象者の課税資料イメージデータを検索・特定し表示する(閲覧のみで、プリンタ出力、データファイル出力は不可能)。	削除	事後	同上
平成28年11月7日	【5ページ】 I－2. システム5 ③他のシステムとの接続	[○] 税務システム	削除	事後	同上
平成28年11月7日	【6ページ】 I－5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・(略) ・(略) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	・(略) ・(略) ・番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (名称変更によるもの。)
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中 本市の各業務システム	・既存住民基本台帳システム ・税務システム ・生活保護システム ・国民年金システム ・国民健康保険システム ・後期高齢者医療システム ・福祉総合システム ・課税資料照会システム(専用端末による閲覧のみ) ・中国残留邦人等支援給付システム(当該システムとの連携は紙媒体のみ。)	・既存住民基本台帳システム ・税務システム ・生活保護システム ・国民年金システム ・国民健康保険システム ・後期高齢者医療システム ・福祉総合システム ・中国残留邦人等支援給付システム(当該システムとの連携は紙媒体のみ。)	事後	重要な変更にあたらない。 (課税資料照会システムの廃止に伴うもの。) なお、課税資料照会システム専用端末の図も削除している。
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の(備考)中の ⑧	⑧ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料が未納となっている者については電話催告を行う。滞納者については、督促状を送付したり、滞納整理を行う。	⑧ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料が滞納となった者については、電話催告、督促状の送付及び滞納整理を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (電話番号情報の取込みを滞納者に限ったことに伴うもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番五の「対応する別 表第2省令の条項」	—	第五条	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成28年11月7日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番十七の行	新設	【項番】 十七 【情報照会者】 市町村長 【事務】 予防接種法による給付(同法第十五条第一項 の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 医療保険者その他の法令による医療に関する 給付の支給を行うこととされている者 【特定個人情報】 医療保険各法その他の法令による医療に関す る給付の支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 —	事後	重要な変更にあたらぬ。 (記載漏れ)
平成28年11月7日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番二十二の行	—	【項番】 二十二 【情報照会者】 都道府県知事 【事務】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に よる入院措置に関する事務であって主務省令 で定めるもの 【情報提供者】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 三十条の二に規定する他の法律による医療に 関する給付の支給を行うこととされている者 【特定個人情報】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 三十条の二に規定する他の法律による医療に 関する給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 —	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番四十三の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第二十五条の二	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成28年11月7日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番八十一の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第四十三条の二	事後	同上
平成28年11月7日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番九十七の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第四十九条	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成28年11月7日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百六の行	新設	【項番】 百六 【情報照会者】 独立行政法人日本学生支援機構 【事務】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与に関する事務であつて主務省令で定め るもの 【情報提供者】 医療保険者その他の法令による医療に関する 給付の支給を行うこととされている者 【特定個人情報】 医療保険各法その他の法令による医療に関す る給付の支給に関する情報であつて主務省令 で定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 —	事後	重要な変更にあたらぬ。 (記載漏れ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百九の行	新設	【項番】 百九 【情報照会者】 都道府県知事又は市町村長 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給を行うこととされて いる者 【特定個人情報】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給に関する情報であつ て主務省令で定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 —	事後	同上
平成28年11月7日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百十九の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第五十五条の二	事後	同上
平成28年11月7日	【13ページ】 Ⅱ－3. ① 入手元	【○】 その他 (地方公共団体情報システム機 構、医療保険者(特定個人情報番号31))	【○】 その他 (地方公共団体情報システム機 構)	事後	重要な変更にあたらない。 (他の医療保険者の情報につ いて、情報提供ネットワークシ ステムを用いて入手しないこと と決定したことによるもの。)
平成28年11月7日	【13ページ】 Ⅱ－3. ③ 入手の時期・頻度 (2)評価実施機関内の他部 署からの入手	・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・個人市民税情報のうち、課税資料照会システ ム端末を閲覧することにより入手するものにつ いては、調査が必要となった都度、閲覧する。 ・(略)	・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・個人市民税情報のうち、保険料滞納者にかか る情報については、調査が必要となった都度入 手する。 ・(略)	事後	重要な変更にあたらない。 (課税資料照会システム廃止 に伴い、保険料滞納者にかか る情報を庁内連携システム又 は紙媒体を用いて入手する方 法に変更したもの。)
平成28年11月7日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供・移転の有無	【○】 提供を行っている (11) 件	【○】 提供を行っている (16) 件	事後	重要な変更にあたらない。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が5件追加 されたことによるもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供・移転の有無	〔○〕 移転を行っている (10) 件	〔○〕 移転を行っている (9) 件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (旧移転先8「健康福祉局健康 部保健医療課(窓口業務:各 区役所保健所企画調査係)」 への情報の移転が不要となっ たことによるもの。)
平成28年11月7日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8のすべての 項目	【移転先】 健康福祉局健康部保健医療課(窓口業務:各 区役所保健所企画調査係) (①～⑦ 略)	【移転先】 健康福祉局障害福祉部障害企画課(窓口業 務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民 福祉課) (①～⑦ 略)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (旧移転先8「健康福祉局健康 部保健医療課(窓口業務:各 区役所保健所企画調査係)」 への情報移転が不要となっ たことにともない、旧移転先9が 移転先8へ移行したもの。)
平成28年11月7日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・ 頻度(旧移転先9の⑦)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成26年度 約300回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成27年度 約300回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (平成27年度実績に修正。)
平成28年11月7日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9のすべての 項目	【移転先】 健康福祉局障害福祉部障害企画課(窓口業 務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民 福祉課) (①～⑦ 略)	【移転先】 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課(窓口業 務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民 福祉課) (①～⑦ 略)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (旧移転先8「健康福祉局健康 部保健医療課(窓口業務:各 区役所保健所企画調査係)」 への情報移転が不要となっ たことにともない、旧移転先10が 移転先9へ移行したもの。)
平成28年11月7日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・ 頻度(旧移転先10の⑦)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成26年度 約10回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成27年度 約20回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (平成27年度実績に修正。)
平成28年11月7日	【23ページ】 Ⅱ－6. ①保管場所	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> 介護保険システムのサーバー内の磁気ディスク にデータとして保管している。当該サーバーは鍵 付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専 用スペースに設置している。また、生体認証に よる入退室管理を実施するとともに、自動消火 装置及び監視カメラを設置している。	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> 介護保険システムのサーバー内の磁気ディスク にデータとして保管している。当該サーバーは鍵 付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専 用スペースに設置している。また、生体認証に よる入退室管理を実施するとともに、自動消火 装置及び監視カメラを設置している。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【名称変更】 (変更前)高額介護サービス費情報 (変更後)高額サービス費情報 【追加した情報】 財産管理情報、独自催告書発行履歴情報、差押調書発行履歴情報、差押解除発行履歴情報、配当計算書発行履歴情報、差押滞納処分明細情報、非課税年金情報、サービス計画(事業対象者)情報、給付実績(取消)情報、高額サービス費補助情報、高額サービス費(総合事業)情報、サービス利用実績情報、高額利用利用者負担段階情報、介護予防ケアマネジメント費請求情報、介護予防ケアマネジメント費支払情報、高額基準収入額申請管理情報、高額基準収入額申請管理内訳情報、12月31日現在住記情報、扶養調整控除情報 【追加した記録項目】 負担限度額認定情報の31～33、給付実績(集計)情報の37・38、給付実績(高額)情報の18、配食サービス利用申請情報の11、配食サービス利用状況情報の9、配食サービス利用支給情報の34、受給者台帳情報の75・76	事後	重要な変更にあたらぬ。 (制度改正、滞納整理業務強化等により情報及び記録項目を追加するとともに、一部の情報名称を変更。)
平成28年11月7日	【48ページ】 Ⅲ－2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <課税資料照会システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (課税資料照会システムの廃止に伴うもの。)
平成28年11月7日	【48ページ】 Ⅲ－2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <課税資料照会システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (課税資料照会システムの廃止に伴うもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【48ページ】 Ⅲ－2. リスク2 リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <課税資料照会システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	同上
平成28年11月7日	【50ページ】 Ⅲ－3. リスク2 特定個人情報情報の使用の記録 具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報情報の情報照会・提供記録を保管する。 <介護保険システムにおける措置> システム操作履歴をユーザー単位で記録している。履歴の保管は3年としている。	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。) <介護保険システムにおける措置> システム操作履歴をユーザー単位で記録している。履歴の保管は5年とする。	事後	重要な変更にあたらない。 (<情報連携基盤システムにおける措置>については、措置内容を詳細に記載。<介護保険システムにおける措置>については、保存期間を延長によるリスク軽減。)
平成28年11月7日	【51ページ】 Ⅲ－3. リスク4 リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。	<情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)
平成28年11月7日	【52ページ】 Ⅲ－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (1)略 (2)システムの操作ログ、アクセスログを3年間保存する。	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (1)略 (2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	事後	重要な変更にあたらない。 (保存期間を延長によるリスク軽減。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【54ページ】 Ⅲ－6. リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)
平成28年11月7日	【54ページ】 Ⅲ－6. リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【57ページ】 Ⅲー7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	<ケース1> (略) <ケース2> (略) <ケース3> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース4> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	<ケース1> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース2> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
平成28年11月7日	【57ページ】 Ⅲー7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	<ケース1、4> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 <ケース2、ケース3> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	<ケース1> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 <ケース2> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また、当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
平成28年11月7日	【58ページ】 Ⅲー7. リスク3 消去手順手順の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> 不要となった情報は定期的に削除する。 <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2)接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。 <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【3ページ】 I-1. ②事務の内容	介護保険法及び名古屋市介護保険条例に基づき、主に以下の(1)～(4)の事務を行う。 (1)～(3) 略 (4) 保険給付等 介護サービス等にかかる受給者(介護予防・生活支援サービス事業対象者、社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者を含む。以下同じ。)に対して保険給付等を行う。	介護保険法及び名古屋市介護保険条例に基づき、主に以下の(1)～(4)の事務を行う。 (1)～(3) 略 (4) 保険給付等 介護サービス等にかかる受給者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む。以下同じ。)に対して保険給付等を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正(社会福祉法人等による利用者負担軽減に関する事務の削除漏れ)。)
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中 被保険者からの各種届出等	①資格取得等の届出 ⑨要介護・要支援認定申請 ⑪負担限度額認定申請 ⑫社会福祉法人等利用者負担軽減申請 ⑮各種介護サービス費支給申請 ⑰居宅サービス計画作成依頼の届出	①資格取得等の届出 ⑨要介護・要支援認定申請 ⑪負担限度額認定申請 ⑭各種介護サービス費支給申請 ⑰居宅サービス計画作成依頼の届出	事後	同上
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中 被保険者に対して行う業務	①被保険者証等の交付 ③納入通知書の送付 ⑤納付書の送付 ⑨認定調査の実施及び認定結果通知の送付 ⑩負担割合証の交付 ⑪負担限度額認定証の交付 ⑫社会福祉法人等利用者軽減確認証の交付 ⑮各種介護サービス費の支給	①被保険者証等の交付 ③納入通知書の送付 ⑤納付書の送付 ⑨認定調査の実施及び認定結果通知の送付 ⑩負担割合証の交付 ⑪負担限度額認定証の交付 ⑭各種介護サービス費の支給	事後	同上
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中 市内各業務システムからの情報の移転	・住民票情報(利用業務①②③⑩⑪⑫⑮)。 また、各種通知の宛名情報として利用) ・個人市民税情報(利用業務③⑩⑪⑫⑮) ・生活保護情報(利用業務③⑥⑩⑪⑫⑮) ・中国残留邦人等支援給付情報(利用業務③⑩⑪⑫⑮) ・老齢福祉年金情報(利用業務③⑩⑪⑫⑮) ・国民健康保険情報(利用業務⑧⑮) ・後期高齢者医療情報(利用業務⑧⑮) ・障害者総合支援情報(利用業務②) ・敬老パス情報(利用業務⑧)	・住民票情報(利用業務①②③⑩⑪⑭)。 また、各種通知の宛名情報として利用) ・個人市民税情報(利用業務③⑩⑪⑭) ・生活保護情報(利用業務③⑥⑩⑪⑭) ・中国残留邦人等支援給付情報(利用業務③⑩⑪⑭) ・老齢福祉年金情報(利用業務③⑩⑪⑭) ・国民健康保険情報(利用業務⑧⑮) ・後期高齢者医療情報(利用業務⑧⑮) ・障害者総合支援情報(利用業務②) ・敬老パス情報(利用業務⑧)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正(社会福祉法人等による利用者負担軽減に関する事務の削除漏れ)。) なお、図中のその他の矢印内に記載された項番について、⑬以降の項番を繰り下げる変更を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の(備考)中の ⑪	⑪ 特定入所者介護(予防)サービス費の支給を希望する被保険者からの負担限度額認定申請を受け、申請書の記載内容及び負担判定情報を基に、被保険者の負担限度額区分を決定し、負担限度額認定証を交付する。	⑪ 特定入所者介護(予防)サービス費の支給を希望する被保険者からの負担限度額認定申請を受け、申請書の記載内容、負担判定情報及び各年金保険者から国保連等を経由して送付された非課税年金情報を基に、被保険者の負担限度額区分を決定し、負担限度額認定証を交付する。	事後	重要な変更にあたらない。 (制度改正により、負担限度額区分の判定において、各年金保険者から提供される非課税年金情報(特定個人情報ではない。)を利用することになったもの。) なお、これに伴い、図中の各年金保険者から国保連専用端末へ向かう矢印に「⑪非課税年金情報」を追記している。
平成28年11月7日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の(備考)中の ⑫以降	(3)要介護(要支援)認定者等の情報管理 ⑨～⑪ 略 ⑫ 社会福祉法人等利用者負担軽減対象申請を受け、申請書の記載内容及び負担判定情報を基に、軽減を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付する。 (4)介護保険給付等 ⑬～⑰ 略 (5)特定個人情報の移転、提供並びに照会 ⑱～⑳ 略	(3)要介護(要支援)認定者等の情報管理 ⑨～⑪ 略 (4)介護保険給付等 ⑫～⑰ 略 (5)特定個人情報の移転、提供並びに照会 ⑱～⑲ 略	事後	重要な変更にあたらない。 (社会福祉法人等利用者負担軽減対象事務の削除漏れ及び削除による項ずれ。)
平成28年11月7日	【59ページ】 Ⅳ－1. ①自己点検 具体的なチェック方法	<情報連携基盤システムにおける措置> 運用規則等に基づき、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【59ページ】 Ⅳ－2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市における措置> 職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。 <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 <介護保険システムにおける措置> (略)	<名古屋市における措置> (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとを実施する。 <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)
平成28年11月7日	【60ページ】 Ⅴ－1. ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	市民情報センター、区役所情報コーナー、市公式ウェブサイト	市民情報センター、市公式ウェブサイト	事後	重要な変更にあたらない。 (誤記による修正。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番八の行	新設	【項番】 八 【情報照会者】 都道府県知事 【事務】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で 定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 第七条	事後	重要な変更にあたらぬ。 (個人情報の保護に関する法 律及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律の一 部を改正する法律(平成27年 9月9日法律第65号)による 別表第2の八の項の改正に伴 い新設。)
平成29年10月19日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番十一の行	新設	【項番】 十一 【情報照会者】 都道府県知事 【事務】 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障 害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障 害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提 供に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で 定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 第十条	事後	同上
平成29年10月19日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番十七の「対応する 別表第2省令の条項」	—	第十二条の三	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成29年10月19日	【8ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番二十二の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第十五条	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番三十三の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第二十二條の二	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成29年10月19日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番三十九の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第二十四條の二	事後	同上
平成29年10月19日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番四十三の「情報提 供者」	市町村長	国民健康保険法第五十六條第一項に規定する 他の法令による給付の支給を行うこととされて いる者	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正。)
平成29年10月19日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番四十三の「特定個 人情報」	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で 定めるもの	国民健康保険法第五十六條第一項に規定する 他の法令による給付の支給に関する情報で あつて主務省令で定めるもの	事後	同上
平成29年10月19日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番五十八の「対応す る別表第2省令の条項」	—	第三十一條の二	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。)
平成29年10月19日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百八の行	新設	【項番】 百八 【情報照会者】 都道府県知事又は市町村長 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あつて主務省令で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であつて主務省令で 定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 第五十五條	事後	重要な変更にあたらぬ。 (個人情報の保護に関する法 律及び行政手続における特定 の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律の一 部を改正する法律(平成27年 9月9日法律第65号)による 別表第2の百八の項の改正に 伴い新設。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百九の「対応する 別表第2省令の条項」	—	第五十五条の二	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正(誤って後述 の項番百十九の「対応する別 表第2省令の条項」に「第五十 五条の二」と記載したもの。))
平成29年10月19日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条 第7号別表第2 情報提供の 根拠」項番百十九の「対応す る別表第2省令の条項」	第五十五条の二	第五十九条の三	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が追加され たことによるもの。) なお、変更前の記載(「五十五 条の二」)は誤記である。(前 述の項番百十九の記載を参
平成29年10月19日	【14ページ】 Ⅱ－3. ⑦ 使用の主体 使 用部署	区役所区民福祉部福祉課、支所区民福祉課福 祉係、財政局税務部債権回収室、健康福祉局 高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	区役所区民福祉部福祉課、支所区民福祉課福 祉係、財政局税務部債権管理推進室、健康福 祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推 進課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)
平成29年10月19日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (16)件	[○] 提供を行っている (25)件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (別表第2省令の一部が改正 され、介護保険に関する情報 を提供できる条項が9件追加 されたことによるもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【18ページ】 Ⅱ－5. 移転先2 ⑦時期・頻度	(1)随時(住民税申告書受付時)、(2)月1回	(1)随時(住民税申告書受付時)、(2)年1回	事後	重要な変更にあたらない。 (個人市民税における公的年金からの特別徴収に関する事務の運用方法の変更により、年1回に変更したもの。)
平成29年10月19日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成27年度約300回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成28年度約400回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (平成28年度実績に修正。)
平成29年10月19日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成27年度約20回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成28年度約30回。)	事後	同上
平成29年10月19日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 総合合算サービス費情報、総合合算サービス費(介護自己負担)情報、総合合算サービス費(事業自己負担)情報、総合合算計算情報、本算定自己負担額確認情報、本算定386管理情報、本算定386内訳情報、仮算定管理情報、仮算定内訳情報、所得照会簿情報、所得照会簿一覧情報、認定照会情報、被保険者正本情報、住所地特例正本情報、受給者正本情報、負担割合正本情報、高額医療合算(給付)正本情報、高額医療合算(総合事業)正本情報 【改組した情報】 DV対象者管理情報(介護住記情報の記録項目より分離) 【追加した記録項目】 所得情報の15・16・65・66 【名称変更した記録項目】 所得情報の5・25・27・33・38・41・55・58・60・61・62、高額医療合算介護サービス費(自己負担)情報の10～13	事後	重要な変更にあたらない。 (制度改正等により情報及び記録項目を追加するとともに、一部の記録項目の名称を変更。また、一部の情報について改組を行ったもの。)
平成29年10月19日	【49ページ】 Ⅲ－2. リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システム・課税資料照会システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (課税資料照会システムの廃止に伴うもの。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【50ページ】 Ⅲ－3. リスク2 ユーザー 認証の管理 具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (2)略 <介護保険システムにおける措置> (1)システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードまたは指紋情報による認証を実施する。 (2)、(3)略	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるID、パスワード及び生体認証による認証を実施する。 (2)略 <介護保険システムにおける措置> (1)システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワード及び生体認証による認証を実施する。 (2)、(3)略	事後	重要な変更にあたらない。 (システム端末の認証方法変更によるリスク軽減。)
平成29年10月19日	【51ページ】 Ⅲ－3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。また、スクリーンセーバ解除時は、ユーザID及びパスワード入力(又は生体認証)を行う。	端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。また、スクリーンセーバ解除時は、ユーザID、パスワード及び生体認証を行う。	事後	同上
平成29年10月19日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	<ケース1> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース2> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらない。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月19日	【57ページ】 Ⅲー7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	<ケース1> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 <ケース2> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また、当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	同上
平成30年11月19日	【6ページ】 Ⅰー7. 評価実施機関における担当部署	②所属長 介護保険課長 小杉 政巳	②所属長の役職名 介護保険課長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (評価書の様式変更によるもの。)
平成30年11月19日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の備考	① 情報連携基盤システムを通じて、介護保険情報を本市各業務システムに移転及び中間サーバへ連携して提供する。 ⑩ 情報提供ネットワークシステムより、所得情報や要介護(要支援)認定に関する情報等の照会を行う。 ⑪ 住基ネット端末を利用して、住民登録外者の個人番号を照会し、当該個人の個人番号を情報連携基盤システムに登録する。	① 本市他業務が利用する介護保険情報を、情報連携基盤システムを介して本市各業務に移転する。 ⑩ 情報連携基盤システムを通じて、介護保険情報を中間サーバへ連携して提供する。 ⑪ 情報提供ネットワークシステムより、所得情報や要介護(要支援)認定に関する情報等の照会を行う。 ⑫ 住基ネット端末を利用して、住民登録外者の個人番号を照会し、当該個人の個人番号を情報連携基盤システムに登録する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (従来の①について、介護保険情報の移転と提供を分けた方が判りやすいため、従来の①を分割するとともに、従来の⑫は⑪に、⑬を⑫に変更したもの。)
平成30年11月19日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中 本市の各業務システム	・既存住民基本台帳システム ・税務システム ・生活保護システム ・国民年金システム ・国民健康保険システム ・後期高齢者医療システム ・福祉総合システム ・中国残留邦人等支援給付システム(当該システムとの連携は紙媒体のみ。)	・既存住民基本台帳システム ・税務システム ・生活保護システム ・国民年金システム ・国民健康保険システム ・後期高齢者医療システム ・福祉総合システム ・市営住宅総合管理システム ・中国残留邦人等支援給付システム(当該システムとの連携は紙媒体のみ。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (介護保険情報と情報連携を行う本市の業務システムが増加したため。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	【7ページ】 (別添1) 事務内容の図中⑮以降の矢印の表記について	⑮介護保険情報の移転 ⑮介護保険情報の提供 ⑮介護保険情報にかかる照会 ⑯個人番号の登録 ⑯個人番号照会	⑮介護保険情報の移転 ⑯介護保険情報の提供 ⑯介護保険情報にかかる照会 ⑰個人番号の登録 ⑰個人番号照会	事後	重要な変更にあたらぬ。 (従来の⑮を⑮と⑯に分割したことによる番号の繰り下げ。) なお、「⑰個人番号照会」については、従来は⑯であるべきであり、誤記であったが、今回の繰り下げにより、修正不要となった。
平成30年11月19日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号法第19条第7号別表第2 情報提供の根拠」項番百六の行	【項番】 百六 【情報照会者】 独立行政法人日本学生支援機構 【事務】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの 【情報提供者】 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 【特定個人情報】 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 【対応する別表第2省令の条項】 —	削除	事後	重要な変更にあたらぬ。 (記載誤り。(独立行政法人日本学生支援機構法に介護保険情報を提供できる規定なし。))
平成30年11月19日	【14ページ】 Ⅱ-3. ⑦ 使用の主体 使用部署	区役所区民福祉部福祉課、支所区民福祉課福祉係、財政局税務部債権管理推進室、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課福祉係、財政局税務部債権管理推進室、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)
平成30年11月19日	【17ページ】 Ⅱ-5. 提供・移転の有無	[○] 移転を行っている (9) 件	[○] 移転を行っている (10) 件	事後	重要な変更にあたらぬ。 (移転先10の追加。)
平成30年11月19日	【18ページ】 Ⅱ-5. 移転先1	市民経済局地域振興部住民課(窓口業務:各区役所区民生活部市民課、各支所区民生活課)	市民経済局地域振興部住民課(窓口業務:各区役所区政部市民課、各支所区民生活課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)
平成30年11月19日	【19ページ】 Ⅱ-5. 移転先3	健康福祉局生活福祉部保護課(窓口業務:各区役所区民福祉部民生子ども課、各支所区民福祉課)	健康福祉局生活福祉部保護課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、各支所区民福祉課)	事後	同上
平成30年11月19日	【20ページ】 Ⅱ-5. 移転先5	健康福祉局生活福祉部保険年金課(窓口業務:各区役所区民福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)	健康福祉局生活福祉部保険年金課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	【20ページ】 Ⅱ－5. 移転先6	健康福祉局生活福祉部医療福祉課(窓口業務:各区役所区民福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)	健康福祉局生活福祉部医療福祉課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課、各支所区民福祉課)	事後	同上
平成30年11月19日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先7	健康福祉局障害福祉部障害者支援課(窓口業務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	健康福祉局障害福祉部障害者支援課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	事後	同上
平成30年11月19日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8の移転先	健康福祉局障害福祉部障害企画課(窓口業務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	健康福祉局障害福祉部障害企画課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	事後	同上
平成30年11月19日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成28年度約400回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成29年度約350回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (平成29年度実績に修正。)
平成30年11月19日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9の移転先	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課(窓口業務:各区役所区民福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課(窓口業務:各区役所保健福祉センター福祉部福祉課、各支所区民福祉課)	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)
平成30年11月19日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成28年度約30回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成29年度約30回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (平成29年度実績に修正。)
平成30年11月19日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先10	新設	【移転先10】住宅都市局住宅部住宅管理課 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案) ②移転先における用途 市営住宅収入申告義務免除の対象者要件を満たすことの確認資料 ③移転する情報 要介護(要支援)認定に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 介護保険被保険者のうち、市営住宅収入申告のなかった者 ⑥移転方法 【○】 庁内連携システム ⑦時期・頻度 年1回	事後	重要な変更にあたらない。 (新たな移転先の追加。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 独自助成認定証発行管理情報、独自助成居住費金額情報、独自助成区分管理情報、資産調査管理情報、資産調査照会先情報、独自助成支給管理情報、(認定)申請補助情報、議事録情報、経過記録情報、経過記録明細情報、簡易情報提供情報、認定申請委託支払管理情報 【追加した記録項目】 負担限度額認定情報の34・35	事後	重要な変更にあたらぬ。 (制度改正等により情報及び記録項目を追加。)
平成30年11月19日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	区役所福祉課において、敬老行事対象者名簿を学区連絡協議会会長に返却を求めたところ、既に返却済みとの回答があった。区役所内を探すが発見できず、687人分の個人情報(紙)が漏えい(紛失)した。なお、漏えいした個人情報の不正利用の有無は確認されていない。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
平成30年11月19日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	・名簿の貸与・返却時において、渡した者及び受領した者の記録の管理を徹底する。 ・紛失しないために、名簿の保管場所の管理を徹底する。	事後	同上
令和1年11月13日	【19ページ】 Ⅱ－5. 移転先3 ⑥移転方法	【O】 庁内連携システム	【O】 庁内連携システム 【O】紙	事後	重要な変更にあたらぬ。 (記載漏れ。)
令和1年11月13日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成29年度約350回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成30年度約300回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (平成30年度実績に修正。)
令和1年11月13日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成29年度約30回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成30年度約40回。)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月13日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 給付実績情報(基摘)、基本摘要情報、年間高額サービス費情報、年間高額サービス費内訳情報、年間高額サービス費計算情報、年間高額サービス費(総合事業)情報、年間高額サービス費(総合事業)内訳情報、年間高額サービス費(総合事業)計算情報、年間高額世帯集約情報、年間高額基準収入額申請管理情報、年間高額基準収入額申請管理内訳情報、受給者台帳追加情報2、受給者訂正履歴追加2、年間高額計算情報(内訳)、年間高額計算情報(個人)、年間高額計算情報(世帯) 【追加した記録項目】 納付原簿情報(1号)の15、独自助成認定証発行管理情報(受給者)の26・27	事後	重要な変更にあたらなない。 (制度改正等により情報及び記録項目を追加。)
令和1年11月13日	【57ページ】 Ⅲー7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	区役所福祉課において、敬老行事対象者名簿を学区連絡協議会会長に返却を求めたところ、既に返却済みとの回答があった。区役所内を探すが発見できず、687人分の個人情報(紙)が漏えい(紛失)した。なお、漏えいした個人情報の不正利用の有無は確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	事後	重要な変更にあたらなない。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
令和1年11月13日	【57ページ】 Ⅲー7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・名簿の貸与・返却時において、渡した者及び受領した者の記録の管理を徹底する。 ・紛失しないために、名簿の保管場所の管理を徹底する。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	【59ページ】 Ⅳ－1. ②監査 具体的な内容	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムについて、監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)
令和2年11月2日	【13ページ】 Ⅱ－3. ① 入手元	市民経済局(住民課)、財政局(市民税課)、健康福祉局(保護課、保険年金課、医療福祉課、障害者支援課、高齢福祉課)	スポーツ市民局(住民課)、財政局(市民税課)、健康福祉局(保護課、保険年金課、医療福祉課、障害者支援課、高齢福祉課)	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)
令和2年11月2日	【14ページ】 Ⅱ－3. ⑦ 使用の主体 使用部署	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課福祉係、財政局税務部債権管理推進室、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所区民福祉課福祉係、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (債権管理推進室が介護保険事務を行わなくなったことによる。)
令和2年11月2日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成30年度約300回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和元年度約300回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (令和元年度実績に修正。)
令和2年11月2日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。平成30年度約40回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和元年度約50回。)	事後	同上
令和2年11月2日	【23ページ】 Ⅱ－6. ①保管場所	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2)略 <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2)略 <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月2日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	【削除した情報】 受給者訂正履歴追加2	削除	事後	重要な変更にあたらぬ。 (誤記による修正。)
令和2年11月2日	【50ページ】 Ⅲ－3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な方法	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)発行 (略) (2)失効 利用期間満了時に自動的に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は自動的に失効される。 ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)発行 (略) (2)失効 利用期間満了時に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。 ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	事後	同上
令和2年11月2日	【52ページ】 Ⅲ－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ (1)略 (2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ (1)略 (2)システムの操作ログ、アクセスログを7年間(介護保険システムは5年間)保存する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (保存期間を延長によるリスク軽減。)
令和2年11月2日	【52ページ】 Ⅲ－4. 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	＜介護保険システムにおける措置＞ 機器内の情報を全て完全に消去するか、情報の読み出しができないように当該機器の全ての記憶装置を物理的に破壊するよう指示する。	＜介護保険システムにおける措置＞ 機器内の情報を全て完全に消去するか、情報の読み出しができないように当該機器の全ての記憶装置を物理的に破壊するよう指示し、消去証明書を提出させている。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (消去証明書の提出によるリスク軽減。)
令和2年11月2日	【54ページ】 Ⅲ－6. リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)略 (2)略 (※1)略 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)略	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1)略 (2)略 (※1)略 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)略	事後	重要な変更にあたらぬ。 (表現を修正。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月2日	【55ページ】 Ⅲ－6. リスク5 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1)略 (2)略 (3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)略 <中間サーバーの運用における措置> (略)	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1)略 (2)略 (3)機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)略 <中間サーバーの運用における措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (表現を修正。)
令和2年11月2日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を追記。)
令和2年11月2日	【59ページ】 Ⅳ－1. ①自己点検 具体的なチェック方法	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員については年一回、システム開発・運用保守業者については月一回の自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (措置内容を詳細に記載。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月2日	【59ページ】 Ⅳ－2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <介護保険システムにおける措置> (略)	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <介護保険システムにおける措置> (略) <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は関係法令等に基づき厳正に対処する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (記載の修正。)
令和2年11月2日	【60ページ】 Ⅴ－2. ①連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)
令和3年11月12日	【6ページ】 Ⅰ－6. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日／内閣府／総務省／令第7号。以下「別表第2省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	番号法第19条第8号、別表第2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日／内閣府／総務省／令第7号。以下「別表第2省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (番号法の改正により、第19条の規定について、第3号の次に新たに1号追加することとなり、同条第4号以降に生じた号ズレ。)
令和3年11月12日	【8～10ページ】 (別紙1)Ⅰの6の②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠	事後	同上
令和3年11月12日	【10ページ】 (別紙1)Ⅰの6の②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 情報照会の根拠	番号法第19条第8号別表第2 情報照会の根拠	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1の表「番号法第19条第7号別表第2 情報提供の根拠」中の「情報照会者」欄に記載。ただし、同表中「対応する別表第2省令の条項」に記載のないものを除く。)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「情報照会者」欄に記載。ただし、同表中「対応する別表第2省令の条項」に記載のないものを除く。)	事後	同上
令和3年11月12日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	同上
令和3年11月12日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ②提供先における用途	別紙1の表「番号法第19条第7号別表第2 情報提供の根拠」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	事後	同上
令和3年11月12日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ③提供する情報	別紙1の表「番号法第19条第7号別表第2 情報提供の根拠」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	事後	同上
令和3年11月12日	【18ページ】 Ⅱ－5. 移転先1	市民経済局地域振興部住民課(窓口業務:各区役所区民生活部市民課、各支所区民生活課)	スポーツ市民局地域振興部住民課(窓口業務:各区役所区政部市民課、各支所区民生活課)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更漏れ。)
令和3年11月12日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和元年度約300回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和2年度約800回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (令和2年度実績に修正。)
令和3年11月12日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和元年度約50回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和2年度約60回。)	事後	同上
令和3年11月12日	【24～47ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】前月分生活保護情報(1号)、一次判定修正前情報(受給者)、認知症予防差分情報(1号と64歳の2号)、国保資格情報(1号)、後期資格情報(1号)、生活保護(統合)(全被)、前月分生活保護(統合)(全被) 【追加した記録項目】収入履歴情報(1号)の29、30、31、分納情報(1号)の28～44、(認定)申請補助情報(受給者)57～62	事後	重要な変更にあたらぬ。 (制度改正等により情報及び記録項目を追加・修正・削除。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを送信すべきところ、誤って167名分の個人情報が記された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
令和3年11月12日	【57ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	電子メール等を送信する前には、必ず複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。	事後	同上
令和5年3月13日	【3ページ】 I－1. ①事務の内容	介護保険法及び名古屋市介護保険条例に基づき、主に以下の(1)～(4)の事務を行う。 (1)被保険者の資格管理 (略) ・(略) ・要介護(要支援)認定を受けた、あるいは被保険者証交付申請を行った第2号被保険者(40歳以上64歳以下の者) (2)保険料の賦課・徴収 (略) (3)要介護(要支援)認定等 (略) (4)保険給付等 (略)	介護保険法及び名古屋市介護保険条例に基づき、主に以下の(1)～(4)の事務を行う。 (1)被保険者の資格管理 (略) ・(略) ・要介護(要支援)認定の申請を行った、あるいは被保険者証交付申請を行った第2号被保険者(40歳以上64歳以下の者) (2)保険料の賦課・徴収 (略) (3)要介護(要支援)認定等 (略) (4)保険給付等 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (表現の修正)
令和5年3月13日	【6ページ】 I－2. システム5 ①システムの名称	新設	電子申請システム	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【6ページ】 I－2. システム5 ②システムの機能	新設	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2)申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 (3)申請フォーム作成機能(職員向け) ・(1)で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【7ページ】 (別添1)事務の内容	新設	電子申請システム	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【11ページ】 Ⅱ－1. ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 (略) ・連絡先等情報 (略) ・業務関係情報 (略) [] 障害者福祉関係情報	・識別情報 (略) ・連絡先等情報 (略) ・業務関係情報 (略) [○] 障害者福祉関係情報	事後	重要な変更にあたらない。 (記載漏れのため修正)
令和5年3月13日	【12ページ】 Ⅱ－2. ⑥事務担当部署	総務局行政改革推進部情報化推進課、健康福祉局高齢福祉部介護保険課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、総務局行政部デジタル改革推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名及び記載順の変更)
令和5年3月13日	【13ページ】 Ⅱ－3. ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【13ページ】 Ⅱ－3. ④入手に係る妥当性	(1)要介護(要支援)認定申請など、本人または本人の代理人からの申請が必要な情報は、申請の都度、紙により入手する。	(1)要介護(要支援)認定申請など、本人または本人の代理人からの申請が必要な情報は、申請の都度、電子申請システムを通じてまたは紙により入手する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【13ページ】 Ⅱ－3. ⑤本人への明示	(1)要介護(要支援)認定申請など、本人または本人の代理人からの申請が必要な情報は、申請の都度、電子申請システムを通じてまたは紙により入手する。 (2)適正な保険料賦課及び保険給付等を行うため、並びに本人の負担軽減のため、評価実施機関内の他部署から入手する情報は、庁内連携システムまたは紙媒体により、それぞれの情報に適した頻度で入手する。 (3)適正な保険料賦課及び保険給付を行うため、並びに本人の負担軽減のため、他市町村や医療保険者などから入手できる情報は、介護保険法及び番号法に基づき、調査が必要な都度、情報ネットワークシステムから入手する。 (4)本人確認情報については、番号法の規定により、調査が必要な都度住民基本台帳ネットワークシステムを用いて情報を入手している。	・本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示する。ただし、介護保険法及び、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定がある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)に明示されている。	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (項ずれによる誤記の修正を含む。)
令和5年3月13日	【13ページ】 Ⅱ－3. ⑥使用目的	・本人または本人の代理人からの入手については介護保険法に規定されている。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)に明示されている。	資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付などの介護保険事務の公平・公正・効率化のため。	事後	重要な変更にあたらない。 (項ずれによる誤記の修正)
令和5年3月13日	【14ページ】 Ⅱ－3. ⑧使用方法 情報の突合	・本人または本人の代理人からの情報の入手については、申請書や被保険者証番号をキーに情報を突合する。 ・略	・本人または本人の代理人からの情報の入手については、資格情報等の確認や、申請内容について不備がないか、適切に申請がされているか等を確認するため、申請書や被保険者番号をキーに情報を突合する。 ・略	事後	重要な変更にあたらない。 (誤記による修正及び詳細の追記)
令和5年3月13日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和2年度約800回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和3年度約900回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (令和3年度実績に修正)
令和5年3月13日	【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和2年度約60回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和3年度約50回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (令和3年度実績に修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【23ページ】 Ⅱ－6. ①保管場所	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上の特定個人情報、サービス提供者が契約するクラウドサービス上に保管される。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【23ページ】 Ⅱ－6. ③消去方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 名古屋市からサービス提供者に対して依頼することで消去する。	事前	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>については重要な変更にあたらない。 <電子申請システムにおける措置>については特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【24～48ページ】 (別添2)ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】前月分生活保護情報(1号)、一次判定修正前情報(受給者)、認知症予防差分情報(1号と64歳の2号)、国保資格情報(1号)、後期資格情報(1号)、生活保護(統合)(全被)、前月分生活保護(統合)(全被) 【追加した記録項目】収入履歴情報(1号)29～31、分納情報(1号)28～44、(認定)申請補助情報(受給者)57～62	事後	重要な変更にあたらない。 (制度改正等により情報及び記録項目を追加)
令和5年3月13日	【49ページ】 Ⅲ－2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 手続きごとに必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【49ページ】 Ⅲ－2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 手続きごとに必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【49ページ】 Ⅲ－2. リスク2 リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 手続ごとに必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【50ページ】 Ⅲ－2. リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 申請の際に官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、介護保険被保険者証等)等の画像データの添付を求め、提示を受ける。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【50ページ】 Ⅲ－2. リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> ①手続ごとに必要な申請項目を設定する。 ②入力規則を設けるなど不正確な情報が入力されないようにする。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【50ページ】 Ⅲ－2. リスク4 リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【51ページ】 Ⅲ－3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<介護保険システムにおける措置> (略)	<介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続ごとにアクセス制御している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【51ページ】 Ⅲ－3. リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【51ページ】 Ⅲ－3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (案) <介護保険システムにおける措置> (案)	<情報連携基盤システムにおける措置> (案) <介護保険システムにおける措置> (案) <電子申請システムにおける措置> ①事務を行う職員のアカウントを発行し、手続の受付を行う組織へ紐付ける。 ②異動等で不要となった職員のアカウントを無効化する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【52ページ】 Ⅲ－3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認し、不要となったアカウントの無効化及び紐付けの解除を行う。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【52ページ】 Ⅲ－3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上で、特定個人情報を含む申請情報への照会・処理等の利用記録を保管する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【53ページ】 Ⅲ－3. リスク3 リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ ①システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ②許可のない手続の申請情報にはアクセスできないように制限する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【53ページ】 Ⅲ－3. リスク4 リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ 職員ごとにアクセス権限を持つ手続を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【55ページ】 Ⅲ－5. リスク2 リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (1)(略) (2)(略) (3)毎年提供先・移転先との間で、利用目的や使用方法等を取り決める覚書をかわす際に、提供・移転する根拠となる法令を確認している。	事後	重要な変更にあたらない。 (詳細の追記)
令和5年3月13日	【56ページ】 Ⅲ－6. リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更)
令和5年3月13日	【56ページ】 Ⅲ－6. リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【59ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> ①活用するクラウドサービス基盤は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」がセキュリティクラウド認証等として掲げるISO/IEC27017、米国FedRAMP、AICPASOC2/SOC3等に対応しており、そのデータセンターへのアクセスを厳密に統制している。 ②スタッフへの権限の付与及び最低2回以上の2要素認証によるデータセンターのフロアへのアクセス制限を始め、監視カメラや侵入検知システムなどの手段による厳重な管理が行われている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【59ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> ①仮想サーバーの操作を行うことが可能なコンソール(マネジメントコンソール)へのアクセスは、ID・パスワードによる認証とTOTP(Time-Based One-Time Password)による二段階認証を強制する対策を実施している。 ②操作についてはクラウドサービス基盤の機能を活用することで、操作に関するログを取得し、当該設備のリソースに対する操作者及び操作を特定できる対策を実施している。 ③セキュリティ対策のためのシステムを導入し、アクセス制限、不正アクセスの検知及び防御を行っている。 ④ウイルスやマルウェア等への対策としてOS、ミドルウェア等を定期的に最新バージョンにアップデートしている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【60ページ】 Ⅲ－7. リスク2 リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、 リスクは発生しない。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【60ページ】 Ⅲ－7. リスク3 消去手順 手順の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ 名古屋市からサービス提供者に対して依頼 することで消去する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【61ページ】 Ⅳ－1. ①自己点検 具体的な なチェック方法	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ サービス提供者において、定期的に自己点 検を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和5年3月13日	【61ページ】 Ⅳ－1. ②監査 具体的な内 容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ 定期的に外部監査を実施するサービスを利用 している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	【62ページ】 Ⅳ－2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <違反行為を行った場合の措置> (略)	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> サービス提供者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (電子申請方式導入に伴う変更)
令和6年4月5日	【3ページ】 Ⅰ－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	(略) [] その他()	(略) [○] その他(申請管理システム)	事後	重要な変更にあたらない。 (情報連携基盤システムの更新に伴う変更)
令和6年4月5日	【4ページ】 Ⅰ－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)	情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)	事後	重要な変更にあたらない。 (情報連携基盤システムの更新に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【4ページ】 Iー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(1) (略) (2) 宛名情報等管理機能 (略) (3) 中間サーバー連携機能 (略) (4) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (5) セキュリティ管理機能 (略) (6) 職員認証・権限管理機能 (略) (7) システム管理機能 (略)	(1) (略) (2) 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。 (3) 宛名情報等管理機能 (略) (4) 中間サーバー連携機能 (略) (5) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (6) セキュリティ管理機能 (略) (7) 職員認証・権限管理機能 (略) (8) システム管理機能 (略) (9) ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 (10) 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。 (11) 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。 (12) 申請状況確認機能 ぴったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。	事後	重要な変更にあたらない。 (情報連携基盤システムの更新に伴う変更)
令和6年4月5日	【4ページ】 Iー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	(略) [○] その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)	(略) [○] その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事後	重要な変更にあたらない。 (情報連携基盤システムの更新に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【6ページ】 Ⅰ－5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9 条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日／内閣府／総務省／令第5号)第50 条 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関す る条例(案)	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号。以下「番号利用法」とい う。)第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9 月10日／内閣府／総務省／令第5号)第50 条 ・番号利用法第9条第2項 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律施行 条例	事後	重要な変更にあたらない。 (略称の変更及び条例の制定 に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【6ページ】 Ⅰ－6. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2及び行政手続 における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年12 月12日／内閣府／総務省／令第7号。以下 「別表第2省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	番号利用法第19条第8号、別表第2及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年12月12日／内閣府／総務省／令第7号。 以下「別表第2省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	事後	重要な変更にあたらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【7ページ】 (別添1) 事務の内容	-	事務の内容のうち、①資格取得等の届出の一 部(被保険者証等の再交付)及び⑨要介護・要 支援認定申請を電子申請でも行えるようになる ため図の①及び⑨を⑩と同様に変更	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和6年4月5日	【8～10ページ】 (別紙1) 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携の 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根 拠	番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供 の根拠	事後	重要な変更にあたらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【10ページ】 (別紙1) 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携の 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2 情報照会の根 拠	番号利用法第19条第8号別表第2 情報照会 の根拠	事後	重要な変更にあたらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【12ページ】 Ⅱ－2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、総務局行 政部デジタル改革推進課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、総務局行 政DX推進部デジタル改革推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【13ページ】 Ⅱ－3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示する。ただし、介護保険法及び、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定がある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例（予定）に明示されている。	本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示する。ただし、介護保険法及び、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定がある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号利用法及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に明示されている。	事後	重要な変更にあたらない。 （略称の変更及び条例の制定に伴う名称の変更）
令和6年4月5日	【17ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「情報照会者」欄に記載。ただし、同表中「対応する別表第2省令の条項」に記載のないものを除く。）	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者（別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「情報照会者」欄に記載。ただし、同表中「対応する別表第2省令の条項」に記載のないものを除く。）	事後	重要な変更にあたらない。 （略称の変更）
令和6年4月5日	【17ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号利用法第19条第8号別表第2	事後	重要な変更にあたらない。 （略称の変更）
令和6年4月5日	【17ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ②提供先における用途	別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	事後	重要な変更にあたらない。 （略称の変更）
令和6年4月5日	【17ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ③提供する情報	別紙1の表「番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	事後	重要な変更にあたらない。 （略称の変更）
令和6年4月5日	【18ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）	事後	重要な変更にあたらない。 （条例の制定に伴う名称の変更）
令和6年4月5日	【19ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）	事後	重要な変更にあたらない。 （条例の制定に伴う名称の変更）
令和6年4月5日	【19ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）	事後	重要な変更にあたらない。 （条例の制定に伴う名称の変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【20ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【20ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【21ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【21ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【21ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑦次期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和3年度約900回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和4年度約500回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (令和4年度実績に修正)
令和6年4月5日	【22ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)
令和6年4月5日	【22ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑦次期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和3年度約50回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和4年度約70回。)	事後	重要な変更にあたらない。 (令和4年度実績に修正)
令和6年4月5日	【22ページ】 Ⅱ－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【23ページ】 Ⅱ－6. 特定個人情報の保 管・消去 ③消去方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) (略) (2) ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) (略) (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 名古屋市からサービス提供者に対して依頼することで消去する。	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) (略) (2) 情報管理室に設置された機器のディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) (略) (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市からサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、該当データの消去を依頼する。サービス提供者が該当データの消去後、名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場合を除き、契約期間満了時には、名古屋市はサービス提供者に対して「データ削除依頼書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申請システムの名古屋市専用領域のデータを消去する。名古屋市はサービス提供者から消去作業の実施日及び消去方法を記載した証明書または報告書の提出を受ける。	事後	重要な変更にあたらない。 (内容を詳細にするもの)
令和6年4月5日	【24～48ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 自市住特介護世帯情報(全被及び世帯員)、自市住特賦課世帯状況情報(全被及び世帯員)、帳票一括発行オーバー欠字情報(受給者)	事後	重要な変更にあたらない。 (制度改正等により情報を追加)
令和6年4月5日	【50ページ】 Ⅲ－2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	(略) <電子申請システムにおける措置> 申請の際に官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、介護保険被保険者証等)等の画像データの添付を求め、提示を受ける。	(略) <電子申請システムにおける措置> 申請の際に、公的個人認証に基づく署名用電子証明書により確認する。または、官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、介護保険被保険者証等)等の画像データの添付を求め、提示を受ける。	事後	重要な変更にあたらない。 (リスクを明らかに軽減させる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【54ページ】 Ⅲ－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ (1) 番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2)～(7) (略)	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ (1) 番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2)～(7) (略)	事後	重要な変更当たらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【56ページ】 Ⅲ－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) (略) (※1) (略) (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) (略)	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) (略) (※1) (略) (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) (略)	事後	重要な変更当たらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【59ページ】 Ⅲ－7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) (略) (2) 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) (略) (2) 事前に申請し承認されてない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	事後	重要な変更当たらない。 (名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【60ページ】 Ⅲ－7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク3: 特定個人情報が削除 されずいつまでも存在するリ スク 消去手順 手順の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> 名古屋市からサービス提供者に対して依頼 することで消去する。	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> データが不要になった段階で、名古屋市から サービス提供者に対して「データ削除依頼 書」を提出し、該当データの消去を依頼する。 サービス提供者が該当データの消去後、名 古屋市はサービス提供者から消去作業の実 施日及び消去方法を記載した証明書または報 告書の提出を受ける。 なお、電子申請システムを引き続き利用する場 合を除き、契約期間満了時には、名古屋市は サービス提供者に対して「データ削除依頼 書」を提出し、サービス提供事業者は、電子申 請システムの名古屋市専用領域のデータを消 去する。名古屋市はサービス提供者から消 去作業の実施日及び消去方法を記載した証明 書または報告書の提出を受ける。	事後	重要な変更にあたらない。 (手順の内容を詳細にするもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月5日	【62ページ】 IV-2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市内における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> サービス提供者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> (略)	<名古屋市内における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> 委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> (略)	事後	重要な変更にあたらない。 (略称の変更)
令和6年4月5日	【63ページ】 V-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、必須事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。	事後	重要な変更にあたらない。 (根拠法令の変更)
令和6年4月5日	【63ページ】 V-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求方法 特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	開示請求について、市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【3ページ】 I－1. ②事務の内容	(略) (1)(略) (2)(略) (3)要介護(要支援)認定等 本市の被保険者等の申請に基づき、要介護(要支援)認定の調査等を実施し、要介護(要支援)状態区分等を認定する。また、基本チェックリストにより、介護予防・生活支援サービス事業対象者を把握する。 (4)保険給付等 介護サービス等にかかる受給者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む。以下同じ。)に対して保険給付等を行う。	(略) (1)(略) (2)(略) (3)要介護(要支援)認定等 本市の被保険者等の申請に基づき、要介護(要支援)認定の調査等を実施し、要介護(要支援)状態区分等を認定する。また、基本チェックリストにより、サービス・活動事業対象者を把握する。 (4)保険給付等 介護サービス等にかかる受給者(サービス・活動事業対象者を含む。以下同じ。)に対して保険給付等を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (名称の修正)
令和6年11月28日	【3ページ】 I－2. ②システムの機能	(1)(略) (2)(略) (3)要介護(要支援)認定等の管理 被保険者等の申請情報及び決定した要介護(要支援)状態区分並びに介護予防・生活支援サービス事業対象者等を管理。 (4)(略) (5)(略)	(1)(略) (2)(略) (3)要介護(要支援)認定等の管理 被保険者等の申請情報及び決定した要介護(要支援)状態区分並びにサービス・活動事業対象者等を管理。 (4)(略) (5)(略)	事後	重要な変更にあたらない。 (名称の修正)
令和6年11月28日	【6ページ】 I－2. システム6 ①システムの名称	新設	Web口座振替受付サービス	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【6ページ】 I－2. システム6 ②システムの機能	新設	(1)申請機能(市民等向け) ・市民等が、金融機関の承認を経て介護保険料の口座振替を申し込みできる機能 (2)還元データ取得機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申し込んだ情報を取得する機能	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【6ページ】 I－4. ②実現が期待されるメリット	(1)(略) (2)(略)	(1)(略) (2)(略) (3)公金受取口座の活用を希望する被保険者に関しては、申請書への口座情報の記載等を省略し、口座情報を正確に把握し、適切に保険給付や保険料還付を行うことができる。 (4)第2号被保険者への証交付時等に医療保険関係情報や生活保護情報を正確に把握することで、適正な資格管理をすることができる。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入及び公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【6ページ】 I－5. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日／内閣府／総務省／令第5号)第50条 ・番号利用法第9条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同条第2項及び別表第100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日／内閣府／総務省／令第5号)第50条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【7ページ】 I－6. ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、別表第2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日／内閣府／総務省／令第7号。以下「別表第2省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日／内閣府／総務省／令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	事前	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【8ページ】 (別添1)事務の内容	-	・「被保険者に対して行う業務」を「被保険者に対する業務」へ変更 ・「被保険者に対する収納業務」⑦⑧を「被保険者に対する業務」へ統合 ・事務の内容のうち、Web口座振替依頼受付サービス導入に伴い、⑤口座振替の記載を追記 ・①について証交付等の申請を追記 ・⑦⑩⑭の一部を電子申請でも行えるようになるため修正	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入及び公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【8ページ】 (別添1)事務の内容(備考)	①～④、⑥、⑧～⑪、⑬～⑮、⑰～⑳(略) ⑤ 納付書で納付する者については納付書を送付する。 ⑦ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料の納め過ぎが発生した場合は、還付通知書を送付する。 ⑫ 国保連に要介護(要支援)認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に関する情報(受給者情報)を、国民健康保険及び後期高齢者医療の資格情報も含め提供する。 ⑯ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する被保険者は、本市に居宅サービス計画作成依頼の届出を行い、本市は国行い、本市は国保連を通じて(⑫)の受給者情報に含めて提供)、居宅介護サービス計画費を当該事業者を支払う。	①～④、⑥、⑧～⑪、⑬～⑮、⑰～⑳(略) ⑤ 口座振替での納付に係る依頼を受け付ける。または口座情報を納付書で納付する者については納付書を送付する。 ⑦ ⑥の収入データ取込み等の結果、保険料の納め過ぎが発生した場合は、還付通知書を送付し、還付に係る請求を受ける。 ⑫ 国保連に要介護(要支援)認定者及びサービス・活動事業対象者に関する情報(受給者情報)を、国民健康保険及び後期高齢者医療の資格情報も含め提供する。 ⑯ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する被保険者は、本市に居宅サービス計画作成依頼の届出を行い、本市は国保連を通じて(⑫)の受給者情報に含めて提供)、居宅介護サービス計画費等を当該事業者等に支払う。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入及び公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【9～11ページ】 (別紙1)の表	番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9～11ページ】 (別紙1)の表	番号法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9～11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」 「対応する別表第2省令の条項」	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9～11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】」 「対応する別表第2省令の条項」	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番一の行	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番二の行	【項番】 (略) 【情報照会者】 (略) 【事務】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 (略) 【情報照会者】 (略) 【事務】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第四条で定めるもの 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番三の行	【項番】 (略) 【情報照会者】 (略) 【事務】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 (略) 【情報照会者】 (略) 【事務】 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番四の行	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番六の行	【項番】 五 【情報照会者】 (略) 【事務】 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 六 【情報照会者】 (略) 【事務】 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番七の行	【項番】 六 【情報照会者】 (略) 【事務】 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 七 【情報照会者】 (略) 【事務】 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番十一の行	【項番】 八 【情報照会者】 (略) 【事務】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 十一 【情報照会者】 (略) 【事務】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第十三条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番十五の行	【項番】 十一 【情報照会者】 都道府県知事 【事務】 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 十五 【情報照会者】 市町村長 【事務】 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番二十七の行	【項番】 十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 二十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番三十の行	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番三十八の行	【項番】 二十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 三十八 【情報照会者】 (略) 【事務】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番四十二の行	【項番】 二十六 【情報照会者】 (略) 【事務】 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 四十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第四十四条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番五十六の行	【項番】 三十三 【情報照会者】 (略) 【事務】 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 五十六 【情報照会者】 (略) 【事務】 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番六十五の行	【項番】 三十九 【情報照会者】 (略) 【事務】 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 六十五 【情報照会者】 (略) 【事務】 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【9ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番六十九の行	【項番】 四十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 六十九 【情報照会者】 (略) 【事務】 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番七十の行	【項番】 四十三 【情報照会者】 (略) 【事務】 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 七十 【情報照会者】 (略) 【事務】 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番八十の行	【項番】 五十六の二 【情報照会者】 (略) 【事務】 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 八十 【情報照会者】 (略) 【事務】 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番八十三の行	【項番】 五十八 【情報照会者】 (略) 【事務】 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 八十三 【情報照会者】 (略) 【事務】 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番八十六の行	【項番】 六十一 【情報照会者】 (略) 【事務】 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 八十六 【情報照会者】 (略) 【事務】 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番八十七の行	【項番】 六十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 八十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番八十八の行	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番九十五の行	(略)	削除	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百八の行	新設	【項番】 百八 【情報照会者】 市町村長 【事務】 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第一百十条で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第一百十条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百十五の行	【項番】 八十 【情報照会者】 (略) 【事務】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百十五 【情報照会者】 (略) 【事務】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百十六の行	【項番】 八十一 【情報照会者】 (略) 【事務】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百十六 【情報照会者】 (略) 【事務】 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百二十五の行	【項番】 八十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百二十五 【情報照会者】 (略) 【事務】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百二十七条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百二十八の行	【項番】 九十 【情報照会者】 (略) 【事務】 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百二十八 【情報照会者】 (略) 【事務】 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百三十条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百三十二の行	【項番】 九十四 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百三十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百三十七の行	【項番】 九十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百三十七 【情報照会者】 (略) 【事務】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【10ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百四十四の行	【項番】 百八 【情報照会者】 (略) 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百四十四 【情報照会者】 (略) 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百四十六条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百四十五の行	【項番】 百九 【情報照会者】 (略) 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百四十五 【情報照会者】 (略) 【事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第百四十七条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百五十八の行	【項番】 百十九 【情報照会者】 (略) 【事務】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百五十八 【情報照会者】 (略) 【事務】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】項番百六十一の行	新設	【項番】 百六十一 【情報照会者】 都道府県知事 【事務】 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 介護保険給付等関係情報であって第百六十三条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】項番百三十一の行	【項番】 九十三 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百三十一 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの 介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【11ページ】 (別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報照会の根拠】項番百三十二の行	【項番】 九十四 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 【情報提供者】 (略) 【特定個人情報】 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	【項番】 百三十二 【情報照会者】 (略) 【事務】 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの 【情報提供者】 都道府県知事等 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 内閣総理大臣 【特定個人情報】 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの 年金給付関係情報であって第百三十四条で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百三十四条で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
令和6年11月28日	【12ページ】 Ⅱ－2. ④記録される項目 主な記録項目	[] その他 ()	[○] その他 (公金受取口座情報)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【13ページ】 Ⅱ－2. ④記録される項目 その妥当性	(1)～(9)、(11)、(12)(略) (10)生活保護・社会福祉関係情報 ・適正な保険料賦課及び保険給付を行うために、生活保護の被保護者及び中国残留邦人等支援給付を受けている者に関する情報を保有する。 ・(略)	(1)～(9)、(11)、(12)(略) (10)生活保護・社会福祉関係情報 ・適正な資格管理、保険料賦課及び保険給付を行うために、生活保護の被保護者及び中国残留邦人等支援給付を受けている者に関する情報を保有する。 ・(略) (13)公金受取口座情報 適切に保険給付や保険料還付を行うために、支給先及び還付先の口座情報を保有する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【14ページ】 Ⅱ－3. ①入手元	[] 行政機関・独立行政法人等 () [] その他 (地方公共団体情報システム機構)	[○] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、デジタル庁、医療保険者) [] その他 ()	事前	「地方公共団体情報システム機構」については誤記の修正のため重要な変更にあたらない。「デジタル庁、医療保険者」については特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【14ページ】 Ⅱ－3. ②入手方法	[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム)	[○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、Web口座振替受付サービス)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【14ページ】 Ⅱ－3. ③入手の時期・頻度	(1)(2)(略) (3)地方公共団体・地方独立行政法人からの入手 所得情報や転入前市町村での要介護(要支援)情報などについて、調査が必要になった都度入手する。 (4)その他からの入手 本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。	(1)(2)(略) (3)行政機関・独立行政法人等からの入手 本人確認情報、公金受取口座情報、医療保険資格情報については、調査が必要になった都度入手する。 (4)地方公共団体・地方独立行政法人からの入手 所得情報や転入前市町村での要介護(要支援)情報、生活保護情報などについて、調査が必要になった都度入手する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【14ページ】 Ⅱ－3. ④入手に係る妥当性	(1)(2)(略) (3)適正な保険料賦課及び保険給付を行うため、並びに本人の負担軽減のため、他市町村や医療保険者などから入手できる情報は、介護保険法及び番号法に基づき、調査が必要な都度、情報ネットワークシステムから入手する。 (4)本人確認情報については、番号法の規定により、調査が必要な都度住民基本台帳ネットワークシステムを用いて情報を入手している。	(1)(2)(略) (3)本人確認情報については、番号利用法の規定により、調査が必要な都度住民基本台帳ネットワークシステムを用いて情報を入手している。 (4)適正な資格管理、保険料賦課、保険料還付、保険給付を行うため、並びに本人の負担軽減のため、他市町村や医療保険者、デジタル庁などから入手できる情報は、介護保険法及び番号利用法に基づき、調査が必要な都度、情報ネットワークシステムから入手する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【14ページ】 Ⅱ－3. ⑤本人への明示	(略) ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号利用法及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(予定)に明示されている。	(略) ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号利用法及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)に明示されている。	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定に伴う名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【15ページ】 Ⅱ－3. ⑦使用の主体	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所 区民福祉課福祉係、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所 区民福祉課、健康福祉局高齢福祉部介護保険課、同部地域ケア推進課	事後	重要な変更にあたらぬ。 (組織名の変更。)
令和6年11月28日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「情報照会者」欄に記載。ただし、同表中「対応する別表第2省令の条項」に記載のないものを除く。)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「情報照会者」欄に記載。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第2	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更にあたらぬ。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ②提供先における用途	別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「事務」欄に記載の事務で使用。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【17ページ】 Ⅱ－5. 提供先1 ③提供する情報	別紙1の表「番号利用法第19条第8号別表第2 情報提供の根拠」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	別紙1の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】」中の「特定個人情報」欄に記載の情報。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う名称の変更)
令和6年11月28日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先8 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和4年度約500回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和5年度約300回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (令和5年度実績に修正)
令和6年11月28日	【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ⑦時期・頻度	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和4年度約70回。)	(1)(2)ともに随時(申請の都度。令和5年度約40回。)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (令和5年度実績に修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【23ページ】 Ⅱ－6. ①保管場所	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者のサーバ上に保管される。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【24ページ】 Ⅱ－6. ③消去方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者のサーバで最長180日保管し、180日経過したデータは削除バッチで自動削除される。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【25～50ページ】 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 医療保険照会情報、生活保護照会情報、公金受取口座照会情報、公金受取口座情報、公金エラー情報、 【追加した記録項目】 簡易情報提供情報(受給者)の24	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (公金受取口座情報等の取得の開始に伴う変更)
令和6年11月28日	【51ページ】 Ⅲ－2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> 必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【51ページ】 Ⅲ－2. リスク1 必要な情報以外を入手すること を防止するための措置の内容	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【51ページ】 Ⅲ－2. リスク2 リスクに対する措置の内容	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 必要な申請項目を設定する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【52ページ】 Ⅲ－2. リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	＜窓口における措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜窓口における措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 申請情報と介護保険システムの宛名情報の照 合を行う。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【52ページ】 Ⅲ－2. リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜窓口における措置＞ (略) ＜情報連携基盤システム・中間サーバーに おける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ ①必要な申請項目を設定する。 ②入力規則を設けるなど不正確な情報が入力 されないようにする。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【52ページ】 Ⅲ－2. リスク4 リスクに対する措置の内容	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにお ける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> (略)	<窓口における措置> (略) <情報連携基盤システム・中間サーバーにお ける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> アクセス制御や暗号化を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【53ページ】 Ⅲ－3. リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	<介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> (略)	<介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないよう に、アクセス制御している。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【53ページ】 Ⅲ－3. リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるID と、パスワード及び生体認証による二要素認証 を実施する。また、システム利用時には、ID及 びパスワードで認証する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【54ページ】 Ⅲ－3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> ①事務を行う職員のアカウントを発行し、手続 の受付を行う組織へ紐付ける。 ②異動等で不要となった職員のアカウントを無 効化する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【54ページ】 Ⅲ－3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜情報連携基盤システム・介護保険システムに おける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システム・介護保険システムに おける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 定期的にアクセス権限を確認し、定期的に当該 事務を行う組織に紐付いているアカウントを確認 し、不要となったアカウントの無効化及び紐 付けの解除を行う。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【54ページ】 Ⅲ－3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 操作ログ(端末キー操作ログ等)の取得・保存 をする。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【55ページ】 Ⅲ－3. リスク3 リスクに対する措置の内容	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (略) ＜介護保険システムにおける措置＞ (略) ＜電子申請システムにおける措置＞ (略) ＜Web口座振替受付サービスにおける措置＞ 操作ログ、認証ログ、イベントログすべて取得・ 保存する。	事前	特定個人情報ファイルに対す る重要な変更にあたるため評 価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス 導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【55ページ】 Ⅲ－3. リスク4 リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1)Web口座振替受付サービスを利用する端末については、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、あらかじめ定められた保管場所に保管し、データが不要となった段階で削除する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【61ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1)サーバーは、サービス提供者のデータセンター内のマシン室に設置した専用ラックに常時施錠して格納し、持ち出し不可とする。 (2)マシン室には監視カメラを設置し、入退室にはICカード認証と生体認証を導入する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【62ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> (1)操作ログ、認証ログ、イベントログすべて取得・保存する。 (2)不正なアクセスの防御として、ファイアウォールの導入、IDS、WAFを導入して監視を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【62ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを送信すべきところ、誤って167名分の個人情報に記された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。	本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)を他の参加者から閲覧できる状態で送信した。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
令和6年11月28日	【62ページ】 Ⅲ－7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。	受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。 電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するよう指導を行った。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (期間経過に伴う記載内容の整理。)
令和6年11月28日	【63ページ】 Ⅲ－7. リスク2 リスクに対する措置の内容	<介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> 市民等は申請ごとに申請情報を入力するため、リスクは発生しない。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【63ページ】 Ⅲ－7. リスク3 消去手順 手順の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者のサーバで最長180日保管し、180日経過したデータは削除バッチで自動削除される。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【64ページ】 Ⅳ－1. ①自己点検 具体的なチェック方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者において、年1回以上の点検を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	【64ページ】 Ⅳ－1. ②監査 具体的な内容	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> 年1回以上の内部監査を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【65ページ】 Ⅳ－2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <違反行為を行った場合の措置> (略)	<名古屋市における措置> (略) <情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <介護保険システムにおける措置> (略) <電子申請システムにおける措置> (略) <Web口座振替受付サービスにおける措置> サービス提供者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (Web口座振替受付サービス導入に伴う変更)
令和6年11月28日	【66ページ】 Ⅴ－1. ①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)
令和7年9月25日	【6ページ】 Ⅰ－5. 個人番号の利用	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定による名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月25日	【14ページ】 Ⅱ－3. ⑤本人への明示 【18ページ】 Ⅱ－5. 移転先2 ①法令上の根拠 【19ページ】 Ⅱ－5. 移転先3 ①法令上の根拠 移転先4 ①法令上の根拠 【20ページ】 Ⅱ－5. 移転先5 ①法令上の根拠 移転先6 ①法令上の根拠 【21ページ】 Ⅱ－5. 移転先7 ①法令上の根拠 移転先8 ①法令上の根拠 【22ページ】 Ⅱ－5. 移転先9 ①法令上の根拠 移転先10 ①法令上の根拠	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない。 (条例の制定による名称の変更)
令和7年9月25日	【16ページ】 Ⅱ－4. ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(サーバ室内にてシステムの直接操作)	(システムの直接操作)	事後	重要な変更にあたらない。 (サーバ設置場所の移転による変更)
令和7年9月25日	【16ページ】 Ⅱ－4. ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	株式会社NTTデータ東海	事後	重要な変更にあたらない。 (委託先事業者名の変更による変更)
令和7年9月25日	【18ページ】 Ⅱ－5. 移転先2	ささしま市税事務所市民税課	本陣市税事務所市民税課	事後	重要な変更にあたらない。 (庁舎の移転による名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月25日	【23ページ】 Ⅱ－6. ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 (2) 特定個人情報とは、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【24ページ】 Ⅱ－6. ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月25日	【57ページ】 Ⅲ－5. リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<介護保険システムにおける措置> 名古屋市個人情報保護条例に基づき、以下のルールを遵守している。	<介護保険システムにおける措置> 個人情報の保護に関する法律に基づき、以下のルールを遵守している。	事後	重要な変更にあたらない。 ((根拠法令の変更))
令和7年9月25日	【59ページ】 Ⅲ－6. リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【60ページ】 Ⅲ－6. リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (3) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【60ページ】 Ⅲ－6. リスク7 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【61ページ】 Ⅲ－7. リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2) 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月25日	【62ページ】 Ⅲ－7. リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) (4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【64ページ】 Ⅳ－1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1) 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
令和7年9月25日	【65ページ】 Ⅳ－3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	重要な変更にあたらない。 (令和7年5月2日付 地情機第4951号により、「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別添1 事務内容	新設	委託事業者にて届出受付及び処理事務	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	新設	委託事項3 オンライン申請等の事務処理業務委託 ①～⑨(略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。 ＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ 委託契約・仕様書において個人情報保護体制や情報セキュリティ対策の提出を求め、対策の実施状況の確認、報告も求める。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	＜情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置＞ (略)	＜情報連携基盤システム・介護保険システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 具体的な方法	新設	＜オンライン申請等の事務処理業務委託における措置＞ 電子申請システムにおいてシステムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	<情報連携基盤システム・介護保険システム・ オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (略)	<情報連携基盤システム・介護保険システム・ オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略) <オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (1) 履行場所からの持ち出しを禁止する。 (2) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規程の内容	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・介護保険システム・ オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<情報連携基盤システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)
	Ⅳ-2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<情報連携基盤システム・介護保険システムにおける措置> (略)	<情報連携基盤システム・介護保険システム・ オンライン申請等の事務処理業務委託における措置> (略)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため評価の再実施を行う。 (オンライン申請等の事務処理委託の開始に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	その他(略)	既存住民基本台帳システム 税務システム その他(略)	事後	重要な変更にあたらない。 (詳細の追加)
	I-5 法令上の根拠	・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の8の項、別表第1の9の項、別表第1の47の項、別表第2の11の項、別表第2の12の項、別表第2の57の項および別表第2の58の項	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関する法令上の根拠を追加)
	I-6 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日／内閣府／総務省／令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (詳細は別紙1に記載)	・番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日／内閣府／総務省／令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。) ・番号利用法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 (詳細は別紙1に記載)	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関する法令上の根拠を追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)の表「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】	事後	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
	(別紙1)の表「名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第2【情報照会の根拠】」項番十一の行	(新設)	【項番】 十一 【情報照会者】 市町村長 【事務】 社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 【情報提供者】 都道府県知事等 【特定個人情報】 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関する法令上の根拠を追加)
	(別紙1)の表「名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第2【情報照会の根拠】」項番十一の行	(新設)	【項番】 十一 【情報照会者】 市町村長 【事務】 社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 地方税関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関する法令上の根拠を追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙1)の表「名古屋市行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律施行条例別表 第2【情報照会の根拠】」項番 十二の行	(新設)	【項番】 十一 【情報照会者】 市町村長 【事務】 名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費 助成事業実施要綱による居住費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの 【情報提供者】 都道府県知事等 【特定個人情報】 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援 給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関す る法令上の根拠を追加)
	(別紙1)の表「名古屋市行政 手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等 に関する法律施行条例別表 第2【情報照会の根拠】」項番 十二の行	(新設)	【項番】 十一 【情報照会者】 市町村長 【事務】 名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費 助成事業実施要綱による居住費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの 【情報提供者】 市町村長 【特定個人情報】 地方税関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない。 (個人番号の独自利用に関す る法令上の根拠を追加)
	Ⅱ-2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(4)4情報(氏名、性別、生年月日及び住所) 被保険者証等に記載するとともに、通知書等 の送付先情報として使用するために保有する。	(4)5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年 月日及び住所) 被保険者証等に記載するとともに、通知書等 の送付先情報として使用するために保有する。	事後	重要な変更にあたらない (法改正に伴う評価書の様式 変更による修正)
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・ 使用 ⑦使用の主体 使用部署	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所 区民福祉課、健康福祉局高齢福祉部介護保険 課、同部地域ケア推進課	区役所保健福祉センター福祉部福祉課、支所 区民福祉課、健康福祉局高齢福祉部介護保険 課、同部高齢福祉課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織名の変更。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(1)～(6) (略)	<介護保険システム> (1)～(6) (略) <情報連携基盤システム・中間サーバー> 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供および情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。 また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事前	重要な変更にあたらなない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(略)	<情報連携基盤システム・中間サーバー> 同一个人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	事前	重要な変更にあたらなない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	(略)	<情報連携基盤システム・中間サーバー> 実施しない。	事前	重要な変更にあたらなない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	(略)	<情報連携基盤システム・中間サーバー>実施しない。	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2② 対象となる本人の範囲	(1) 区域内の住民(住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指し、住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。) (2) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 (3) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者	介護保険の被保険者及び同一世帯の世帯員 (前述2③「対象となる本人の範囲」と同様)	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の修正)
	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	25件	28件	事前	重要な変更にあたらない。 (番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更)
	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) (2) 特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	新設	<ガバメントクラウドにおける措置> ①、②(略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・ 消去 ③消去方法	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①～③(略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	【追加した情報】 被保険者情報、口振勸奨情報 【追加した記録項目】 介護住記情報項番87～91	事前	重要な変更にあたらない。 (制度改正、業務改善により 情報及び記録項目を追加)
	Ⅲ-5.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	(略)	記録を残している	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)略 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)略 (2)(1)の記録には宛名番号、住登外者宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)
	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑤物理的対策	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ (1)情報連携基盤システムは、ガバメントクラウドに設置する。(なお、中間サーバーに接続するためのNW機器のみ庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。) (2)特定個人情報は、ガバメントクラウドに設置された機器に保存する。	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」に該当するため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑤物理的対策	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①、②(略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるもの ではないと考えられる変更」に 該当するため)
	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑥技術的対策	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①～⑧(略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるもの ではないと考えられる変更」に 該当するため)
	Ⅲ-7.特定個人情報の保管・ 消去 リスク3 消去手順	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるもの ではないと考えられる変更」に 該当するため)
	Ⅳ-1.監査 ②監査	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるもの ではないと考えられる変更」に 該当するため)
	Ⅳ-3.その他のリスク対策	新設	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略)	事前	重要な変更にあたらない。 (「特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるもの ではないと考えられる変更」に 該当するため)